

平成二十七年第一回三月定例会

平成 27 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 27 年 3 月 9 日 開会

平成 27 年 3 月 17 日 閉会



高森町議会会議録

高 森 町 議 会

3月9日（月）

（第1日）

平成27年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成27年3月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 興梠 壽一君

4番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成27年3月 9日

至 平成27年3月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 9日（月）	本会議	議案審議
3月10日（火）	休 会	総務常任委員会
3月11日（水）	”	文教厚生常任委員会
3月12日（木）	”	建設経済常任委員会
3月13日（金）	”	委員会予備日
3月14日（土）	”	
3月15日（日）	”	
3月16日（月）	本会議	一般質問
3月17日（火）	”	委員長報告・採決

日程第 3 議案第 3号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 4 議案第 4号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 5号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 6号 高森町特定個人情報保護条例の制定について

- 日程第 7 議案第 7 号 高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 高森町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 10 号 高森町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号 高森町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 12 号 高森町税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 13 号 高森町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 高森町保育所条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 15 号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正について
- 日程第 16 議案第 16 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 26 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 26 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 26 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 26 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 26 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 27 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 27 年度高森町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 27 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 27 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 33 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

- | | | | |
|------------------|--------|----------|-------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 佐藤武文君 | 財政指導監 | 村上源喜君 |
| 財産管理課長 | 安方含君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 馬原恵介君 | 住民福祉課長 | 阿南一也君 |
| 税務課長 | 沼田勝之君 | 農林政策課長 | 後藤健一君 |
| 建設課長 | 松本満夫君 | 会計課長 | 岩下公治君 |
| 教育委員会事務局長 | 阿部恭二君 | 監査委員事務局長 | 古澤要介君 |
| 農林政策課審議員 | 藤原厚作君 | 総務課長補佐 | 後藤一寛君 |
| たからポイントチャンネル事務局長 | 東幸祐君 | 政策推進課長補佐 | 定光貴史君 |
| 健康推進課長補佐 | 新井堅太郎君 | 住民福祉課長補佐 | 丸山雄平君 |
| 税務課長補佐 | 佐伯実君 | 建設課長補佐 | 荒牧久君 |
| 総務課財政係長 | 岩下徹君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 白石 孝二 君

-----○-----

○**議会事務局長（佐藤幸一君）** おはようございます。

会議に先立ちまして、先の熊本県町村議長の総会におきまして表彰状を預かっております。これは全国議長の表彰状でございます。今回の表彰の内容につきしては、後藤英範議員さんが在職27年以上ということで、表彰状を預かっております。

ここで、受賞されます後藤議員さんのほうには前に来ていただきまして、伝達式をただいまから行いますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○**議長（田上更生君）** 表彰状。

熊本県高森町。

後藤英範殿。

あなたは、町村議会議員として長年にわたり、地域の振興発展および住民福祉の向上に尽くされた行為には誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長 蓬 清二。

おめでとうございます。[表彰状伝達]

(拍手)

○**議会事務局長（佐藤幸一君）** 以上をもちまして、伝達式を終了させていただきます。

-----○-----

開会 午前10時00分

-----○-----

○**議長（田上更生君）** おはようございます。

お待たせをいたしました。それでは、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○**町長（草村大成君）** おはようございます。

まずもって、10番、後藤英範議員様におかれましては、大変長い間の議員生活を経て、今日、表彰を受けられましたことに関しまして、改めましてお祝いを申し上げますのと、敬意を表します。おめでとうございます。

本日は、私が高森町の町長に就任いたしましてから早くも約4年がたちます。任期満了を目前に控え、任期中最後の定例会である平成27年第1回町議会定例会を

招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

振り返りますと、平成23年の3月11日、東日本大震災の発生から、そのあともなくして町長となりましたが、本町、高森町においても、平成24年の記憶に新しい九州北部豪雨災害、また、昨年の豪雪、また昨年年末から始まりました阿蘇山の噴火などの自然災害が連続して発生し、なかなか心が休まる暇もないような4年間であったというふうに思います。

私が目指す町づくりの達成のために、私自身もってるすべてのネットワークを使いながら、4年間、全力で協見をせず走ってまいりました。この間、町議会の各議員さんの皆様、そして、職員の皆様、そして、やはりしっかり見ていただいた住民の皆様の御協力により、ある一定の成果をあげることができましたことを、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。任期満了まであと50日余りとなりましたが、まだ中長期化も予想されております阿蘇中岳噴火降灰対策など、大きな進行形の課題が残っており、残りの残任期間も最後まで全力で努めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、この定例会に御提案申し上げますのは、観光交流センター等の指定管理者の指定に関する議案2件、条例の制定及び改廃に反する議案15件、平成26年度一般会計及び各特別会計の補正予算（案）6件、平成27年度一般会計及び各特別会計の当初予算（案）7件の合計30件でございます。議案が多く、議員の皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 興柵壽一君及び4番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

5番、立山です。会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成27年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月9日から3月17日までの9日間と決定しております。以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月9日から3月17日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 高森町観光交流センターを指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第3号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第3号で提案いたしました高森町観光交流センターの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第10条の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文にのっとり、今回、高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、対象施設としましては、高森町観光交流センターです。

2番目の指定管理者となる団体の名称としましては、高森町観光協会、会長後藤巖氏です。

3番目、指定の期間としましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間となります。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

以上、説明申し上げましたが、御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。

2番後藤です。私は指定期間についてちょっとお尋ねをしたいと思います。昨年も同様ですね、1年間の指定ということで、今回も今ただいま説明がありましたように、1年間の指定ということでございますが、同様の指定をみますと、3年程度の指定をされているケースもありますが、1年に区切った理由がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 2番後藤議員の御質問にお答えいたします。

今まで指定管理者を選定してきて期間を定めた場合、ほとんどが3年間で最短期間だったと思います。今回、昨年と今年、1年間としている理由は、結局、今後高森町の観光を進める上で新たな観光組織の設立を考えております。で、これを申しますと、今観光協会が交流センターのほうに入っていておりますけど、観光協会では、あくまでも会員が主体となっておりますので、高森町全体の、例えば、農業とか、林業、主産業を含めた観光業、これを考えた場合ですね、どうしてもやっぱり新たな観光組織というのが必要になります。今のその組織の構築を行っておりますけど、今の時点ではまだはっきりわからないもので、まあ1年間の指定期間ということで、柔軟な対応ができるようですね、1年間の指定期間ということでお願いしております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第4号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財産管理課長 安方 含君。

○財産管理課長（安方 含君） おはようございます。

議案第4号で提案しました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、提案理由を説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場です。指定管理者となる団体等の名称は、有限会社甲斐商店、代表者、甲斐一郎氏です。

また、指定の期間としましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっております。選定方法としましては、この団体の指定管理、3期9年間の実績と、今後の地域興しの観点などから、高森町奥阿蘇物産館条例第11条の第2項の及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条第2項により、この団体を選定するものであります。

以上、説明申し上げましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第5号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第5号、工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の契約は、九州北部豪雨災害対策事業、中原橋橋梁架け替え工事にかかるものでありまして、3月5日に行いました、指名業者9社、予定価格5,386万4,000円の指名競争入札結果により、阿蘇郡高森町大字高森1589番地16、株式会社草村企業、代表取締役桐原文夫氏を相手方に、契約金額5,292万円の工事請負契約を締結するものであります。

地方自治法第96条第1項、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、工事の詳細については後ほど担当課から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本 満夫君。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。

九州北部豪雨災害対策事業、中原橋橋梁架け替え工事の概要について御説明申し上げます。

町道中原線は、国道265号線と上色見中原地区を結ぶ路線でありまして、地域住民の生活にかかすことのできない生活密接型道路で、阿蘇フォークスクール等につながる道路としても利用が多く、町外からの観光客が流入するルートとして重要な路線であります。しかしながら、九州北部豪雨の際には、上色見川に土石流が発生し、中原橋に立木等が詰まり、河川が氾濫し、災害となり、中原地域の多くの住民に多大な恐怖と被害を与えました。本路線は、幅員が狭く、また災害の原因とな

った橋りょうの断面も狭いため、このような状況を改善するため、流弾線形を変え、道路のかさ上げ及び橋りょうの架け替えにより河川の断面を拡大し、地域住民の生命財産を守るための防災・災害復旧、復興対策として採択を受けた事業であります。その工事概要は、施工延長、橋長15.6メートル、幅員5メートルプレテンション方式PC単純小判橋外桁2本、中桁6本逆T式橋台2基、直接基礎1基、杭基礎が1基となっております。

また、場所打ち杭1,500φが2本、旧橋りょう撤去1式を計画しております。

この本事業は、国の地方防災・安全・社会資本整備交付金事業で実施する防災・減災などの日常生活の安全を確保するための工事でありまして、橋りょう架け替えの専門性も高い工事で、契約の日から平成27年3月25日までとなっております。次年度への繰越し予定であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 高森町特定個人情報保護条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定について、

提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年5月に成立した、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が本年1月から施行され、来年1月からは番号の利用がスタートいたします。同法第31条では、地方公共団体等が保有する特定個人情報について、その適正な取扱いの確保などのために必要な措置を講ずるよう規定されているため、特定個人情報保護条例を制定する必要がございます。この特定個人情報と申しますのは、マイナンバー法では、住所、氏名等の個人情報にマイナンバーを結び付けたものを特定個人情報と名づけています。特定個人情報は、国民一人一人の個別のマイナンバーと結び付いていることから、個人の特定がしやすくなるとともに、マイナンバーを使うことにより、個人情報を引き出しやすくなる恐れがあることから、万が一にも不正利用されたり、外部に漏れたりすることのないようにする必要がございます。

そこで、マイナンバー法では、特定個人情報の取扱いが安全、かつ適正に行われるよう特定個人情報の保護規定が設けられているわけでございます。

見直しの内容といたしましては、特定個人情報については、収集目的を越えた利用ができる場合をさらに限定し、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときにのみ認めることとします。

特定個人情報以外の個人情報については、現行の個人情報保護条例を適用することとなります。

地方自治法第96条第1項の規定により、条例の制定については、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委

員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議案第8号 高森町副町長の定数を定める条例の制定について

日程第9 議案第9号 高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第7号、高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、日程第8、議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定について、日程第9、議案第9号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第7号から第9号までは関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号、高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明を申し上げます。

高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例については、草村町長の就任直後、平成23年第2回町議会定例会において議決いただいたものでありますが、本年4月29日の任期満了による町長選挙を控えており、4月30日以降を以前の形に戻しておく必要があるため、両条例を廃止するものでございます。

次に、議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定についてでございます。

地方自治法第61条第2項の規定により、副町長の定数については、条例で定めることとされておりますが、高森町に副町長を置かない条例附則第2号により、高森町副町長の定数を定める条例を廃止しておりましたため、新たに制定する必要があるため、その制定を御提案するものでございます。

また、高森町に副町長を置かない条例附則第4項及び第5項により、高森町特別職報酬等審議会条例並びに高森町政治倫理条例から副町長の項目を削除しておりましたので、この関連する条例の一部改正を附則において規定しております。

続いて、議案第9号の高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、副町長及び教育長に関する規定を追加する一部改正を行うもので

ございます。副町長については、先に御説明しましたとおり、削除していたものを新たに追加するものでございます。また、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布により、新教育長は地方公務員法の規定を受けることとなったため、この条例に規定するものであります。

なお、現在の教育長が従前のまま在職される間は、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の適用を受けられることとなっております。この副町長、教育長を加えましたため、高森町長の給与及び旅費に関する条例につきましては、題名を「高森町長等の」というふうに改めるものであります。

なお、町長、副町長及び教育長の報酬等の額については、あらかじめ高森町特別職報酬等審議会の御意見を伺っていることを申し添えます。

以上、3議案について、地方自治法第96条第1項の規定により、条例の制定及び改廃については、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、おはようございます。1番宇藤です。2点質問いたします。

町長の個人的な公約だったわけですが、議会といたしましては、給与50%カットにつきましては、早期に元に戻すべきという決議をしております。それでも最後まで給与50%カットを4年間続けた結果はどうだったのか。

また、2点目の質問は副町長を4年間任命しなかった結果のメリットとデメリットはどうだったのか、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番宇藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

まずですね、4年間、4年前に個人の政治に対する姿勢ということで、給与を半額にするということを公約としてあげさせていただきました。その中でですね、議会におかれましては、いろいろと御心配をおかけいたしまして、なおかつしっかり議論をしていただきまして、早く元に戻すことも御提案もいただきましたし、非常にしっかりしたですね、叱咤激励もいただいたことに関しまして、改めましてお礼を申し上げたいと思います。まず、この1番の宇藤議員がおっしゃったその半額に

したこの4年間のことと言われましたが、大変ですね、これは期待感を持ってですね、住民の皆さんが私を選んでいただいたわけですから、これはあくまでも自分のですね、姿勢、ポリシーだと、その選挙のこの4年間のことだということを私は就任した最初の議会、6月議会の際に8番の甲斐議員から御質問を確かいただいたと思いますが、同じような答えをいたしております。大変ですね、制限はかかりますが、内向きの政治、分配型の政治から外に向かって打って出るということを政策説明会でも3年間御説明をさせていただきました。そういう中でですね、非常にこれだけ外に出ればちゃんと活動もいるんじゃないかということも再三住民の方からも言われましたけど、4年間ですね、自分のこれは個人姿勢ですので、守らせていただいたということを御報告をさせていただきます。今日ですね、条例改正に関しましては、誤解がないように、議員さん皆さんおわかりだと思いますが、私の任期満了4月29日まで今のまま半額でございますので、重ねて御説明をさせていただきます。

それと副町長を置かない条例も議会の皆様にですね、議論していただいて、認めていただきました。大変ですね、これはいいところと悪いところが、悪いところというか、デメリットとメリットがあると思います。メリットといたしましては、そもそもですね、私の回りには非常に優秀なですね、経験を持たれた課長さんがたくさんいましたので、何ら支障はございませんでした。ただ単に以前の行政と比べて大変私は平成10年当たりぐらいから比べたら事務量が1.5倍ぐらいになっているのではないかなと思っております、個人的に。いろんな部分で比較いたしますと、非常に事務量が増えてます。そういう中でですね、やはり副町長さんがいればもっとできたこともあったかもしれませんが、私はこの4年間はですね、十分各課長さん及び職員の皆様が対応していただいたのでできたのではないかと思います。

もう1点はですね、やはりスピード感は出ます。これは間違いございません。職員さんとの会話が非常に多くなるというのは間違いございません。

また、もう1点ですね、逆にデメリットと申し上げますと、非常に公務が増えております。これも過去ですね、首長さんの公務の回数等をですね、ある程度把握させていただきました。4年間で。多分私は1.5倍以上は出ているのではないかなと思っております。代理がきかないこと、代理を出さなくて自らが足を運ぶという姿勢を4年間は続けてまいりましたので、非常にその部分でですね、逆に不在にするときが多くなったということがデメリットではないかなというふうに思っております。しかしながら、それもこれももともと内向きの分配型から外向きの取り

に行くということを私は公言をしてこの4年間やってきましたので、何ら不備はございません。また、職員の皆様にはですね、非常にいろいろですね、御苦勞をおかけした、また体力を使わせたなというふうに思っております。財源的なことをお聞きになられたいのかもしれませんけど、これは個人的なですね、姿勢の問題ですので、そのお金がどうのこうのではないということに御理解をしていただき、4年前にですね、議決をしていただいたことに改めまして感謝を申し上げるとともに、議会の皆様の御協力があったお陰であると50日で4年を全うできるということもお礼として御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） そのほか議案第7号につきまして、質疑はございませんでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号につきましては、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

続きまして、議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

続きまして、議案第9号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 高森町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

高森町議会では、高森町議会基本条例を制定するなど、開かれた議会を目指し、常に御努力されておりますが、その一環として選挙公報発行の必要性について協議をなされ、今回、高森町選挙管理委員会に対し、選挙公報の発行に関する条例の制定の要請がなされたところでございます。選挙管理委員会においては、慎重に審議を重ねた結果、その必要性を認めたため、この条例の制定について御提案するものでございます。

地方自治法第96条第1項の規定により、条例の制定については、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 1 1 号 高森町行政手続条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 1 2 号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号、高森町行政手続条例の一部改正について、日程第 1 2、議案第 1 2 号、高森町税条例の一部改正についてを一括議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第 1 1 号及び第 1 2 号は関連がございますので一括して提案理由の提案を申し上げます。

まず、議案第 1 1 号、高森町行政手続条例の一部改正についてでございますが、昨年 6 月に交付された行政手続法の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されるところでございます。改正法では、法律に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を申請することなどにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的に制定されたものであります。これを受け、本町条例にあっては所要の改正を行うため、本条例を御提案するものでございます。

次に、議案第 1 2 号、高森町税条例の一部改正についてでございますが、先に御提案いたしました高森町行政手続条例の一部改正により、本町税条例中の基本となる条項に変動が生じたため、併せて改正するものでございます。

以上、2 議案について、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、条例の改廃については、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから議案第 1 1 号、高森町行政手続条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号は、総務常任

委員会に付託することに決定しました。

続きまして、議案第12号、高森町税条例の一部改正についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 高森町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第13号、高森町子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） おはようございます。議案第13号で御提案申し上げました、高森町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定につきまして御説明いたします。

今回の条例の制定につきましては、平成27年4月から子ども子育て支援制度が実施されることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が平成27年度から改定され、保育料の見直しが必要になることから、この条例を提案するものであります。今回、所得階層区分の設定が国の変更にあわせて、所得税から市町村民税所得割課税額に変更となり、国が定める利用者負担額の上限内で定めることとなっています。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番芹口です。この条例はですね、子ども子育て支援法に基づく利用額、利用者の負担額に関する条例であるというふうに思います。この子育て支援法は、平成24年成立でございます。それから3年ほどたっておりますけれど

も、この間は、現行のですね、児童福祉法に基づく費用徴収であったのかどうか伺いをいたします。

もう1点はですね、改正前の徴収月額保護者の所得によって階層区分をして徴収するという、非常に単純明快なものでございました。今回ではですね、支給、認定、子どもの年齢及び保育必要量、並びに支給認定保護者の属する所帯の所得の状況、その他の事情を勘案して規則で定めるというような非常に曖昧で、複雑な徴収方法になるというふうに思っておりますが、規則ではどのようなですね、定め方になるのか、以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） 4番芹口議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、今度のですね、保育料につきましては、27年の4月から子ども子育て支援制度に伴うものでありまして、それまではですね、現在の保育料を使ってきております。4番芹口議員も御存じのように、これまでの保育料につきましては、高森町保育入所児童の費用徴収条例の第2項の別表で保育料の金額を定めていました。保育料の設定については、条例または規則にするかは、最終的には各地方自治体に委ねられているところであります。今回の制度改正に当たり、各市町村の保育料の設定状況を調査しましたところ、現在においても南阿蘇、西原村はもとより、阿蘇市、小国町、阿蘇郡外においてもほとんどの市町村が規則で定めており、また隣接する山都、高千穂町においても規則で定めているところであります。町といたしましては、現行の階層区分は変更せず、保育認定区分の標準保育時間につきましては、現行の保育料を据え置いた金額とし、短時間保育につきましては、国基準にあわせて、保育標準基準時間の金額の98.3%に設定したいと考えております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番芹口です。それでは、保育料関係についてはですね、現行の月額とほぼ変わりはないということで理解してよろしいですか。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、現行のですね、8階層区分をですね、そのまま金額も一応今のままで設定をしたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 高森町保育所条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第14号、高森町保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） 議案第14号で御提案申し上げました、高森町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の条例の制定につきましては、皆様御存じのように、色見総合センター横にこれまで建築を進めてまいりました色見保育園の建築工事が昨年12月にしゅん工いたしました。現在、再生可能エネルギー等導入促進事業による太陽光発電システム工事を行っていますが、3月下旬には完了する予定で、3月26日に落成式を予定しているところでございます。この後、4月1日に開園するための条例の改正でございませう。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号、高森町保育所条例の一部改正についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、高森町保育

所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 15号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 15、議案第 15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。議案第 15号で提案いたしました、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、社会福祉法の規定に基づき、昭和 51 年高森町条例第 1号で制定されました本条例につきまして、社会福祉法人が行う社会福祉事業が多岐に亘っていることや、助成の申請等に対しての関係書類の整理及び助成後の事業の報告等について条例の全部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。現在の第 1 条から第 6 条までの条例を第 1 条から第 9 条に改め、助成の対象及び方法、助成の申請及び助成後の報告等の内容を加え、また条例に必要な事項については規則で定めることとするものでございます。

以上、内容を御説明いたしました。御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番 後藤三治君。

○2 番（後藤三治君） 2 番後藤です。ただいま担当課長のほうからですね、この条例の全文改正という御説明がありました。その中にですね、新旧対照表を見ますと、これはどうも見ても部分改正のように思われるわけでございます。その整合性は取れているのかどうかですね。全文改正であれば下線は要らないんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） ただいまの 2 番後藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

この条例改正につきましては、内容のですね、検討につきまして総務課等と協議

いたしまして、内容のですね、加入といいますか、条例のですね、条項を増やすことと、あと内容のですね、つきましてほとんど変わるところもあるということで協議をいたしまして、一部改正ではですね、説明する内容の文がわかりにくいところ等もあるということで、一応全部改正ということにいたしました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） はい、2番後藤です。全文改正の理由はわかります。わかりませんが、この新旧対照表からするとですね、部分改正のように見られるわけなんです。ですから、これ要するに、改正前と後というのは、要するに下線を引かなくても要するに全文改正であれば前の文がこのように変わりますということでもいいと思うんですが、あえて線を引きますとこの部分だけ変わったように見えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。議員さんのおっしゃるとりですね、そういったふうに思われるところもあるかと思えますけれど、一応今回の場合ですね、条例の条文につきまして加えているというところがあります関係でですね、条項の条文についてもですね、大分繰下げ等も出ておまして、これを逐一ですね、一部改正ということで説明するとなかなか説明の内容がですね、複雑になりまして、そういった部分もありまして全部改正とさせていただいたところでございます。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田上更生君） よろしゅうございますか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（田上更生君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第16 議案第16号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第16号で提案いたしました、高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年度から29年度までの介護保険料を65歳以上の基準月額で現行の4,400円から1,000円引き上げ、5,400円とするもの及び介護予防日常生活支援総合事業の開始時期を延期するため、条例の一部を改正するものでございます。

介護保険料につきましては、人口推計等に基づく介護施設及び在宅介護サービスの給付総額を推計し、町が設定することになっておりますことから、保険料の設定に際しましては、第6期高森町高齢者福祉計画、高森町介護保険事業計画策定に伴います推進委員会における5回の検討会及び住民等を対象にいたしましたパブリックコメント、意見公募を実施いたしまして、2月23日の最終委員会で承認を受けたところであります。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第2表の保険料改定でございますが、保険料の期間につきましては、平成24年度から26年度までを、平成27年度から29年度までの3年間に改正するものでございます。

次に、区分ごとの保険料でございますが、今回の改正では、基準月額を1,000円引き上げて5,400円とするものでございます。この基準月額ですね、基準になるところにつきましては、現行法令では第4段階目、新しい法令ではですね、第5段階目です。この額は、本町の介護保険料の基準となるものでありまして、65歳以上の方の保険料は、本町の3年間の介護保険サービス費用が賄えるよう算出

された額を基礎数値といたしまして、その基礎数値を所得段階の対象者数等により算出した額が基準額となります。基準額は、区分では第5号となりますが、これは世帯の誰かに町民税が課税され、本人には町民税が課税されていない方が対象となり、その額は年額で6万4,800円となります。これは年間の保険料でありますから、12月で割りますと5,400円となります。また、介護保険法等の改正により、所得段階が現行の1号から6号までが、1号から9号までに改められ、1号では基本額の0.5、2号及び3号では基本額の0.75、4号では基本額の0.9、6号では基本額の1.2、7号では基本額の1.3、8号では基本額の1.5、そして9号では基本額の1.7の係数をふった数値が保険料の額となります。

保険料の算定に当たりましては、介護給付費が年々増加している現状を鑑み、また高齢化に伴う要介護認定者の増加とあわせて介護給付費の増加を見込んだものであります。基準月額で1,000円の上乗せになることにつきましては、高森町の現状及び今後3年間を見据えたものであり、平成26年度までの保険料が県下でも高森町は負担が少なかったことや、本町だけではなく、他の市町村も保険料の引き上げはやむなしと判断している現状も御理解いただきたいと思います。

なお、今後におきましては、保険料を抑制するために、町で実施しております健診の受診率等の向上、高齢者が介護保険をできるだけ利用しないための予防、生活支援サービス等を提供することにより、介護保険サービスの利用が抑制できるようさらなる事業推進に努めてまいりたいと思っています。

以上、改正内容を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定

める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第17号で提案いたしました、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この条例制定の目的及び理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、第三次一括法が制定され、それに伴い、介護保険法も改正されました。これまで介護保険法や介護保険施行規則によって定められていた地域包括支援センターの職員等に関する基準について、町が地域の実情に応じて条例で制定する必要があるため提案するものでございます。

この条例案の第1条から第5条までが本提案に係るものでございまして、今回の条例制定は、地域包括支援センターの事業の基本方針、職員の基準及び職員数に関する基準等が主なものとなっております。

なお、条例を定めるに当たって、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数については、厚生労働省で定める従うべき基準により、また、その他の事項については、参酌すべき基準により定めていることを申し添えます。

以上、内容を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

**指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第18号で提案いたしました、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この条例制定の目的及び理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、第三次一括法が制定され、それに伴い、介護保険法等も改正され、厚生労働省令で定められている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてを町が地域の実情に応じて条例で制定する必要があるため提案するものであります。

この条例案の第1条から第33条までが本提案に係るものでございまして、今回の条例制定は、指定介護予防支援等に関して、事業の基本方針、事業の人員及び運営並びに予防支援の事業に関する基準等が主なものとなっております。

なお、条例を定めるに当たって、従業員に係る基準及び人数、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものについては、厚生労働省令で定める従うべき基準により、また、その他の事項については、参酌すべき基準により定めていることを申し添えます。

以上、条例制定内容を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。議案第19号で提案いたしました、高森町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成26年6月20日に交付され、平成27年4月1日から施行されることになりました。法律の改正により、教育委員会の委員長職が廃止されることに伴い、本条例第4条の選考委員会委員の教育委員会委員長を削除するものであります。

なお、附則の中で、経過措置を設け、平成27年4月1日以降も旧教育長が在職される場合は、新たに新教育長が任命された日から施行することとなります。

また、奨学生の資格について、大学を大学等に、当該大学を当該大学等に、大学生を大学生等に改め、適用範囲を広めるものでございます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、条例を提案するものでございます。

御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第20号で御提案いたしました平成26年度高森町一般会計補正予算（第13号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を控え歳入歳出全般に亘って補正を行うものでございまして、総額8,092万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,832万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正につきましては、主に道路整備事業など年度内完了が見込めない事業について、翌年度へと繰り越すものでございます。

7ページの第3表債務負担行為補正につきましては、新たに23項目を追加いたしております。この内、1番の町有施設電気設備保安管理業務から12番の教育施設等関連業務につきましては、平成27年度の1年分を、また13番の町用車リース料から23番の平成27年度新入学児童に対する高森町就学支援事業費につきましては、それぞれの期間における限度額を計上したものでございます。

8ページをお開きください。第4表地方債補正につきましては、町道整備事業における過疎債と辺地債の限度額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。歳入歳出の主なものについて御説明をいたします。第1款の町税につきましては、町民税、固定資産税をはじめとする各種町税について、現段階での収入見込額を計上いたしました。

13ページをお開き願います。第13款使用料及び手数料につきましては、商工費使用料において、湧水トンネル公園と高森温泉館の使用料をそれぞれ減額いたしております。湧水トンネル公園の入園者は、7月から9月の3カ月だけで前年度に対し、約2万7,000人落ち込んでいるという状況でございまして、今回、520万円を減額するものでございます。落ち込みの原因としましては、天候不良等が大きく影響したものと思われまます。マスコミ等々に関しての露出は大変多い湧水トンネルでございます。昨年は特に天候不良が大変大きな影響をしたというふうにご考慮の次第でございまして、

また、高森温泉館におきましても、アンケートの結果56%の住民の方が直営で町で維持していただきたいというアンケート結果が出ましたので、御承知のように、

直営に変えさせていただいたわけでございます。しかしながら、昨年度は14万人を超えていた入館者がその1割を超える1万5,000人程度減る見込みとなり、300万円の減額となったものでございます。今後は、現在懸念されている阿蘇中岳の噴火による、降灰による影響が観光に影響しないようにしなければいけないし、一方では、大変心配されるところでございます。

第14款の国庫支出金から17ページの第15款県支出金にかけましては、各事業の決定通知や確定見込みによりそれぞれ調整を行うものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。第21款町債につきましては、国の地方債計画における予算額に対し、全国の自治体からの借入れ要望額が大幅に超過し、特に辺地債においては、例年ですと要望額の80%から100%を借入れてきておりましたものが、今年は要望額の66%となったため7,330万円を減額したものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。歳出予算について御説明いたします。歳出全般に亘りまして各事業に必要な経費の最終見込みにより、主に減額補正を行っておりますが、年度内に実施しておく必要のある一部事業につきましては、追加の補正も計上させていただいております。

続きまして、23ページをお開きください。総務費の電算費において、マイナンバーシステムの間接サーバプラットフォーム負担金を計上いたしました。マイナンバーと申しますのは、現在、国と全国の自治体で準備を進めております社会保障、税番号制度によるものでございまして、すべての国民一人一人に番号が付けられ、その番号が付いたカードが交付されることとなり、年金や健康保険、また所得税や住民税等の分野から先行して進められるものでございます。今年10月からの稼働に向けた国と全国の自治体間でのネットワークを構築していく上で必要となる負担金でございます。

続きまして、27ページをお開きください。民生費の国民健康保険事業費では、本年度の法定外繰出金として、新たに8,588万4,000円を計上いたしました。詳細につきましては、このあと国民健康保険特別会計の補正予算において説明いたしますが、特別会計である以上、法定繰出分の範囲内で執行するのが基本でありますことから、今後の方向性等について検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、30ページをお開き願います。第5款農林水産業費の農業振興費におきましては、新たに書類保管のための備品購入費を計上いたしております。これ

は、本年度創設されました多面的機能支払交付金事業の書類、帳簿などを保管するものでございまして、事業を推進していくための県補助金を財源として購入するものでございます。

なお、この交付金は、平成30年度までの5年間実施されることとなっており、現時点の状況としましては、20の活動組織において、田や畑、原野、併せて1,320ヘクタールでの取り組みとなったところでございます。交付金の総額につきましては、年間約3,850万円となっており、その4分の1となる約960万円が町の負担分となっております。

最後になりますが、33ページをお開き願います。農林水産業費の鳥獣被害対策費におきましては、本年度の最終的な数字としてイノシシが830頭、シカが890頭と、いずれも過去最多の捕獲頭数が見込まれることとなったため、有害鳥獣駆除助成金を追加計上いたしました。熊本県の緊急捕獲事業を最大限に活用し、本町の助成金に上乘せをして交付することができましたので、捕獲実績も大きくなり、農林業への被害防止に効果があったのではないかと考えるところでございます。

以上、今回提案しております補正予算につきまして、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） はい、4番芹口です。2、3点お尋ねをいたします。

まず12ページ、児童福祉費負担金現年度分162万2,000円、補正増がありますけれども、この増額の理由をお尋ねいたします。

それから、もう1点は25ページ、社会福祉費の負担金補助及び交付金、高森町社会福祉協議会運営助成金252万3,945円減額でございましてけれども、これにつきましても補正減の理由をお尋ねをいたします。

それから27ページ、児童福祉費の扶助費、出産祝い金200万円減額がしてございます。これは確か当初400万円の計上だったと思いますので、約半額が減額というふうになっております。祝いの額が第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降が20万円ということになっておりまして、補正減の主な理由はですね、出生児が少なかったことによるものだというふうに思っております。年間の出生児数につきましてはですね、容易に推定できるというふうに思っておりますが、当初の予定数の見込みがどうであったのかお伺いをいたします。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、4番議員のですね、質問にお答えします。

まず4ページの民生費負担金の児童福祉費負担金の現年度の方ですけども、これは高森保育園の分のですね、運営負担金の増に伴うところの負担金の増になります。

それと25ページですね、高森町社会福祉協議会運営助成金の減ですけども、これは1名の方、職員の方のですね、退職されたことに伴いますところの職員の給与分がですね、要らなくなったところの分の減額でございます。

それから、出生祝い金200万円の減額ですね。これは今年度の状況から言いますと、第1子が14件ありまして、この方々につきましては5万円支給しております。それと第2子につきましては、同じく14件ありまして10万円を支給しております。同じく、第3子につきましては4件ありまして20万円を支給しておりますが、計32件の290万円を支給しております。現在のところですね。で、平成24年におきましては40名で425万円支給しておりまして、平成25年につきましても41名で500万円支給しておりましたけども、やっぱり年度によってですね、かなり出生数の差がございますので、今回ですね、200万円を減額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番後藤です。私のほうからも3点ほどお聞きしたいと思っております。

まず23ページなんですけど、総務費の総務管理費の20目の情報管理費、13節の委託料でございますけれども、628万8,000円の減額となっております。これは当初予算でですね、206万7,000円計上し、さらに6月にですね、406万8,000円計上されていると思います。6月のときには、要するに、今年の4月からのたかもりポイントチャンネルの開局に向けてですね、自主番組の制作をするということで補正までされた予算がどうしてこういう形で減額になったのか。さらにですね、このあと出てきますけれども、平成27年度の当初予算では1,100万円の予算が計上してあります。26年度にできなかった経緯をちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

次にですね、33ページになります。農林水産業費の林業振興費の19節の負担金補助及び交付金でございますが、森林整備地域活動支援交付金1,000万円ほど減額となっております。これはやはり当初1,500万円の予算を計上されてい

たのに約3分の2ほどですね、減額する理由をお聞かせいただきます。

それから最後ですが、38ページ、消防費のですね、防災管理費の使用料及び賃借料、防災行政無線設備リース料720万円の減額となっております。これも当初は1,200万円の予算に対し半分以上が減額となるということでございますが、リース料となりますと、当然年度当初に契約等はされると思います。そういう関係で、もしこの720万円が必要なかったのであれば、この時期に減額するのではなく、やはり適当な時期にですね、減額をし、やはりこの予算をほかの部門にですね、活用する等の考えがなかったのか。その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東 幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） それでは、今の2番議員の質問にお答えさせていただきます。

まず23ページのですね、20目、13番委託料ですが、628万8,000円減額しておりますが、補正のときにですね、専門員の方を大体3名ほど、編集の専門員の方をですね、予定しておりましたが、7月からですね、予定しておりましたがなかなか専門員の方が見つからなくてですね、11月に契約がずれ込んだということと、1名の方が1月をもってですね、辞められたということでこの金額を減額いたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 2番の後藤議員の御質問にお答えいたします。

33ページの林業振興費、森林整備地域活動交付金がなぜ減額になったのかという御質問でございました。森林整備活動支援交付金というのは、森林の境界線の確定とか、そういうふうな森林整備に関する助成金が対象となっておりますけれども、当初、森林組合においてですね、作業路網の改良活動を予定しておりましたが、このですね、この事業の対象とならなかったということで、その分が減額となっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番後藤議員の3点目の御質問にお答えをいたします。

消防費の防災管理費の中の使用料及び賃借料、防災行政無線設備リースのリース料の減額でございますが、当初予算におきましては、1年分を計上しておりましたけれども、リース期間は26年の7月まででございます。この額の確定が9月に

確定しておりますので、議員御指摘のとおりになくとも12月ぐらいには減額をしておく必要があったかというふうに反省をしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番後藤です。初めの質問の23ページですね、自主防災番組の制作については、まあなかなかそういった専門員の方が見つからずに11月に見つかったけれども、そのうちの1名は1月頃にまたお辞めになったということで、実質的に26年度中には、要するにその制作の業務というのはもうなかったということでもよろしいんですね。そういう業務は何もなされなかったということで、新たに27年度に予算を再度あげて取り組むということでもよろしいのかどうかですね。

それから、33ページの森林関係ですが、これについても実際の金額が決まったのを受けて今回減額ということですが、その決まった時期が先ほど防災のほうではですね、9月頃というふうにおっしゃって、12月に減額をすればというお話でございましたけれども、森林関係のほうはいつ頃決まって、今回の減額になったのかもちょっとお答えいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東 幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） それでは、ただ今の2番議員さんの質問にお答えいたします。

現在、先ほど申し上げましたが、11月からですね、契約を2名の方をしております。3月まで一応決まると。また4月からですね、新たに更新をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 交付決定につきましては、2月になってから決定があったと記憶しております。そういうことで、補正等については3月になったということでございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番後藤議員のですね、御質問に追加で補足をさせていただきます。まず、私たちは4月1日から正式に番組がスタートするということで、昨年1年間議会にお願いをいたしまして試験放送の期間、訓練をさせていただきたいということで予算を計上させていただきました。ですから、結論から申し上げますと、

後藤議員が心配される4月1日からのしっかりした企画をできる状態に現状あるというふうに認識を持っていただきたいと思います。それが1点でございます。

その中のプロセス等計画いたしまして、7月か8月ぐらいにはやはり専門の人間が非常に早い段階で欲しいと思ってたわけで予算を計上したわけですが、なかなかこれが見つかりません。なぜならば、やはり技術を持たれている方は民間の企業でかなりいいお給料、対価をもらっております。行政と全くですね、この数字が違ったのが本当の話でございます。そういう中でも、やはり私たちのたかもりポイントチャンネル、通称TPCにおいて、地域のまちづくりをやっていくとしっかり皆さんに伝えていくという思いを理解していただいた方が、最初に1名応募があり、見つかりました。そして、そのあと2名、これも民間の会社の方が現在協力をしてもらっているわけでございます。そして、その途中で、やはりこれはいろいろですね、番組を作る中で、民間と行政放送ではそもそも違うところがございます。民間は面白く楽しく作れば、視聴率が上がれば、やはり基本的にいいわけですが、私たちが目指している行政放送というのはそうではございません。ですから、3名の中の1名の方がですね、やはりいろいろ進めていく中で、なかなかうまくその合致点が見いだせないときがございまして、先に辞められたということが本当の話でございます。現在、2名体制でうちの職員が一緒になってですね、企画であったり、その技術であったりを覚えているところでございます。ですから、その1回減額をさせていただいて、議員がおっしゃるように、27年度もしっかりしたですね、そういう技術であったり、編集を学ぶ機会を今後やはり与えていただきたいということで、あとの新しい予算には計上させていただいているということでございます。

また、先ほどのですね、農林水産業の森林整備地域活動交付金につきましては、課長が答えたとおりでございます。かなり交付決定が遅れたというのが事実でございます。

また、総務課のですね、この防災の行政無線リースにおいても、9月の議会では間に合わないぐらいのときにわかりましたので、総務課長が申し上げましたとおり、行政であるならば12月にですね、減額をする。そして、そこでもし必要なお金が、必要なことがあるとするなら違う事業にですね、その予算を議会の皆さんにお願いをしてやるというのが正しいやり方でございます。2番議員の御指摘のとおりでございますので、今後は気を付けて、今後一切ないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は各常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（田上更生君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第21 議案第21号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第21、議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第21号で提案いたしました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,644万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,961万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。第1款国民健康保険税につきましては1,702万9,000円減額しております。

これは今後の歳入見込みにより、第1目一般被保険者国民健康保険税を1,353万円、第2目退職被保険者等国民健康保険税を349万9,000円減額しております。この理由の主なものといたしまして、被保険者の総所得額が減少したこと、及び被保険者の見込み数が減少したことによるもので、直近の保険税課税額及び収納率を勘案して算出し減額するものでございます。

続きまして、7ページでございます。第4款国庫支出金、第1目療養給付費等負担金につきましては、1,866万8,000円増額しております。これは平成26年度分療養給付費等負担金が確定したことによる追加交付金の増額でございます。第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金につきましては、2,959万3,000円になっております。これは平成26年度に退職者医療交付金が確定したことによる減額でございます。

続きまして、8ページをお開きください。第6款前期高齢者交付金、第1目前期高齢者交付金につきましては、7,197万1,000円を減額しております。これも平成26年度に前期高齢者交付金が確定したことによる減額でございます。

第8款共同事業交付金、第1目共同事業交付金を2,445万5,000円増額しております。これは医療費の高額医療に対し、国保連合会からの交付金が確定したことによる追加交付に伴う増額でございます。

第10款の繰入金でございます。これは先に説明を申し上げておりますが、今回詳細に説明をさせていただきます。第1目一般会計繰入金、第1節保険基盤安定繰入金につきましては、国及び県からの負担金が確定したことにより、525万8,000円の不足に伴う繰入金を、第3節財政安定化支援事業繰入金につきましては、前期高齢者交付金のうち、平成24年度分精算による返還が5,358万6,000円、同交付金の平成26年度分が1,818万2,000円の不足及び療養給付費等負担金の平成25年度分精算による返還が1,411万6,000円の、合計で8,588万4,000円増額するものでございます。本来でありますと、国民健康保険特別会計の基金等に対応すべきでございますが、平成25年度中に基金の全額を取り崩したため、基金の現在残高は7,000円余りで、特別会計に不足が生じた場合には、法定外による繰入を行わなければならないのが現状であります。なお、本年2月に厚生労働省に国民健康保険法の改正がまとめられ、平成30年度から市町村国民健康保険の財政運営の主体を都道府県とする改革になるようであります。なお、このことにより、市町村国保事業の安定的な財政運営、事業の効率的な実施の確保、事業の健全な運営について中心的な役割を果たすことが期待されること

でございます。

11ページをお開きください。歳出の主なものを御説明します。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般保険、一般被保険者療養給付費につきましては、当期の医療費等も勘案し、本年度中に国保連合会へ支払うべき平成27年2月診療までの療養費の見込みにより3,000万円を増額、第2目退職被保険者療養給付費につきましては、本年度実績及び見込みにより1,300万円の減額でございます。

第2款保険給付費、第2項高額療養費につきましては、本年度実績及び見込みにより991万9,000円の減額でございます。

続きまして、12ページをお開きください。第7款保険事業費、第1目特定健康診査等事業費、第13節の委託料につきましては、特定健診を減額しております。これは健診受診率60%を目標としておりましたが、45%の受診率であったため248万円の減額となっております。なお、特定健診につきましては、町外等の医療機関でも受診できるようにしておりますので、年度末いっぱい受診が可能となっております。ですから、最終的な受診率は年度末にならないと正確に把握できないことを申し添えます。

続きまして、第10款諸支出金、第3目一般被保険者償還金につきましては、歳入で説明いたしましたのが、療養給付費等負担金の平成25年度分が確定し、精算する必要があり、その返還分を1,411万6,000円増額しています。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、平成 2 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第 2 2 号で提案いたしました平成 2 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ 1 6 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 2 2 4 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

まず、6 ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第 1 款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収ともに調整し、今後の歳入見込みにより、1 0 0 万 2, 0 0 0 円減額しております。第 3 款繰入金、第 1 目一般会計繰入金、第 2 節保険基盤安全繰入金につきましては、平成 2 6 年度分後期高齢者医療保険基盤安定化負担金が確定したことに 1 7 4 万 3, 0 0 0 円を減額しております。第 5 款諸収入、第 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、国民健康保険特別会計でも御説明申し上げましたが、後期高齢者では健診受診率を 3 0 % を目標としておりましたけど、約 1 8 % の受診率であったため、国保連合会からの受託事業収入を 1 3 1 万 5, 0 0 0 円減額したものでございます。

なお、その他の費目につきましてもそれぞれの調整を行っております。

続きまして、7 ページでございます。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第 3 款保険事業費、第 1 目健康診査費、第 1 3 節委託料につきましては、実績見込みにより、それぞれ調整を行っておりますが、歳入でも御説明いたしましたとおり、健診受診率が約 1 8 % の受診率であったため、健診機関への委託料を 1 2 9 万 5, 0 0 0 円減額しております。

なお、実績見込みにより、ほかの費目につきましてもそれぞれ調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたけど、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第23号で提案いたしました平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,162万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億805万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金につきましては、281万4,000円増額しております。これは平成26年度介護保険給付費負担金が確定したことによる追加交付に伴う増額でございます。第4款支払基金交付金、第1目介護給付費交付金につきましては、1,734万5,000円減額しております。これは平成26年度支払基金交付金が確定したことによる減額でございます。

続きまして、7ページです。第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護保険給付費につきましては、181万2,000円増額しております。これは平成26年度、介護保険給付費負担金が確定したことによる追加交付に増額でございます。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金につきましては、事務費等の増額により105万5,000円増額しております。

続きまして、8ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、介護保険制度改正により、改正に使う啓発用冊子の印刷製本費及び規定の改正に伴うシステム改修委託料等につきまして106万3,000円増額しております。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費につきましては、139万1,000円増額しております。これは介護保険給付費の見込みに伴い増額したものでございます。

続きまして、9ページです。同じく、第4項高額介護サービス等費につきましては、第1目、第2目の合計で165万円減額しております。これは介護保険給付費の見込みに伴い減額したものです。同じく、第6項特定入所者介護サービス等費につきましても100万円減額しております。これも介護保険給付費の見込みに伴い減額したものでございます。第5款地域支援事業費につきましては、それぞれ調整を行っております。

続きまして、10ページでございます。お聞きください。第7款諸支出金、第2目第1号被保険者保険料還付金につきましては、40万円増額しております。これは平成25年度以前の介護保険料につきまして過納をされている被保険者の方に還付になりました、本年度中の還付を見込んで増額しております。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第24号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業

特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第24号で御提案いたしました平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定予算から583万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,232万8,000円とするものであります。また、平成27年度の簡易水道水源ポンプ場電気管理業務委託等の債務負担行為の補正並びに事業費の確定に伴う地方債の限度額を変更するものであります。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが、平成27年度の簡易水道施設の管理業務委託等として債務負担行為を補正するものであります。

5ページ、第3表地方債補正につきましては、地方債の事業費確定に伴う限度額の変更でございます。過疎債を170万円、簡易水道債を150万円減額するものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。8ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、第6款諸収入につきましては、見込額と現行予算を調整しまして、水道使用料256万7,000円、水道手数料5万9,000円、雑入を9,000円それぞれ減額します。また、第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い320万円の減額を行いました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不用額を減額、第11節需用費につきましては、光熱水費の電気料を270万円、第12節役務費については、主に保険料等の不用額で150万円を減額しております。第27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税分として37万8,000円を減額するものであります。予備費につきましては、歳入歳出調整し637万2,000円を増額補正しております。

以上、今回御提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第25号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第25号で御提案いたしました平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額は変更せず、財産収入の減額に伴い、増額を繰入金で増額し、管理費9万7,000円を減額し、予備費で調整するものであります。

また、平成27年度の農業用水施設の電気管理業務委託費の債務負担行為を補正するものであります。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが、平成27年度の農業用水施設の電気管理業務委託として限度額29万2,000円の債務負担行為を補正するものであります。

歳入について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、第1目利子及び配当金を国債購入による経過利子立替え分の積立てにより64万1,000円を減額し、同額を第2款繰入金より第1目基金繰入金として増額補正しております。

歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。第1款農業用水費、第1項管理費につきましては、第7節賃金を2万8,000円、第11節の需用費を1万8,000円減額しました。また、第13節委託料を5万1,000円減額いたしております。予備費につきましては、歳入歳出調整後9万7,000円を増額補正しています。

以上、今回御提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案

説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第26の議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についての説明の中で、プロジェクター等の機械等の設置の時間を必要とするという申し入れがっておりますので、しばらく休憩したいと思います。1時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時20分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成27年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第26号で御提案いたしました平成27年度高森町一般会計予算の概要について、御説明申し上げます。

事前にお配りしております平成27年度高森町一般会計当初予算概要書に沿って説明させていただきます。

それでは、まず1ページと2ページをお開き願います。町の財政状況について、左側のグラフにより御説明いたします。このグラフは、経常的経費の推移として過去10年間を決算ベースでまとめたものでございます。経常的経費と申しますのは、政策的なことや新たな事業などを除いた、今の行政水準を保つ、維持して

いくための必要経費のことで、義務的経費ともいうものですが、平成20年度以降、黄色い部分が増加しているのがおわかりいただけると思います。この右肩上がりの内訳としましては、扶助費や特別会計への繰出金など、いわゆる社会保障費といわれるものがこの5年間で2億1,000万円増加しています。また、阿蘇広域行政事務組合への補助費や外部委託費、需用費などの物件費が併せて2億3,000万円増加しております。なお、このグラフでは表示できませんでしたが、施設の修繕費などの維持補修費につきましても、平成20年度の4,000万円から平成25年度は6,000万円に増加している状況でございます。

一方、青い部分の公債費、つまり借入金の返済額でございますが、5年間で2億2,000万円減少していることから、全体で見ますとこの10年間では経常的経費総額はほとんど変わっていないことが伺えます。このような状況の中、当初予算の編成に当たりましては、今後増え続けていくと思われる社会保障費や施設の維持管理費などの状況を踏まえ、前例主義からの脱却、また限りある財源の有効活用などを念頭に取り組んだところでございます。

第2、予算の規模でございますが、来月の統一地方選挙により、町長と町議会議員選挙が実施されますことから、政策的な経費は極力抑え、義務的経費や施設の維持管理等を中心とした骨格予算として編成したところでございまして、予算の総額は36億8,200万円になったところでございます。この当初予算の説明におきましては、前回の骨格予算でございました4年前、平成23年度の当初予算と比較して説明させていただきます。予算総額につきましては、1億9,500万円、率にして5.6%の増加となっております、やはり社会保障費をはじめとする経常的経費の増加が影響しているものと思われまます。

続きまして、3ページ、4ページで歳入の予算について御説明申し上げます。平成26年度から取り組んでおります多面的機能支払交付金などの増加により、第15款の県支出金が8,906万9,000円の増となっております。また、高森幼稚園が認定子ども園の施設型給付の対象となったことなどから、第14款の国庫支出金が7,302万5,000円の増となりました。さらに、消費税が昨年4月、5%から8%に引き上げられたことによる地方への配分となります、第6款の地方消費税交付金が3,800万円の増となっております。マイナスとなった主な項目につきましては、国の地方財政対策を受けまして、臨時財政対策債が4,000万円の減となっております。なお、歳入の半分以上を占めております第10款地方交付税につきましては、3,000万円の減でございますが、26年度の交

付状況を勘案し、26年度当初予算からは9,000万円、率にして4.5%の減となっております。

次に、5ページと6ページでは、歳出予算の目的別増減について御説明いたします。まず、第2款総務費が1億7,477万円増加しております。内訳といたしましては、情報通信基盤使用料が新たに発生することや、委託内容を見直した地籍調査業務委託料の増、またTPC、つまりたかもりポイントチャンネル関連事業費がそれぞれ増加しております。第3款の民生費では、介護保険特別会計への繰出金や高森保育園保育実施委託費の増加などにより、7,434万円の増となりました。なお、マイナスとなった項目につきましては、第11款の公債費が1億6,952万3,000円の減となっております。

次に、7ページと8ページで歳出の節別増減内訳を御説明いたします。節別では、委託料がもっとも増加しており、特に昨年までは扶助費として交付しておりました高森保育園の運営費が制度改正により委託料へと切り替わったことが大きく影響しております。また、高森温泉館の民営化に伴う非常勤職員の雇用が大きく影響し、第1節の報酬が4,000万1,000円の増となったところでございます。平成27年度は骨格ということでございますので、予算の概要説明につきましては以上で終わらせていただき、財政状況について御説明いたします。

9ページと10ページをお開き願います。まず、第6、町債残高、つまり借入金残高の状況でございますが、25年度から26年度にかけての情報通信基盤整備事業による過疎債借入れが大きく影響し、26年度末で48億8,700万円になる見込みでございますが、これは一時的な増加であり、27年度から減少傾向の見込みでございます。次に、第7、財政調整基金残高の推移につきましては、平成25年度末で13億4,800万円でありましたものが、現時点では11億3,200万円と減る見込みでございます。この主な要因につきましては、国民健康保険特別会計の法定外繰出金が発生しましたことと、辺地債の借入れ見込額が申し込み額より5,400万円減額されたことなどでございます。なお、特別交付税がこの議会が終わる3月の末に交付されますが、例年の状況からすると1億円程度の増額が見込めるのではないかと考えているところでございます。

続いて、右側のページ、第8、将来の負担軽減への取り組みについて御説明いたします。平成25年度の過疎債借入れにつきましては、繰越し事業がありました関係で最終的な借入れ申し込みを先月2月に行いました。5億7,000万円という高額な借入れとなりますことから、通常は借入れ後、4年目から元金の返済を

始める3年措置で借り入れておりますが、この場合、4年目から急激に負担が増加することになりますので、将来の負担軽減を考慮し、1年目から元金の返済を始めることといたしました。

次に、第9、町の財産を効率的に運用について御説明いたします。年度間の財源調整のための貯金である財政調整基金につきまして、平成26年度末の残高見込みは現時点で11億3,200万円でございます。住民の皆様の貴重な財産である基金を効率的に運用するため、額面4億5,000万円の国債を昨年5月に購入いたしました。これによる運用益は約3.5倍になりますが、途中売却のリスクなどを考慮し、定期預金等も安全な範囲で確保しながら、町民の皆様の貴重な財産を安全かつ効率的に運用いたしております。

最後のページ、13ページ、14ページでは、25年度から26年度にかけて整備しております情報通信基盤とTPC放送局の整備費用などの詳細をまとめたところでございます。平成27年度以降で発生いたします情報通信基盤使用料の財源につきましては、過疎債のソフト分として5,640万円の借入れを予定しておりますが、この数字は各市町村の財政力指数等により算出されるものでございまして、ほかの市町村の借入れ申し込み状況によっては、本町への増額配分も十分にあり、毎年変動することが予想されており、その残りを一般財源で対応させていただくこととなるものでございます。また、この14ページのたかもりポイントチャンネル放送局の整備内訳には、財源が伴わないために記入はいたしておりませんが、現在放送局で使用している約3,000万円近い機材に関しましては、無償で株式会社、高森光ネットワーク株式会社から借りているという状況でございます。本来、購入しなければいけないものを、いわゆる財源のことを考えまして、最初の段階で申し込みをしておいたところ、しっかりした対応をとっていただいているということも加えて御報告をさせていただきたいと思っております。なお、今後平成30年度から発生する予定でございます、TPCの負担分、住民の皆様の負担分につきましては、以前も申し上げましたとおり、予定といたしましては平成30年度から月々1,000円程度を発生する予定でございます。

以上、平成27年度予算案の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、何卒御賛同賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 興柁壽一君。
- 3番（興柁壽一君） 3番興柁です。今回の予算につきましては、議会選挙があると

ということで、政策的な経費を除いた骨格予算ということで組んであるようでございますけど、町長のほうからですね、当初の御挨拶にもありましたけども、現在も降り続けております火山灰の対策費ですね、予算書によりますと91ページに200万円ほど火山灰除去費が出てまいります。この火山灰除去費以外にですね、この火山灰除去に対する対策事項をどのようなお考えをお持ちか。

それから、ふるさと納税についてもですね、今後どのようなお考えをお持ちか。今回、歳入として100万円繰り入れがしてございます。それから、歳出として50万円繰り入れございますけども、その差額50万円が町の財源となるかと思っておりますけども、他の町村あたりではこの財源を利用して特産品の開発をなされてるところもあります。このふるさと納税については、メリット・デメリットいろんな点があると思っておりますけども、このふるさと納税についてですね、どのようなお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 3番興梠議員の質問、前段の部分についてお答えをいたします。火山灰の降灰対策ですけれども、皆様御承知のとおり、国並びに県に対して、補助事業の要請を行っているところでございます。今の段階では早急に対応するという回答をいただいております、その全容がまだ現在のところはわからない状況でございます。国並びに県の予算の額がある程度見えまして段階で対応してみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番興梠議員の質問にお答えいたします。降灰対策事業費ということですが、45ページを見ていただきたいと思います。2款総務費、総務管理費、22の総務費降灰対策費ということで200万円を計上させていただいております。これにつきましては、南阿蘇鉄道関係ですけど、南阿蘇鉄道の社長である草村町長のほうが昨年末に上京されまして、国交省のほうに降灰被害の対策をお願いして実現したものであります。内訳を申し上げますと、保線軌陸車を購入するものであります。保線軌陸車といいますのは、8トンダンプを改良して、線路上を走るようにします。そしてそれに清掃をする装置を取り付けた、まあ列車でありますけど、もちろん道路も走ることができます。その導入費用が約2,400万円かかるわけですけど、その3分の1の800万円を国及び県、残りの800万円の2分の1、400万円ですけど、を基金から繰り入れま

す。ここにあげております200万円につきましては、負担額がはっきりして
りませんが、高森町と南阿蘇村沿線の町村ですね、半分の400万円を20
0万円ずつ負担する予定でおりますので、200万円の計上をさせていただきました。
先ほど申し上げましたように、2,400万円の軌陸車について、3分の1
が国・県、残りの3分の1が町、町と基金による負担となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 3番議員の御質問にお答えいたします。ふるさと納税寄付
金につきましては、26年度においてはですね、現時点で11件の56万円を受
けております。25年度におきましては6件の50万円ということで、徐々に増
えてきております。今回100万円というのを組んでおりますのは、通常の方
ですね、通常の方で100万円ということで、件数をもう少し伸ばすということ
で組んでおります。町長のお考えとしては、今後ですね、県の畜産連合会におき
ましてですね、赤牛をですね、対象としたお礼に、返礼品ですね、それをもとにネ
ットなどによりますですね、事業拡大いたしまして、歳入のですね、増を検討さ
れております。具体的なですね、内容につきましては、今県畜連と今組んでお
るところでございますので、今後ですね、補正予算等でですね、またお世話にな
ると思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番興沼議員の御質問の答えに対して補足をさせていただきます。

まず、火山灰対策に関しましては、今回、一般質問でもいろいろ御質問があると思
いますが、詳細はそこで説明をさせていただきたいと思っております。ただ流れとい
たしましては、非常に対策としてはかなりスピード感があって、突破力がある対
策を高森町、県、そして並びに国もですね、非常に対策に乗り出しているとい
うふうに思っております。ここで1点だけ御理解をいただきたいのは、平成元年の
ときに火山灰が降りました。よなが降ったわけでございます。実際の対策であ
たり、補助メニューが降りてきたのは平成3年、4年、5年、この3年間でご
ざいます。要は、国の法律にのってそこで認定を受けて、その中でじゃないとや
り予算は下りてきません。それが中長期的なやり方でございます。短期的なや
り方に関しましては、短期的な目の前のことに関しましては、先般、臨時議会でも

述べましたとおり、また議会の皆様からも賛同いただきましたとおり、県の知事
のですね、専決に伴う予算を確定したばかりでございます。

また、ふるさと納税につきましては、これは基本的にこれから町長選挙と議会議
員の選挙がございますので、施策として、政策としてふるさと納税をどうするか
ということは、次の町長さんであったり、次の議員さんとの間での議論というの
が出てくるのではないかと考えております。私の4年間の4年目の平成26年に
現税務課、沼田課長のもと、将来のふるさと納税についてということではいろいろ
議論をいたしました。それで、将来次に選ばれた町長さんがどういう方向性でい
かれるかはわかりません。しかしながら、私が現状、私といたしましては、やは
りこの4年間で議会の皆様の御協力をいただきまして、また役場の職員さんの御
協力をいただきまして情報公開の県内のランキングも1番上から2番目という程
度まで上がってきております。要は、質が上がったということでございます。だ
からこそこのふるさと納税に関しましては、非常に財源として議員がおっしゃる
ように魅力でございますので、ものすごくとんがった、ものすごく際立ったこの
中をですね、中身をしっかり話し合った中で、今後ですね、今年をベースとする
とするならば、今後以降、新しい形としてそれは次の6月議会でしっかり担当課
もお話ができるのではないかとこのように思っております。ただそれはあくまで
も選挙が終わったあとでなければ、やはり政策的なことになりますので、そうい
うふうに現在は答弁はそこで控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番芹口です。当初予算のですね、概要につきましては、ただ
いま町長から詳しく御説明ございました。その中で、経常経費の推移でございま
す。16年から25年まで10年間の支出が記載をされております。ほぼ横ばい
だということでございます。それは人件費、扶助費等あるいは繰り出し金諸費が
伸びておりますけれども、公債費の支出が少なくなったということで横ばいとい
うような状況になろうかと思えます。ただこの公債費につきましてはですね、町
債の残高の推移を見ますと25年度が44億9,000万円、それから26年
度末が48億8,000万円ということで4億円増えております。従いまして、こ
れから先の公債費の額が増えてくるというふうに思っております。また、後年度
負担を伴います債務負担行為でございます。これにつきましてはですね、当該年
度以降の支出予定額が9億程度でございます。これにつきましては、これは起債と同

じような意味も伴いますのでこういった点も含めまして、今後の財政運営についてどのようなお考えをお持ちかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 4番芹口議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、議員御指摘のとおり、公債費につきましては、この表の中では10年間余り変わらずに推移したというところがございます。ただ26年度以降につきましては、借入残高が大きくなりますので、この表よりも多くなるというのは明白な事実でございます。今後どういう財政運営をするかという御質問ですが、今後町長がいつも申しておりますとおり、行財政改革を進めるという中で、極力歳出を抑えていかなければならないというふうに考えております。現時点でここをどうするという運営方針は確固たるものは現在のところは持っておりませんが、そういう転機を控えて、また新たな体制の中で財政運営を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番芹口議員の御質問にお答えをいたします。まずは、この財政運営の運営の部分に関しましては、これは地方選挙がございますので、6月以降に、やはり今総務課長が申し上げたとおり、新しい形でしっかり考えていかなければいけないわけですが、そもそも財政の運営というのは、少ない、限りない、少ない予算をですね、いかに効率よく使うかということの1点につきるといふふうに思っております。まずは、この借入金ですね、増えることということに関しましては、これ町債ということでございますが、そもそも平成10年、15年ぐらいのですね、ぐらいから比べますと約68億、70億円ぐらいあったやつを少しずつ減らしてきたわけでございます。しかも私が前町長からバトンをいただいたときは50億2,000万円ほどございました。それを約3年間で43億円ぐらいまで減らしたわけでございます。そして、ただしもう最初から申し上げてますように、政策として情報基盤整備事業をやるということで、公設公営、平成21年度の非常に補助率が高かった公設公営に手を挙げなかった高森町としては、ピンチをチャンスとしてしっかりした民設民営でなるべく先進的なやり方で、なおかつ住民の一人一人にですね、それが届くようなやり方をやらなければいけないということで、やはりそこでは起債というのを考えていかなければいけないということで、私は就任して、2年、3年で一気に減らして、そのあと

は多分情報基盤整備事業をやれば増えるだろうという予想もついてたわけでございます。ですから、ここまでは私もある程度予想を立てたわけでございますが、これから先は、先ほど議員御指摘のとおり、しっかり考えていかなければいけないということ。もう1点は、やはりですね、どうしても景気も上がってきておりますので、できるだけ行政改革のもとにですね、なるべく経費も削減していかなければいけないというふうに思っております。町のこの財政をしっかり運営するために、先ほど説明しましたように、定期預金から財調に関しましては、国債運用へと切り替えたり、こういうことをやはり積み上げていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。ただ1点、過去よりも臨財債の割合がですね、非常に起債の中でも増えてきております。この臨財債は、御承知のように、これはもう交付税と同じわけですので、非常にですね、借金の中身も過去とはかなり質が変わってきているということもでございます。非常にですね、先輩たちが築いていただいた財政のイロハ、ノウハウを今も職員の財政担当がしっかり引き継いでおりますので、これから先、新しい体制になったあとも、議員がおっしゃるように、しっかり身を引き締めて、気を引き締めて財政運営に関わらなければいけないというふうに思っております。これはですね、4月の統一地方選挙が終わったあとにまたですね、しっかり議論をなされていくことだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番宇藤です。予算概要書の中でですね、一番最後のページになりますが、14ページに記載してございます、情報通信基盤のですね、TPC放送局整備、25年、26年度にまたがっての事業ということで、約10億、それからこのTPCの27年度以降の情報通信基盤使用料はですね、6,700万円、それからまた2番目にあります、このたかもりポイントチャンネル、放送局の整備内訳として1,000万円、かなりですね、高額な事業費ということで、過疎債とか、元気交付金、またがんばる交付金あたりをですね、利用されての事業ということでございます。このですね、事業にかける執行部としてのですね、思いとですね、あと視聴者からのですね、負担金が平成30年度から発生する予定、月々1,000円程度、このですね、発生する理由とですね、対策はどのようにされていかれるのか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東 幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 1 番議員の御質問にお答えします。1 月からですね、課ができて情報基盤のほうはですね、引き続き政策推進課のほうでやっていきます。私のほうからですね、平成30年からですね、負担金が増えるということで、少し御説明をさせていただきます。一応今はまだテスト期間ということで、無料ということで取っておりません。ただですね、この3年間で住民の方に評価をいただいて、それどうしても必要なんだということを認めていただいた上でですね、受益者負担という形で発生させる。その時点で住民の方ですね、仰いでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番宇藤議員の御質問に東局長がお答えしたことに補足をさせていただきます。思いということに関しては、局長はなかなか答えられないと思います。まずは、この事業費に関しましては、議会が議決をいただいているということですので、議員の皆様のお思いと、私たち執行部の思いは全く同じであるということが1点でございます。必ず住民の皆様がやはりしっかりした情報を得ること、正しい情報を得ることは、非常にいいことだという評価がくること、声が届くことは、私は議会の皆様も確信を持たれておる事業ですので、間違いないというふうに思っております。また、平成30年度からの1,000円の負担、受益者負担ですね、これ予定ということでございます。これはもう議員さんおっしゃるとおりですね、何度も説明いたしておりますが、平成30年度からは予定であるということで、30年度までまだ27年、8年、9年、3年間ございます。そういう中でですね、なるべくこれを、この負担をですね、少なく軽減できるようにもっていく。例えば、いろんなこれは民間の会社が持っている施設ですから、やはり民間のノウハウを取り入れてですね、いろんな形でのですね、例えば、収益であったり、民間の会社が収益が増えれば、それはそれでまたいろんなですね、補助をいただいたり、若しくは投資をいただいたりできるのではないかとということも、まだ時間がありますので考えることはできるというふうに思っております。何せこの事業費はですね、非常に高額になるわけでございますが、限られた財源です。過疎債若しくはいろんな起債をですね、そして交付金、経済対策の交付金を使いまして、そしてまた、なかなか熊本県では例がない過疎債のですね、ソフト事業という部分もしっかり使って、今後最初から説明していただきましたとおり、現行の10人の議員さんが議決していただいた案件でございますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番宇藤です。その次の質問でございますが、38ページですね、ここにですね、RKKデータ放送データポンの負担金といたしまして75万6,000円計上してございます。TPCのですね、放送の中にデータ放送があります。その内容とRKKのデータ放送の内容というものはほとんど同じではないかなという思いはしておりますが、このあえてですね、この予算を計上された理由は何か狙いがあるのか、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番宇藤議員のRKKデータ放送の負担金ということですけど、昨年データポンにつきましては、現在自治体が加入しているのが、当初は高森町だけだったんですけど、かなり増えてきております。今回のTPCの番組放送につきましては、あくまでも町内でしか見られないわけですよ。町内の行事とかいろいろなことにつきまして、町外にも発信する意味でですね、やっぱりそのまま続けたほうがいいんじゃないかということで、来年度データポンの予算につきまして組ませていただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 予算につきましては、1番宇藤議員の御質問にお答えします。予算につきましては、甲斐課長が述べたとおりでございます。そもそも議会の議場の中ですね、過去質問をいただいたときに、高森ポイントチャンネル、TPCが発足以降は、このデータ放送は止めますと、私は答えております。ですから、多分質問なされたということだと思います。そのことも十分踏まえた上でですね、甲斐課長も答弁したわけでございますが、高森町がRKKと契約いたしましたあとにですね、かなり今RKKと契約をしてこのデータ放送を使っている自治体が増えております。そういう中で、高森町が最初から取り組んだということで、金額的にはですね、非常に高森町は安いのではないかなという感じは受けております。

第2点目にですね、在熊高森会をはじめ、高森出身の方がほかのところに、熊本市であったり、例えば天草であったり、八代であったり住まれてる方がですね、高森の情報を見られるということで、かなり数多い声がですね、届いています。続けてくれないのかということ。これは現実でございます。ですから、今回はですね、予算は課としては、私の指示のもと提案をさせていただきましたけど、これは今後委

員会がありますので、しっかりですね、議会の議員の方にですね、これは議論していただき、私は最初はデータ放送はたかもりポイントチャンネルにありますので、高森に住まれている方は見られますので、それ以降はRKKのこの予算はカットするというをはっきり申し上げておりますので、再度これはですね、別の角度からの提案だという認識でですね、一度議論していただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 議案第27号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第27、議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第27号で御提案いたしました平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

27年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,551万3,000円とし、26年度に比較して0.4%減で対応するものでございます。27年度以降で改正予定されている国民健康保険税の課税限度額及び退職被保険者等の医療制度の経過措置等により保険税がわずかですが増額となっております。国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費、支援金、拠出金及び納付金が歳出の97.9%と大きな割合を占めており、昨年度より約500万円延ばしております。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。第1款国民健康保険税については、法改正により、平成27年度から新たな退職被保険者等については、一般被保険者の取扱いとなることから、一般被保険者及び退職被

保険者併せて前年度に86万7,000円の増額を見込んでいます。なお、現年課税分は108万円の減額、滞納繰越については190万7,000円の増となります。

続きまして、9ページです。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養費等負担金につきましては2億3,524万円を計上しております。

10ページをお開きください。同款、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきましては1億89万7,000円計上しております。第5款療養費等交付金につきましては3,844万2,000円、第6款前期高齢者交付金につきましては2億487万円計上しております。

続きまして、11ページでございます。第7款県支出金については6,969万1,000円計上しております。なお、第4款から第7款までは26年度の実績等を勘案して、昨年度予算から増減額しておりますことを申し添えます。第8款共同事業交付金については、熊本県国民健康保険連合会より提示のありました1億5,405万8,000円を計上しております。第10款繰入金については、同じく熊本県国民健康保険連合会より提示のありました額と、法に定める一般会計からの繰入金等、計の6,142万円を計上しております。なお、26年度国保特別会計で説明いたしました法定外繰入金につきましては、現在実施しております特定健康診査の重要性をTPC、たかもりポイントチャンネルを通じて、または面接等により町民の皆様にご理解いただき、受診率の向上に向け、保健師等により個人指導を行うことにより、自分の健康管理に努めていただき、医療費削減と健康保険の健全運営を目指したいと思っております。

12ページをお開きください。第11款繰越金については、例年4,000万円程度単位で繰越金を発生しておりますことから見込額を計上しております。

続きまして、14ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費の歳出の主なものといたしましては、調整交付金用コンピューターのシステム改修費委託料及び国保制度周知用パンフレット等の印刷製本費598万3,000円を計上しております。

続きまして、15ページからになります。17ページまでは保険給付費で、療養諸費として6億1,413万2,000円、高額療養費として1億105万円、出産育児諸費として840万円を計上いたしております。これは国保連合会に対する支払になります。

17ページ、第3款後期高齢者支援金につきましては、社会保険診療支払基金が

交付金で1億3,901万円を計上いたしております。

18ページをお開きください。第5款介護納付金につきましても、同様に納付金で6,900万円を計上いたします。

続きまして、19ページをお開きください。第6款共同事業拠出金につきましては、熊本県国民健康保険連合会からの提示により、総額1億6,921万2,000円を計上しております。なお、昨年度より702万2,000円増額しております。第7款保険事業費、第1目特定健康診査等事業費につきましては、昨年度から実施しております、頸部エコー検査費と特定健診、特定保険指導に係る管理栄養士と非常勤職員の人件費等として1,461万7,000円を計上しております。本年度も特定健康受診60%を目標に予算計上しておりますことを申し添えます。

20ページをお開きください。第1項保険事業費、第2項保険事業費につきましては、昨年度から再開いたしました、あんま、針、お灸等に係る助成を町民の皆様の御要望もありまして継続することとし、第19節負担金補助及び交付金として60万円を計上いたしております。なお、1回当たりの助成額を1,000円とし、1世帯当たり年間12回、1万2,000円を限度額といたします。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、この概要を御説明いたしましたら、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第28号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第28号で御提案いたしました平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度後期高齢者医療特別会計予算は、総額9,432万6,000円を計上しており、昨年度より73万円の増額となっております。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました額、5,461万7,000円を計上しております。第3款繰入金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合から提示がありました3,473万4,000円につきまして、一般会計からの繰入金を計上しております。

続きまして、7ページです。第5款諸収入、第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託を受け、町が実施しております後期高齢者の健康診断事業に係る委託314万円を計上しています。

続きまして、9ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算した保険料負担額及び同じく提示がありました保健基盤安定負担金の合計額8,925万1,000円を計上しております。第3款保険事業費、第1目健康診査につきましては、後期高齢者の健康診断事業にかかる費用306万6,000円を計上し、第6目保険事業費では、国保と同様に昨年度から再開いたしましたあんま・針・灸等の施術に係る助成金48万円を計上しております。なお、国民健康保険と同様に、助成額は1回につき1,000円とし、1世帯当たり年間12回、1万2,000円を限度額としております。

以上、今回提案しております予算額の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第29号 平成27年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第29号で提案いたしました平成27年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

27年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,144万8,000円とし、26年度に比較いたしまして4.9%の増で計上するものでございます。

本町におきましても、多分に漏れず少子高齢化は顕著で、高齢化率も上昇の一途で、同様に、要介護認定者の数も増加の傾向であります。このことを要因の一つとして、介護サービス費及び介護予防サービス費の伸びが顕著であります。施設及び在宅、それぞれのサービス費が共に伸びを示していることから、その現状を踏まえ、編制したところであります。また、国の社会保障審議会から介護予防サービス費を、いわゆる要支援事業の市町村への移行が明示されている、新しい総合事業の施行、平成29年4月までにはすべての市町村で実施し、平成29年度末にはすべて事業に移行することが適当であるとされていることから、本年度予算から対応を考慮する必要もあります。介護保険特別会計におきましては、保険給付費が歳出の約96.2%と大きな割合を占めており、昨年度より約3,900万円増を見込んでいるところでもあります。それに伴いまして、一般会計からの繰り入れも1億2,200万円余りを計上しております。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款保険料につきましては、先ほど高森町介護保険条例の一部改正による説明をいたしました。27年度からの保険料改定に伴い、65歳以上の被保険者の負担される保険料を1億2,411万円計上しており、591万円の増額となっております。なお、町民の皆様には、御負担をおかけいたしますが、介護保険事業の健全運営に御理解と御協力をいただきますよう、この場をお借りいたしましてお願いいたします。また、保険料の改定の詳細につきましては、TPC、たかもりポイントチャンネルで数字等、また資料等を提示いたしまして詳細に説明いたしまして保険

料のですね、上昇に準備する、保険料の上昇を注視する準備を進めておりますことを申し上げておきます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金として1億5,601万9,000円を計上し、また第2項国庫補助金、第1目調整交付金として8,570万3,000円、第2目地域支援事業交付金として174万5,000円を計上しております。第4款支払基金交付金、第1目介護給付費交付金を2億4,859万8,000円、また第5款県支出金、第1目介護保険給付費を1億2,258万3,000円計上しております。なお、第3款から第5款までは26年度の実績等を勘案して、昨年度予算から増減額しておりますことを申し添えます。

それでは、事業の一般会計からの繰入金として総額1億2,214万2,000円を計上しております。27年度から介護保険料の所得段階が大幅に変更されるため、低所得者の保険料が軽減されることになるため、その軽減分の補てんとして210万円含まれております。また、軽減分の財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担になっております。

11ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明を申し上げます。第1款総務費、第1目一般管理費の歳出の主なものとしたしましては、制度改正に伴う介護システムの改修委託料等で合計で270万3,000円を計上しております。

13ページをお開きください。次のページまでは、第2款保険給付費関連の予算で、昨年度の実績及び見込みで算定しており、第1項介護サービス等諸費として7億5,234万3,000円を、第2項介護予防サービス等諸費として4,357万5,000円を計上しております。

14ページをお開きください。低所得の方が施設を利用した場合に、居住食事負担限度を超えた場合の措置として、第6項特定入所者介護サービス等諸費4,364万6,000円を計上しました。

続きまして、15ページです。第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費として、社会福祉協議会の委託料等698万1,000円を計上し、第2項包括的支援事業費として、非常勤職員の報酬やケアプラン作成のための経費として1,755万1,000円を計上しています。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第30号で御提案いたしました平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,431万9,000円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款使用料及び手数料につきましては、総額9,576万円を計上いたしており、昨年より195万円の減額となっております。第3款繰入金につきましては、簡易水道基金のエスコ基金により388万4,000円及び起債の定期償還分の2分の1として、一般会計から3,403万2,000円を繰り入れるものであります。第4款は、財産収入につきましては、基金運用利息として744万3,000円を計上いたしております。

7ページをお開きください。第5款繰越金については、1,200万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。8ページをお開きください。第1款水道費については、経常的な経費とファースト・エスコ社とのエネルギーサービス使用料として399万1,680円、並びに定期的な水道メーター取替え工事費260万円を計上いたしました。

9ページをお開きください。第2款公債費につきましては、起債の定期償還分と

して元金利子あわせまして6,815万8,000円を計上いたしております。

また、10ページの予備費としましては569万6,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第31号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第31、議案第31号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第31号で御提案いたしました平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明いたします。

平成27年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,692万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款財産収入につきましては、基金運用利息1,326万1,000円を計上し、第2款基金繰入金330万円、第3款繰越金として36万3,000円を繰り越しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款農業用水費につきましては、第1項管理費、第7節賃金、農水施設草刈人夫賃や水量管理人夫賃等39万円、第11節需用費は1,411万円で、その内本会計の歳出

項目の主なものであります電気料である光熱水費に1,350万円を計上しております。修繕料につきましては、大型修繕も完了しております、本年度においては、一般的な修繕料として50万円を計上いたしました。第12節役務費については、テレメーター代等91万5,000円を計上し、また、予備費としまして97万2,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第32号 平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（田上更生君） 日程第32、議案第32号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第32号で御提案申し上げました平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、御説明いたします。

当初予算の規模につきましては、歳入歳出それぞれ452万2,000円であります。予算の内訳を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。自治体基金の元金は1億7,382万468円、民間基金の元金は3,390万2,071円となっております。これらの元金から生じる利子相当分の自治体基金21万7,928円及び民間基金3万3,224円及び自治体基金繰入金400万円の合計の425万2,000円を歳入に計上し、7ページの歳出の欄では基金運用収入の総額25万2,000円を積立金とし、また負担金補助及び交付金として400万円

を支出するよう計上いたしております。負担金補助及び交付金の400万円につきましては、先ほど一般会計予算でも説明いたしましたが、昨年から発生している阿蘇中岳噴火に伴う降灰により、南阿蘇鉄道の線路上に積もった灰の除去を行うため、保線軌陸車の導入を行うものであります。軌陸車とは、8トンダンプを線路上を走行できるように改良し、また線路を清掃する列車同様線路上を走りながら火山灰を除去するもので、もちろん道路上も走行することができます。事業費としましては、導入費用総額2,400万円のうち、3分の1ずつ、つまり国が3分の1の800万円、県が3分の1の800万円、残りの3分の1の800万円の2分の1の400万円を基金から繰り入れするものであります。残の400万円につきましては、先ほども申し上げましたように、今のところ南阿蘇鉄道及び高森町で負担を考えており、一般会計におきまして200万円を計上することを申し添えます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第33 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第33、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月10日から3月15日までは休会としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月10日から3月15日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後2時45分

3月16日（月）

（第2日）

平成27年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成27年3月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
3番	興梶 壽一	阿蘇山噴火に伴う農業に対する降灰対策	1. 現在までの農畜産物への影響と今後、起こり得る影響 2. 農畜産物被害に伴う補助制度 3. 被害を未然に防ぐための体制づくり 4. 降灰対策に対する視察結果（降灰に強い農産物への転換は可能か）
		農政改革	T P P ・ 減反政策 ・ 農協改革について
		農業塾の成果	農業塾の進捗状況について（人事交流2年間を振り返って）
6番	森田 勝	たかもりポイントチャンネル	1. 事業未加入者の対応 2. 事業説明と相違点 3. 今後のT P C スポンサーについて 4. 夜間の番組の取扱いについて
5番	立山 広滋	阿蘇中岳の降灰状況及びその対策	1. 平成26年11月25日の噴火から今日までの降灰状況 2. 本町へ各機関から状況視察が行われているが、その中で今後の降灰対策に直接つながるような反応が見られるのか 3. 現段階での取り組み状況（職員の鹿児島視察を含めて）

			4. 今後を予測することは困難なものがあるが、長期に至って噴火が続いた場合を含め、その対策を実施する上で最も重視しなければならないこととして何を考えているか
2 番	後藤 三治	4年間を振り返り 「あの質問はどうなった」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町税等の滞納状況 (特会を含む) 2. 行政区と別荘地 3. 人材の地元育成 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども(教育)予算の増加 ・仮称 「子ども・子育て支援センター」 4. 防災と見守り <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の取組 ・災害時要援護者避難支援事業 ・ミニデイ事業の有効性 (健康たかもり21) 5. 高森湧水トンネルと周辺整備
4 番	芹口 誓彰	東小、中学校の現状と今後について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文部科学省が示した公立小中学校の統廃合に関する手引案の趣旨について 2. 具体的には、どう見直されるのか 3. 東小、中学校の学年ごとの生徒数について 4. 少生徒数での教育の短所を解消するための取り組みは 5. 東小学校への今後の入学生徒数について 6. 東小、中学校の存続についての考えは
1 番	宇藤 康博	高森温泉館、朋遊館について	高森温泉館、朋遊館の現状と今後は

		4年間の町長政治姿勢について	1. 個人の政治姿勢と公約について 2. 政策の統括 (政策集上で出来た事、出来なかった事)
		4年間の行政改革について	1. 出来た事と、出来なかった事 2. 交流人事について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

- | | | | |
|-----------|-------|-------------------------------|--------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 佐藤武文君 | 財政指導監 | 村上源喜君 |
| 財産管理課長 | 安方含君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 馬原恵介君 | 住民福祉課長 | 阿南一也君 |
| 税務課長 | 沼田勝之君 | 農林政策課長 | 後藤健一君 |
| 建設課長 | 松本満夫君 | 会計課長 | 岩下公治君 |
| 教育委員会事務局長 | 阿部恭二君 | <small>たからポイントチャンネル幹事</small> | 東幸祐君 |
| 監査事務局長 | 古澤要介君 | 農林政策課審議員 | 藤原厚作君 |
| 総務課長補佐 | 後藤一寛君 | 政策推進課長補佐 | 定光貴史君 |
| 財政管理課長補佐 | 田上浩尚君 | 健康推進課長補佐 | 新井堅太郎君 |
| 住民福祉課長補佐 | 丸山雄平君 | 税務課長補佐 | 佐伯実君 |
| 建設課長補佐 | 荒牧久君 | 総務課財政係長 | 岩下徹君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 白石 孝二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

私たち議員にとりまして、任期中、最後の定例会になりましたが、この4年間で振り返りますと、私たち議員は議会活動の一環として、町民の皆さまと情報を共有する目的のもと、平成23年11月、野尻地区での議会報告会を最初に、現在まで年2回、合計7回の開催をしてきたところでございます。また、平成26年3月定例会において、議会が町民の負託に応え、活力ある誇りある協働の実現を共有することを目的に、高森町議会基本条例を制定し、議員の資質の向上に努めてまいってきたところでございます。

本日は4月1日から新規事業として始まり、草村町長の最大の政策、たかもりポイントチャンネル「TPC」の開局に先立ち、試験放送ではございますが、議員6名の一般質問が放映されます。こうして我々議員活動の一環を町民の皆さまにお知らせできることは、この4年間、田上議長を始め、私たち議員一同、議会改革に取り組んできた者として、感激に絶えないところでございます。情報公開の目的が果たせることは、高森町にとって新しい時代の幕開けといっても過言ではないと思います。

さて、本日は通告いたしました阿蘇中岳第一火口噴火に伴う農業に対する影響及び農政改革、農業塾の成果について質問をさせていただきます。特に、降灰対策については、現在まで町内に様々な影響をもたらしておりますが、私は農業関係に絞り質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

この4年間というもの、未曾有の東日本大震災に始まり、広島のと砂崩れ、木曾の御嶽山の噴火といった大災害が全国各地で発生しております。我が町においても、一昨年の今まで経験したことがないような大雨と表現された九州北部豪雨、そして昨年の四十数年振りの豪雪、特に九州北豪雨災害においては、現在もなお一人の方が行方不明、そして今もなお続く復旧工事、こういった本当に大きな爪痕を残しております。

このような中、昨年11月25日、突然の阿蘇中岳第一火口の噴火は、この4年間というもの、災害に始まり、災害に終わる感がございます。現在の阿蘇中岳の噴火は休まることなく続き、私たちに暗い影を落としており、農家にとっては一部を除いて農閑期というものの、昨年から降り続いた火山灰は農作物に影響を与え続けており、上色見地区の榎木野さんは、視察団への施設説明において、牧草地は灰が積もり、牧草の葉先は枯れて、成長は遅れるばかりでなく、収穫は例年の2割から3割、また露地野菜、牛の放牧など、影響も心配しているということを切実に訴えられております。

既に3月、農家にとっては、本年度の播種、作付けといった作業に取りかかる時期でございます。このような状況の中、今も降り続く火山灰を見て、例年通りに作付けをしてよいものかたいへん悩まれている農家も多いと思いますが、現在までに町が把握されている被害状況、また今後起こり得る影響について、どのように考えておられるかをお伺いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。農林政策課長の後藤です。3番興柵議員さんのただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず最初に、今回の火山灰の降灰によりまして、農家の皆さまには大変御苦労なさっていることだろうと思います。まずその点につきまして、お見舞いを申し上げたいと思います。それから、今の御質問にまずお答えいたします。

町における降灰関係の被害状況でございますけれども、再三にわたり、いろんな調査等のときに御説明をしておりますので、面積等についてはもう省かせていただきますが、阿蘇山の噴火が昨年の11月25日だったということもありまして、ほとんどの農作物の収穫、取り入れ作業は終わっていたということから、一部残っていた面積の作物を除き、直接的被害は少なかったと思われます。しかしながら、冬越しをする飼料作物や、高菜などについては、春以降の生育に支障を来すことが予想されます。

一方、農家の皆さまが一番危惧されている露地物の作物に関しましては、春以降の植付け、またその後の生育につきましては、今後の降灰の状況により影響が出る可能性がないとはいえません。

一方、施設園芸作物に関しましては、直接的に植付け作物への降灰付着といった影響は少ないと思われるものの、ビニールなど被覆資材へ降る灰の影響で日照不足といったことが予想されます。

畜産関係についてですが、放牧牛の育成について、畜産試験場の過去の研究では影響はないとの見解です。しかしながら、放牧地の草や飼料作物の生育については多少影響が出るものと見込まれ、飼料作物の確保といった面で課題が残ると考えます。

すべてに関し、今後の火山活動の状況及び風向きといった自然環境、それから噴火口の距離等により、影響がどの程度になるかの予測は非常に難しく、今後の動向を注意していく必要があると考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今御説明にありましたとおり、今後の動向につきましては、農家の皆さんに詳しく情報の提供をお願いしたいと思います。

次に、農作物等の被害に対することについてをお伺いをしたいと思います。現在まで、町長の迅速な対応によりまして、蒲島県知事、それから前川県議会議長、また自民党の県議団、3月5日には参議院対策特別委員会のほうが農作物の被害状況などの視察をいただいております。

26年前に、平成元年に今回と同じような大規模な噴火が起きておりますが、そのときも対策事業は1年後から2年後の補助事業というふうにお聞きをしております。もしですね、補助があるとすれば、国・県において、今後どのような降灰対策が見込めるかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼させていただきます。

農畜産業の被害に関する補助制度についての御質問でございます。まず、現在、知事専決を受けて取り組んでおります単県事業について御説明をいたします。阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業と、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業です。以前に御説明をいたしましたように、補助の割合は、県3分の1、町3分の1、農家負担3分の1でございます。土壌矯正事業は、酸性化した土壌矯正のた

め、通常の石灰を配布するもの、園芸対策事業は降灰除去のためのブロワー、それから洗浄機等の購入に際し補助を行うものです。

次に、国の事業における降灰対策は、同様に降灰地域土壌の矯正のための石灰質資材や有機資材の投与、降灰防止または降灰等除去のため、必要な機械施設の整備、畜産においては被害を受けている農業者の共同利用に供される肉用牛の生産に必要な飼料管理施設の整備や、飼料を生産調整、貯蔵機械施設の整備などがあります。

しかし、事業に取り組むためには、生産物の収入が10%以上減収といった基準が設けられており、降灰量の継続的基準に沿ったものでないと対象となりません。国の事業に取り組むためには、まず県・町において防災営農施設整備計画を作成し、国の承認を経てからの事業実施となります。これより、農家の皆さまに対し、事業内容や負担金等を詳細に説明し、農家の皆さまの御理解を得た上で、農家の皆さまにとって有益な事業を実施していく予定でございます。

ただいま県に検討の協議の段階で、この前、説明会がありました折には、今後、降灰の見込みがあるということで、この実施計画を作成するというところで、今県との協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。3番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

今、後藤課長が答えたとおりでございます。まずは議員団の皆さんにおかれましても、数多い視察が国、そして県から来ております。そういう節と一緒に視察をしていただきましてお礼申し上げたいと思います。

今、議員がおっしゃるその農畜産物の被害に伴う補助制度ということについて、後藤課長から御説明をさせていただきました。そもそも流れを整理しますと、まずは特に農業に関して、これは火山灰の被害だということで、昨年12月に将来にわたって、しっかり補助を取りにいくという姿勢を、まずは私が決めたことからスタートをしております。何回も申し上げますように、一方では観光の風評被害等々もございしますが、やはりことをしっかり表に表面化させることによって、しっかりした対策を県も国も取ってくると。そのために、町が先頭に立って、これは補助制度をちゃんと取りにいくぞという姿勢を決めたのが昨年の12月でございます。

そういう中で、最終的に私が求めているのは、火山灰が降らないのを前提にした

作付けというのは非常に難しい。要は分かりやすくいうと、火山灰を降るのを前提にした作付けを可能にするようにするには何をすればいいのかということを考えました。そういう中で、結論はもう一点しかございません。短期的には蒲島知事の決断により、この2月、3月、4月は県の補正予算が決まりました。その中で、今町も一緒にやっているわけでありまして。その説明は、先ほど後藤課長がしましたように、3分の1ずつという説明でございました。

そして、これから何をしなければいけないのか、これは農業に関してのみです。活動火山対策特別措置法という法律です。この法律に乗らなければいけないんです、分かりやすく言いますと。平成元年のときには、火山灰が平成元年の夏から秋ぐらいに降りました。そして、実際、その法律に基づき、県が計画を立てて、補助制度が下りてきたのは平成3年、4年、5年なんです。多分、農家の皆さんの記憶にあるのは、ハウスがどんどん建っていった、石灰をたくさんもらった、そういう洗浄を先にしてもらったということは、平成3年、4年、5年で事業を実施いたしております。ですから、今回もこの特措法、活火山特別対策措置法に、今まずは阿蘇山を入れなければ始まらないというのが今の現状です。そのためには、県が防災営農設備整備計画というのを立てなければいけません。この計画を県が作って、国に出して、国会で審議をするという流れになります。ですからこそ、先に坂本代議士、熊本県のもので、代議士に昨年の選挙のときをお願いをいたしまして、火山議員連盟を復活させてほしいということ、そして、それが出来まして、そしてそれに基づいて一発目の矢が、前回のこの間の参議院の特別委員会をつくっていただいたということで、非常にこれは意義があることだというふうに思っております。なぜなら、自民党だけではなく、すべての政党が入っての特別委員会ですから、非常に効果があるのではないかとこのように思っております。

議員さんがおっしゃるいろんな農家の気持ちであったり、今後の不安であったりするのを解消するためには、まずは町が補助を取りにいくと姿勢を決めたこと。そして、それに基づいて、今まで時間を取ってきたということですね。そして、県がそれに決断をしていただいたということ。そして、これから国に認めてもらうためには法律の上に載せなければいけないというのが現状の段階であります。これが、乗ってしまえば、それから先はですね、またしっかり、先ほど課長が御説明申し上げましたように、農家の方には説明をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。ぜひ活動火山対策特別措置法に乗るように御尽力いただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

1月末に、認定農業者との意見交換会がなされております。この際に、いろんな御意見、要望等が認定農業者の方からなされたかと思ひますけれども、この要望は先ほどの補助対策ですか、そのほうに大体乗るかどうか、そのへんはどうなのか農林政策課の方から御回答をお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 認定農業者との意見交換会の内容についてどうだったのかという御質問でございます。先ほど私が今後の不安材料ということで、被害が今後あるであろうということでお話をした点が、現時点でのその会議の折に、いろいろ不安な点、あるいはしてほしい点というのは、先ほどの点でございました。ただ、今度のももちろん補助関係の要望につきましては、前回の噴火の折に実施されたメニューであったもの、あるいは新しく盛り込んでほしいものなどございました。これにつきましては、内容は一つ一つ説明すると時間がかかりますので、申し上げられませんが、一般的にいう所得補てんといったものについては、国・県については、ちょっと今のところ難しいと。今、資金面での対応はするというところで、それは動かしております。

それから、先ほど町長も申し上げましたように、これから国の承認を受けるために、防災営農施設整備計画を作成していくわけですが、そのどの部分までが盛り込めることが可能なのかということと十分協議をして、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 降灰に関する被害等の認定については、大変難しいものがあると思ひますけれども、できるだけ柔軟な対応をお願いをしたいと思います。先ほどからお話がありますとおり、農家、それから町民の皆さま方は、たいへん降灰に対する不安があるかと思ひます。住民の方におかれましては、この2、3カ月、火山灰を除去するために水道あたりもかなり使っておられるかと思ひます。水道料あたりの加算、それから農家の方におかれましては、農作物の出荷いかんでは所得減というようなことがあります。将来においては税金の納税についても大変厳

しい時代になるかもしれません。こういったことも今後、考慮いただくようなことも考えていただきたいというふうに思います。

次に、被害を未然に防ぐための体制づくりについてお伺いをしたいと思います。今回、今までの降灰対策を見ますと、農業関係の各団体は、個々において、各々対応されているかに思いますが、横の連絡は取れているのかをお伺いをいたします。宮崎県の高原町におきます新燃岳の降灰対策では、被害状況の確認、対策の検討・推進、情報の共有化を図る目的において、県、それから町、JA等によるプロジェクトチームを編成し、営農相談の窓口を設置して対応されております。今後、こういった各機関の合同会議によって、情報の共有化、降灰前、それから降灰後において、未然に防げる被害もあろうかと思えます。こういったプロジェクトチームを今後編成されるお考えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 3番 興梠議員の質問にお答えいたします。

被害を未然に防ぐための体制づくりということでございます。先ほど、1月23日に認定農家の意見の交換会の折にも、同様に振興局の農業普及振興課の方からおいでいただきまして、同席において意見の集約等にも御協力をいただいております。県、町、そしてJA等によるプロジェクトを編成する予定はないかということの御質問でございますけれども、これまでも行ってきましたように、互いの機関が連携を取り合って気象情報、それから各種情報の提供、営農関係の相談・指導といったところ重点をおき、農家の皆さまの御要望に対応していくためには、プロジェクトチームの編成が必要だと考えております。

これまで、事前の協議等は今までも行ってきております。事業につきましても同意をしておりますけれども、議員おっしゃるとおり、プロジェクトチームの編成の作成に向けて、今後、県と協議し、あるいは関係機関と協議し、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

今議員がおっしゃるプロジェクトチームの編成ということに関しては、たいへん必要なものだろうと、課としては判断をいたしております。問題は、議員御出身が民間ですので、JAも含めまして、そもそも県も含めまして、やっぱり火山灰が被害を受けた地域でないと、なかなか実感というものに関しては温度差があります。

ですから、例えば先ほど言いました、今後、国の法律にちゃんと乗るための計画ですね、その作るにも、やっぱり県が主導で作るのではなくて、町や私たちを入れてほしいというお願いをしております。そして、今御提案のそのJAとのプロジェクトチームに関しましても、やっぱり私はいろんな人とお話をしますが、やっぱりJAの中でも温度差があるのではないかなというふうに思っております。逆に温度差を埋めるには、御出身がJAですので、どういうふうにやればいいのかという部分は、私は一回議員と違う場所で聞いてみたいというふうに思っておりました。なぜならば、JAに何回も私も行って、いろんな御相談やお話をする中で、やっぱりどうしても高森、南阿蘇、この火山が直接降ったところの方はですね、本当に一生懸命なんです。ただ、全然降ってないところは、「ああ、そうですね。そうですね。」で終わってしまっているというのが現状ですので、ですから議員、ぜひ、先ほど課長が答えましたとおり、私たちもやはりこういう災害被害が出たときに、やっぱり農業の専門員であったり、JAとの交流がちゃんと常々できとけば、やっぱりうまくいくのではないかなというふうに思っております。私が1年目、2年目にやりましたJAさんとの、JAの英断でやっていただいた専門員の井芹さんが来ていただきましたけど、やっぱりああいう形を今後も何かの形で続けていかなければ、いざ何か起きたとき、すぐ対応ができるというわけにはなかなかいきませんので、今後、このプロジェクトチームを主として、やはりしっかりした農業の専門員であったり、そういうちゃんとJAとの交流をしっかりできるような人材を、やはり役場としても育成をしていかなければいけない、体制づくりを今後考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。補足をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今の町長が言われますとおり、町長の政策の一つでございました農業専門員を一昨年まで2年間、JAから派遣されておりました。残念ながら、昨年で終わって、本当に必要な今の時期に、その人材がないというのはたいへん残念に思います。

それから、JA阿蘇におきましても、数年前に広域合併をして、町村を越えた合併ですね、それで今、町長が言われますように、たいへん阿蘇においても温度差があるのは本当かと思えます。今から風向きも変わり、阿蘇全体に降灰の影響はいくかと思えますけれども、今は高森町中心の被害ということで、高森町が本当は先頭になって、JAも対策を講じなければならないというような気はしますけれども、

いかんせん、今申し上げましたとおり、JAも広域合併をして営農体制にも少し変化が生じております。なかなか各町村ごとに営農の担当が今現在いないのが状況ではないかというように思います。できますならば、JAにも、私も出向いて、今後この降灰に対する対策をお願いしたいというような気は持っておりますので、町合わせて一緒に頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

最後に、降灰についての最後の質問をさせていただきます。今回の噴火は長期化するのではないかとこの予想もございませう。このような状況のもと、先日、桜島、それから垂水市の降灰対策を視察に行かれました。その結果についてお伺いをしたいと思います。

新聞紙上によりますと、その視察の際に、火山灰と長年向き合う人々の暮らしに、火山とともに生きる覚悟を感じたと新聞に掲載をされました。また、先日本町でありました講演会では、火山灰を受け入れるしかないというような講演等もございました。しかし、二十数年ぶりの大規模な降灰ということで、素直に受け入れることは農家のみならず、町民全体、たいへん難しいことと思われませう。高森町においては、多種多様の農作物がある本町ですので、降灰が長期化するとなれば、農家にとっては死活問題であり、降灰に強い、先ほど町長が言われますように、降るのを前提とした作物、こういった作物の転換も考える必要もあるかと思われませう。今回の視察におきまして、農業に対する対策と参考になるものがあれば、お話をいただきたいというふうに思われませう。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 3番議員の視察に関してのどういふことが勉強になったかという御質問でございませう。私の方から、今回の鹿児島市の桜島町、それから垂水市と視察にまいりましたので、その感想を述べさせていただきます。

まず、降灰に対する抜本的な解決策はないというのが、まずそれを言われませう。それから、地元の皆様も、もちろん火山活動の一日でも早い終息を望んでおられませう。そのような中で、長年研究され試行錯誤をされました結果、降灰に強い農作物として桜島大根とか、ピワとか、それらが根付いたわけございませう、その地域に合った作物の選定をするには時間がかかるというふうに思われませう。

また、一番私が感じましたところは、農家の皆さま自身が、施設ごとの風向きを考えた作付け期間の設定、あるいはほ場箇所の選定、それから施設作物への転換など、それぞれの農家が工夫を凝らされておられませう。

いずれにしても、先ほど議員がおっしゃったように、火山灰に対し対抗するので

はなく、うまく付き合いつつ農業をされているとの印象を受けました。もちろん、それらの中に事業関係の活用があったことは申し上げるまでもありません。本町も降灰がいつまで続き、かつ終息したとしても、いつ活動が再開するか分からない中、短期的に行う事業と、先ほど町長が申し上げましたように、中・長期的に行う事業を展開していくのはもちろんのこと、各種関係機関と協力し、対策を講じていく必要があると痛感いたしました。また、今後とも農家の皆さまの御理解と御協力を得るのが重要であると考えております。

以上でお答えいたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） よろしく御対応をお願いしたいと思います。

次に、農政改革についてお伺いをしたいと思います。安倍首相は、経済政策のうちに、成長戦略の一つに掲げる農家所得の倍増を図るために、またTPP加入後の生き残りをかけて、いろんな政策を打ち出しております。TPP交渉の近々の大筋の合意、また米の減反政策におきましては、4年後を目途に生産調整を廃止する方針、また政府は60年振りとなる農協組織の改革を決めました。農業において、政策の大転換、また大改革といえるTPP、生産調整、農協改革等の改革は、国策とはいえ、高森の基幹産業である農業にとって、大変な影響を与えるものと思います。今回の降灰対策とともに、こういった国策に向けた、町長のいつも言われる弾込めといえますか、今後、高森町の農政において必要と思いますが、今後どのような対処をなされていくか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 3番 興柁議員の御質問にお答えいたします。

農政改革ということで、TPP、それから減反政策、農協改革等ありまして、その町の基本的な考えということで話がありました。議員が先ほど申されたとおり、TPPや減反政策、農協改革は、国の農業政策の根幹に関わる施策であり、ここで私がどのように申し上げるかという立場ではございませんが、国においてどのように決定され、施行されるか分からない状況であります。本日の新聞等にも農協改革について各組合長からの御意見等も載っております。どの農協さんについても農業者にとって、農家にとって、一番適切な対応というのはどのようにしたらいいかということで、各組合長さんもたいへん苦慮されている状況が私も見て取れました。

そのような中で、今後どのように決定され、施行されるか分からない状況の中で、これらが決定されて施行されれば、議員おっしゃるように、国は何らかの事業を準

備されることになると予想されます。町長が常に言うておられます弾込めという感覚はたいへん重要と認識して、事前に情報収集に努め、常に農家の皆様のためになる、農家にとって有意義かつ有利な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

たいへん難しい問題でございますので、ここはこれからも、また町長部局、こちらのほうでも努力いたしますけれども、議員の皆さま方の御協力を今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

以上でお答えといたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興梠議員の御質問にお答えします。

農政改革ということで、TPP、減反政策についてですが、もちろんこれは議員がおっしゃるように、国の本当に大きな大きな方向性が打ち出したわけでございます。そもそも、これはきっかけはTPPでありまして、やはり非常に多数の小規模農家が多いわけでございますので、やっぱりこれは大量に安い米が入ってくるとすれば、なかなか競争力を維持できなくなっていくということは当然かなというふうに思っております。減反をやめて、簡単に言いますと自由競争的な考えなわけでございますが、そういう中で、弾込めというふうにおっしゃいました。今、課長が答弁したように、やっぱりはっきりした法律ができたり、まずはその締結、そして法律、そして下りてくるのがどういうことかということ、しっかりスピード感をもって対応しなければいけないと思っております。もちろん、それは余りにもちょっと大まかな言い方になると思っておりますが、現状、農政のほうの課としてはそういうふうにしかな答えられないのではないかなというふうに思っております。ただし、分かりやすく言いますと、今後その弾込めについて考えておかなければいけないのは、新しい雇用は生まれるチャンスは多分出てくるでしょう。その雇用に対する考え方、それとある意味、稼げる農業へ脱皮が、期待ができるということは、この減反をいい面から見れば、だからその期待に対する弾込めをしとかなければいけない。それと、法律と制度を生かした農業展開ができる担い手の育成がやりやすくなるというのは、もう間違いないというふうに思っております。

しかし一方で、先ほど言ったように、小規模農家の方にとってはたいへん厳しくなるというのが予想されておりますので、飼料米のほうに切り替える施策も国が打ち出しているわけでございます。最終的に、これは国も、今まで国を守ってきたいただいた農家、大規模農家に転換できない小規模農家に対しての施策というのは、しっかりそこはやってくるのはもう分かっておりますが、その弾自体が国が出す弾

がどういうものかということ、やっぱりいち早く察知する、若しくはその中に意見を提言できる力をやっぱりつくっとかなければ、なかなかほかより早く動くことができないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 私は、もう既に町長におかれましては、もう弾込めをなされているというふうに認識しております。といいますのも、2年前から農水省との人事交流をなされております。藤原審議員においては、もう3月31日で霞ヶ関の方に帰られますけれども、今後は国からの情報を多分に、この高森町に流していただけるものと期待をしておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

次に最後ですが、次に農業塾の成果、それから進捗状況についてお伺いをしたいと思います。平成26年の3月、高森町新農業プラン策定後に、高森町の農業の現状、それから他地域における先進事例を学ぶ、今後、町としてのどのような事業を行うべきかを提案していくことを目指しまして、町長を塾長として講座が開設されました。この農業塾において、どのような成果が見られたのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課審議員 藤原厚作君。

○農林政策課審議員（藤原厚作君） 3番 興柁議員の御質問にお答えします。

高森農業塾は事前に7地区で説明会を行い、説明会には88名の方に参加していただきました。農業塾自体は平成26年度において7回実施し、延べ135名の方に参加していただきました。内容としましては、町長、直売所の経営者、ネットビジネスの専門家などによる講演、参加者同士でのワークショップを行いました。これまでも、人・農地プランなど地域の話し合いが農政において非常に大きな役割を果たしております。今後、この傾向はより一層強くなると考えています。そのためにも、町内の農家の間、農家からの政策提案の促進を意図して農業塾を実施しました。話し合いで何かをする場合、目に見えた成果を見せるというのは非常に難しいなというような実感として感じております。しかし、参加していただいた農家の方や、参加した役場職員、少しずつでも意識や行動というのは変えていけるのではないかとこの確信もしております。

これは、私の個人的な考えであります。天は自ら助くる者を助くという言葉どおり、農業においても自助努力が非常に重要だと思います。私は元々国の職員です

ので、地域であったり、農家の方のために一生懸命仕事をしたいとは思っています。しかし、地域において農家の方自体も、自分たちがどうしたいのか、国に何をしてもらいたいのかというのをしっかりと考え、国から何かあればいいのではなく、この町をこうしたいから国からこういう補助が必要だと、そういうことを提案していただきたいと思います。それぞれが精一杯議論して、協力し合う、いい方向に向かっていくことこそが、真の農政改革だと考えております。そういった機会をつくる場として、今後も農業塾のように地域で話し合いを行う場を続けていっていただきたいと心からお願いを申し上げたいと思います。

以上で、御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 最後に、草村町長の施策であります、人づくりを目的とした農林水産省と高森町の間におきまして、2年間の相互人事交流が実現し、出向されておりました藤原審議員が、先ほど言いましたとおり、今月3月31日をもって任期満了を迎えられます。藤原審議員におかれましては、高森町の基幹産業である農業において、本町の農業が抱える課題に対処し、今後の高森町の農業の基本指針となる高森町新農業プラン策定に中心的な役割を果たしていただきました。農政のみならず、高森町の最大のイベント風鎮祭等にも積極的に参加され、高森町の文化にも接していただきまして、官僚として知識を惜しむことなく伝授していただきました。4月からは、霞ヶ関に帰られるわけでございますけれども、この2年間を振り返り、この高森町の農業に対する助言、それから感想をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（田上更生君） 農林政策課審議員 藤原厚作君。

○農林政策課審議員（藤原厚作君） 私の感想という御質問ですけれども、今思っていますのは、重要なのは私の感想というよりも、人事交流を受け入れてくださった職員の皆さんがどう感想を持ったのかだと思っています。

この2年間、私から何かを学び取ろうとされた職員がどれほどいたでしょうか。この交流の機会を生かして、何かしようとした職員がどれほどいたでしょうか。一部にはいらっしゃいましたが、残念ながら、ほとんどいなかったというふうに思っています。

人事交流というのは、文字どおり交流をしなければ意味のないものです。ただ受け入れるだけが交流ではないと思っています。職員の方との交流が余りできなかったのは、私の人徳のなさや未熟さが原因だと非常に深く反省しているところではあ

ります。

しかし、この2年間、人事交流に対して職員の皆さんが無関心であるように見えたことはとても残念でした。何事も行動を起こすだけなら簡単です。大切なのは行動を起こす際の取り組み姿勢だと思っています。行政は行動を起こせば数多くの人に影響を及ぼします。なので、特にその取り組み姿勢が大事だと考えています。

ここ数年、高森町は新しいことに数多く取り組んでいます。それらは、非常に素晴らしいことであり、今後もぜひ先進的なことを数多くやっていただきたいと思っています。しかし、それらの取り組みを本当に価値あるものにする努力を惜しまずに行ってほしいと強く願っております。

この2年間、地域のことを一生懸命考えている町民の方や農家の方と数多く出会うこともできました。そういった方々と話をすることは、とてもいい勉強になり刺激を受けることができました。地方創生が国の重要な施策である中、そういった方々が高森町にいることを知れて心強い思いです。

私はふだんから、「国に帰ったらいろんな補助を教えてくれ。」なり、「補助を付けないといかんばい。」とよく言われるんですけども、確かにそういうところも人事交流の中身としては大切なかもしれませんが、そうではなくて、私が国に戻ったとしても、高森は今こうなっている、だからこういうのが必要だと自分たちでしっかり考えた上でいろいろ言っていただければ、非常に私にとってもいいパイプになるのではないかと考えています。

また、興沼議員もおっしゃいましたけれども、私は向上会に入り、風鎮祭にも参加させていただきまして、そのほかにもいろいろな機会で町民の方にいろいろお世話になることができました。それは、仕事とは少し違うのかもしれませんが、非常にかけがえのない思い出をつくることができた2年間だと思っています。この場をお借りして、2年間お世話になった皆さまに心よりお礼を申し上げたいと思います。

非常に青臭い考えなんですけれども、私はこの国を良くしたいと思い、農水省、高森町でできる限り働いてきたつもりです。町であろうと、国であろうと、地域や社会を良くすると目標は一つだと思っています。よく、国から来てて、雲の上の人だとか、なかなか距離をもっていろいろ言われたこともあったんですけども、町であろうと、国であろうと、そこは大きな差はないと考えています。国は、地域がなければ成り立ちません。一方で、地域というのは国がなくても多分成り立っていくものだと思っています。だから、国が偉い、町が偉い、そういうことは関係なく、国に戻ってからも高森町の方と一緒に仕事をしている気持ちで頑張っていきたいと

思いますので、今後ともいろいろと御指導いただければと思っています。

最後になりますが、高森町の今後ますますの御発展をお祈念申し上げ、御質問への回答とさせていただきますと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、興柁議員さんから御質問に、うちの藤原審議員が答えました。それに審議員への補足ではございません。これは議長がお許しいただきましたので、発言をさせていただきますと思います。人事交流につきましては、やはりこれは先ほど申し上げましたように、議員がおっしゃいました、ある意味、弾込めの一つであると、そのとおりでございます。この国、それと県と、今までやっておりませんでしたので、先駆けてやってきました。この4年間やったつもりでございます。そういう中で、特に高森町で一番重要な部分というのは、やっぱり農業なんです。これは基幹産業ですから当然です。そこはやっぱり農林水産省になります。そこから、藤原審議員が人事交流で来ていただいて、高森町の職員である入江さんが、今、農林水産省に出向しているわけでございます。そういう中で、今、審議員の感想ということがございました。その前に、1点は2年間の成果といたしましては、やはり高森町新農業プランの作成、これは非常に今後大きなことに付加価値を出してくるというふうに思っております。なぜならば、総合計画、若しくは首長さんが掲げられる政策の農業施策の基本になるのが、この高森町新農業プランになるのは、もうこれは確実でございますので、これから少なくとも、かなりの年月、この農業プランに基づく形が進んでいくのではないかなというふうに思っております。藤原審議員には、非常に立派なプランを作っていただきましたので、私も感謝してるところでございます。

それと、個人的な感想という形で審議員がおっしゃいました、これはこの職員の行政の仕事に対する無関心さという部分だと思いますが、審議員がおっしゃった中で、普通の人と人の関係です。例えばお話をしたり、例えば一緒に食事をしたり、酒を飲んだり、若しくは風鎮祭に参加したりとかいうような、普通の交流は十分職員もしておりますし、それはいいことだと思います。しかしながら、やはり一方では行政マンと施策を作る、政策を作る、施策を実施していく、この中心となる行政マンとしての部分に、やはりこれはなかなか充実感がそこに生まれてないというのは、これはもう私が指導力が足りないことだというふうに反省をいたしております。

やはり、藤原審議員がおっしゃいましたように、4月から霞ヶ関、官僚に戻られるわけでございます。私、実は霞ヶ関からお見えになられるときに、情報公開、情

報発信にこだわったのは、もちろん役場の職員さんもそうですが、住民の方、町民の方が、どれだけの方がこの人事交流をご存じなのかということ、常々疑問に思っておりました。なぜならば、その前の服部さんにおかれましても、また新井さん、藤原さん、そして今、定光さん、お見えでございますが、どういう方が、何のために高森町に来ていただいているのかということ、住民の方がなかなか知られていない。広報誌の限界というのは非常に痛感をいたしておりました。ですから、今後、開局するたかもりポイントチャンネル、TPCにおいて、どんどん発信していくということ、やはり計画に盛り込んでいるわけでございますが、なかなか発信すれば、逆にいろんな問題が出てくることもあります。問題というのは、問題があるわけではないんです。これを発信するならこれも、これも発信するならこれもと、やっぱりエンドレスになる部分がありますので、しかしながら、この人事交流については、しっかりやっぱり、もっともっとこれから県・国と、そして今後、先日報道されましたが、非常に珍しい、天草市との締結をいたしました。この中に、簡単に言いますと、天草市との人事交流、すなわち天草市の職員が高森町に出向して、高森町の職員が海の幸、天草に出向するというような、こういうこともできる可能性が出てきております。ですから、しっかりこういうことはやっぱり情報を発信していきたいし、議員さんもですね、各地に帰られて、しっかり再度、この人事交流について、どういうことなのかということをお伝えしていただければというふうに思っております。

藤原審議員がおっしゃった提案型、当然です。審議員が農水省に帰られて、こういう補助事業があるから使ったらどうというのはなく、私たちは今これをやるから、今後これをやりたいからこれに対して何かないかというような提案型ができるための今、職員育成を行っているわけでございますので、これから先、人事交流に来られた、もし来られることになった官僚の人や、また国から今、総務省から定光さんはまだ1年半くらいございますので、また総務省とのこの交流の中でも、しっかり定光さんに対しての提案ができるような職員育成に努めていかなければいけないということを今、私も痛感したわけでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 藤原審議員には、この2年間、本当に高森町の農業に御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどのお話のとおり、国側からの地方に対する農業の見方、それから考え方、

たいへん勉強になりました。今後、霞ヶ関において、日本の農業の確立に向けて、また世界の農業に対抗できる農業を目指して頑張っていかれることと思います。今後の御活躍を御祈念申し上げます。

また、今後の高森町の農家におかれましては、たいへん厳しい時期を迎えることになろうかと思えますけれども、めげることなく頑張っていたただけることを御祈念申し上げ、私の質問にさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。6番 森田です。

2期目最後の質問をさせていただきます。2期目、この4年間、私も本当に勉強になりました。町長のあらゆる政策の中で、いろんな事業の対応、スピード感をもった政策、私たち議員もついていくのが必死だったかなと思っております。

そのような中、本日は4月1日より開局します、たかもりポイントチャンネルについて通告してありましたとおり、4つほどの質問をしたいと思えます。答弁の方をよろしくお願いします。

では、はじめに事業未加入者の対応についてということであります。4月1日の放送にかけて毎日大変だと思えますが、たかもりポイントチャンネルの加入率はどうのような状況になっているかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 6番 森田議員の御質問にお答えいたします。

たかもりポイントチャンネルの事業未加入者の対応ということで、まず加入状況について御説明いたします。本年2月末現在の、旧町村ごとの単位で報告いたしますと、高森地区が88.2%、色見地区94.5%、草部地区91.9%、野尻地区93.9%、全体で90.7%となっております。高森地区の加入率が一番低くなっ

ておりますが、これは官舎とか、企業の社員寮、また借家において、加入促進は行っておりますが、オーナーや加入者からの回答がまだ未されるものがあります。今後、その回答がいただければ、高森地区の加入率も向上するものと思われま

す。なお、どうしても加入いただけない方については、その理由まで聞いておりますけど、素直な回答をいただけない状況であります。そのような世帯は、素直な回答をいただけないということで、なかなか有効な手段が見いだせない状態でありますけど、今後とも加入率アップに向けて努力してまいりますので、議員の御協力もよろしくお願

いしたいと思

以上です。
○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま、課長の方から90%ほどの加入率だということござ

います。通常の番組の場合と、災害と救急の場合、加入者と未加入者に対して情報

の差が生じてくると思われま

すが、どのようなことが予想されると感じておられるかをお尋ねいたします。
○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。
通常の場合と災害等の発生時期ということですので、通常の場合について私の方から説明いたします。災害等の場合は、災害担当の総務課長の方から御説明いたします。

まず、通常の場合の番組放送の場合、現在、試験放送を行っておりますので、議員も御承知のことと思

いますが、例えば回覧に付している事項を担当者が詳細に説明いたしたり、イベントとか学校、保育園行事等を紹介したり、また特集番組を放送したりしております。
未加入者には、そのような情報が入らないこととなりますが、4月1日から本放送が開始された場合、さらに番組が充実されるようになりますので、その格差はますます広がるものと思われま

す。

その一方、TPC、たかもりポイントチャンネルの番組放送を未加入者の方が、よその家庭に行かれたり、例えば公共機関で見られたりして、このような放送であれば、新たにまた自分も加入したいというような考えを変えられるようなことも発生してくるのではないかというふう

に思っておりますので、そのようになることを担当者としても期待しているところであります。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 6番 森田議員の質問にお答えをいたします。

災害時におきましては、情報伝達の方法といたしましては、防災無線が主なものでございますけれども、大災害になれば、停電することも当然ございますし、停電の場合はテレビ自体が映らないということになります。こうなりますと、防災無線のほかに携帯電話のエリアメールでありますとか、消防団による人的な伝達という、TPCも加えますと4種類が手段としてあるというふうに考えております。

平成24年7月の九州北部豪雨災害を受けて、情報伝達の重要性及び伝達体制の再構築・整備については、強く認識しているところでございますけれども、非常時においては、状況により使えるものと使えないもの、素早く判断しなければなりません。九州北部豪雨の経験から、使えるものとしては、やはり携帯電話でありましたり、エリアメールというものがやはり重要になってくるというふうに考えております。

ただ、課題としては、現場での状況把握がスムーズにできなかった経験から、現場の状況等を画像で転送するシステムも作り上げれば、防災体制としては申し分ないかなというふうに考えております。

また、もし大災害が発生した場合、FMラジオによるFM電波になります情報伝達も一つ加える手段であるというふうにも考えております。これは電話、電気等のすべてのインフラ機能が停止した場合、九州総合通信局へ、臨時災害用放送局の開設を新設することにより、臨時災害放送局の免許を付与していただいて、放送が可能となるものです。

このように、災害発生の場合には、二重三重にも情報伝達のための方法を考えているところでございまして、TPCへの加入については政策推進の方で今後も進めてまいりますけれども、未加入の方が取り残されることのないように手立てをしていきたいと思っております。

また、避難施設につきましては、町が指定をしております15カ所、またそのほか主な公民館に、九電工の御配慮によりまして、テレビを設置していただいております。これは今後、双方向で情報のやり取りができる、可能にする設備となっております。ですから、避難所から役場の方に、役場から避難所に、直接映像を伴いながら情報のやり取りができるという可能性をもっておりますので、今後もそういったソフトの開発でありましたり、システムの構築については、今後どんどん向上していくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員の御質問に追加補足をさせていただきます。

今、甲斐課長と佐藤総務課長が述べられたとおりでございます。まず、ここでしっかりしたことを伝えとかなければ、違うふうに伝わるのが非常に困りますので、伝えさせていただきたいと思います。

議員、先ほど2期をもうすぐ終わると冒頭の御挨拶でですね、スピードが非常に2期目はよかったということだったわけでございますが、議会の皆さまの、非常にそのスピードに関しても十分対応していただいてきましたし、しっかり議論した上での各委員会であったり、しっかり議論をしていただいた上での決議をいただいているということは御報告させていただきたいと思います。

また、1番の質問のTPC、たかもりポイントチャンネルの加入率で、全体で90.7ですね。例えば、色見地区だったら約95%、草部で92、野尻で94、高森で88.2と先ほど言ったわけでございますが、今の世帯数で考えますと、約2,700世帯が、世帯数でいうと90.7で掛けますと、それぐらいになるわけなんですね。高森広報紙、実は広報は約2,600は配布しているわけございまして、ある意味、広報紙よりも、もう上をいっているというのが事実でございます。ですから、大事なことは、このTPC、たかもりポイントチャンネルの加入を、私が目指す100%、これはある意味、広報紙も兼ねておるわけでございますので、広報の部分というのを、しっかりここを伸ばしていくことによって、長く長く懸案事項としてあります、全員にしっかり、住まれている方に情報を届けるということが可能になってくるのではないかとこのように思っております。

それと、通常番組はもちろんそうでございますが、要は議員がおっしゃりたいことは、災害、特に九州北部、大雪、この噴火も含めまして、災害が高森町は非常に多くなってきております。その時の対応だというふうに思います。この情報を伝達するということが一番大事でありまして、大規模の災害のときには物ごと流されまので、実際のテレビも使えません。ですから、やはり防災行政無線はそのまま生かすべきと考えて、総務課長が答弁したとおりでございます。そして、人的にはやはり消防団の方に、しっかり迅速に対応していただくということではそうかなと思っております。

また、先ほど申し上げました九電工の配慮といいますのは、株式会社高森光ネットワークが実証実験として5年間、各避難施設の15カ所及び公民館に、双方向が

可能になる新しい新型のテレビがあります。今それを実証実験として配置を決められたところでございます。これは何が非常に高森光ネットワーク株式会社さんが全部お金を出されてなされる実証実験でございます、非常に町にとって有効だと思っておりますのは、そもそも双方向ができる環境が整ったということが1点と、2点目はそのポイントポイントがアクセスポイントになるということですね。やっぱり他の情報伝達のポイントポイントのアクセスポイントに十分ありますので、これはすごい大きいことだなというふうに思っております。ある意味、防災以外で違う使い方も可能となる環境が、これで避難施設には整うことが非常に確率が高くなったということです。違う使い方と申しますと、双方向ができるとなると、ふだんの例えば健康診断であったり、いろんな福祉のことであったり、教育のことであったりすることも、これはできる可能性が広がってきたということです。今後、私といたしましては、非常にいい実証実験を高森光ネットワーク株式会社さんがなされますので、開局式のときに町としてもやはりお礼も伝えたいし、しっかり実証実験を5年間していただいて、5年後にまたそこから新たに出た結果によって、新たなこともやっていただけるのではないかとこのように思っております次第でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま、町長、それから課長の答弁の中で、大災害になれば停電も予想され、テレビ自体も映らず、同じ条件ということでございます。また、FMラジオに災害情報を伝達するというので、少しは安心しました。しかし、今後、万全の体制でお願いしておきたいと思っております。また、100%の普及率に近づくと、今後ともまた努力してもらいたいと思っております。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。今回、町内に情報通信基盤整備事業を実施するに当たり、地上波放送と同時にBS放送の再放送を希望された世帯があったと思っておりますが、何世帯ありましたか。質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

高森光ネットワーク株式会社とNHKで放送波を受信し、光ケーブルで世帯送信する同意を得て、地上波放送、すなわち普通のテレビと一緒にBS放送の再放送を希望された世帯が143世帯ありました。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 143世帯が加入があったということでございます。加入時に説明されたことと、実際に今回、NHKからの指導により、加入世帯を訪問されておりまして、そういう話が地元の話の中で出ていまして、以前からアンテナには受信・切り替えと説明を受けて、私たちも思っていたわけでございます。その点について、町として、その件についての説明は私たちも受けておりますが、先ほどから言いますように、地元の方からNHKからの指導によるというようなことで来られたというような話でしたが、この件についてはどういう答弁かを願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼します。

先ほど述べましたとおり、当初、高森光ネットワーク株式会社とNHKで繰り返しておりましたBS放送の再放送の呼びかけで、各世帯に説明し、加入促進を行ってまいりました。昨年10月ぐらいだったと思いますけど、NHKの方から放送同意の条件において瑕疵があるということで、NHKから同意の変更を求められました。その瑕疵といいますのが二つありまして、一つは事業者、すなわち高森光ネットワークにおいて、BSの視聴世帯を制御しているということです。そして、二つ目が新たな対価、月々再放送をするということで600円の受信料を受益者からもらうことになっていましたけど、その二つの瑕疵があるじゃないかということNHKから言われました。

NHKと光ネットワークで協議した結果、BSの再放送同意の変更を行って、BS視聴を希望する世帯においては個別のアンテナ受信をお願いする形に変更して終わりました。町としましては、一応NHKのこのサービスにつきましては、光ネットワークのサービスでありますので、直接町はこのことには対応しておりませんでしたけど、一応町にも相談がありましたので、光ネットワークと協議の上、そのような結論を出した次第です。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 私も、その世帯の中に入っておりまして、今、課長から説明があったとおり、143世帯の中に含まれております。高森光ネットワークから訪問され、説明を受けました。また、近所からは訪問販売と疑われるような相談がありまして、町としてはこのサービスに関係ないでは、私は済まされないのではないかと思います。町の対応としていかがだったのかをお伺いするとともに、このよう

なことが発生する前に議会になぜ説明がなかったのかと私は思うわけでございますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼します。

確かに、議員さんの言われるように、行政の様々なことについて、町民から相談されたり、質問を受けたりされていることは承知しております。今回の件につきましても、議員さんへの説明するという配慮が足りなかったことは、私たち認めた上でお詫びしたいと思います。

しかし、先ほども申しましたように、高森光より今回の件で町に相談があった時点において、町長名と高森光ネットワークの代表者の名前で、お二人の名前で文書を作成して、143世帯に持って回ってもらって、それを提示した上で説明するという方法を採用していることを申し添えたいというふうに思います。

先ほど申しましたように、143世帯への説明の結果、元のアンテナへ接続し直した世帯が75世帯です。新規にアンテナを購入された世帯が16世帯です。視聴を中止された世帯が46世帯です。その他6世帯というふうになっております。

以上が森田議員の質問に対する答えです。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 4月1日から放送がありますが、これからもいろんな問題が出てくると思います。議会、町民の方にはしっかりとした今後、説明をまたお願いしておきたいと思っております。

次に、3つ目の質問に入りたいと思います。たかもりポイントチャンネルは平成30年までは町民の皆さんには無料というようなことであります。その後、高森光ネットワーク株式会社及び町において、将来的に多くの経費がかかると考えられます。その点について、どのような考えをお持ちなのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） ただいまの6番 森田議員の質問に対してお答えします。

今後のTPCのスポンサーの意見という形で捉えてよろしいでしょうか。はい。

森田議員も御承知のとおり、情報通信基盤整備事業、光ケーブルですけれども、高森町のほうで民設民営という形でやっております。高森光ネットワークが整備した情報基盤を利用して、町で行政の情報を提供するというシステムでございます。ですので、簡単に言いますと、高森光ネットワークの通信を利用して、町が情報を

発信していくということです。ですので、放送の権限は高森光ネットワークが持っております。その関係で、例えばスポンサーとか、あるいはコマーシャルを打つようになりますと、当然、光ネットワークと協議をして進めていかなければならないというふうに考えております。

ちなみに、TPCで行政情報を提供しますが、広報紙でも今、情報を提供しております。実は、5月号から広報の紙面を新しく大幅に変更して、今のA4版の約2倍の大きさの紙面にする予定でございます。フルカラーで、できるだけ写真とかを増やして読みやすくする方向で考えてます。その中で、これは熊本市の広報紙ですが、下に広告欄を設けまして、各事業所の広告を取って収益を上げるような形で今考えております。

いずれにしても、TPCでも今後は高森光ネットワークと協議しまして、スポンサーなり、広告を番組の間に流していくような形を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員の御質問の回答に補足をさせていただきます。

議員がおっしゃりたいのは、TPCのスポンサーについてということで、要は町がもっと稼げるように考えたかどうかということが入っているのかなというふうに思いますが、東局長が答えたように、これは民間の会社もっている基盤を、設備を、例えば今この議場を民間の会社もってて、私たちは外にいて、これをお金を払って借りてるとというのが今の形です。ですから、そこでスポンサーさんが入ってスポンサー収益、利益が出た分は民間の会社にお金は入りますので、町には入りません。しかしながら、やっぱり民間の会社が利益を出されていくということは、これは借りてる私たちとしては、間違いなく何かの形でその収益を元に、例えば先ほど説明したように、実験事業、5年間のテレビを置くとか、先ほど説明したような部分、実証実験もどんどん増えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、たかもりポイントチャンネル局としては、今後このスポンサーについても民間にどう考えてるかということを問うていかなければいけないかなというふうに思っております。

それと、先ほどからやはり広報について、最初の質問もそうですし、今の御質問、その前の甲斐課長が答弁いたしましたBSの問題についても、NHKとの問題についてもそうでございますが、やっぱりペーパー、紙で回覧であったり、緊急的に作

って配布するっていうのも、なかなか行き届くのに限界があるということは、もう見えてきております。特に高齢者さんになりますと、字が小さかったら、やっぱりずっと読んでいくのは疲れると思いますし、そういうところにも配慮というのは必要性があるというふうに考えております。

今回、広報誌のサイズを変えるという提案につきましても、これは私が提案したわけではありません。いろんな協議をもって、いろんな方がこういう提案はどうだろうかということをごんごんごんごんごん提案をしてきて、行き着いた結果でございます。その中で大事なことは、一体何世帯の方が高森広報をもらっているのか、届けているのかということで、先ほど申し上げましたように、約2,600世帯、現在もうポイントチャンネルがそれを超えているということですので、二重での情報発信、住民の方が情報を得るサービスを、形を構築することができているということですので、一つ何かの転換期がやはりここに来ているのではないかなというふうに思っております。

そもそも、防災にしろ、何の施策にしろ、先ほどいったNHKとの問題にしろ、情報が届いて、正しい情報が届かない段階で、いろんなデマだの何だのがなって、本当に止まるんです。だからこそ、TPCでより多く職員に出て説明をしていただきたい。若しくは議員がおっしゃったように、議会への説明も今回は遅れたということをお斐課長が謝罪をいたしました。やはりそういうことも含めれば、一旦議会で説明する、議員さんに説明する、そして住民さんに説明するというよりも、同時に、職員ですら、ほかの課だったら知らない人もいますので、それが現実ですので、全員がやっぱり高森に住んでいる人が同じ情報を同じスピード感をもって取れるということのためにも、ぜひもう一度、たかもりポイントチャンネルの加入をこれから少しでも上げていかなければいけないというふうに思っております。

補足で説明させていただきました。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、町長の方から答弁がございました。利益のほうは光ネットワーク株式会社の方に行くということでございます。しかし、私は町内、それから町外の方がスポンサーになるというような話がいろいろあると思いますので、その点については行政としてもスムーズに受けてもらいたいと思っております。

次に、4つ目の質問に入りたいと思います。私もポイントチャンネルをちょくちょく見えています。民間だったら30分、1時間、長い番組では2時間というような時間帯であっておりますが、ポイントチャンネルはどのくらいの時間で、今後流さ

れていくのかをちょっと質問いたしたいと思います。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） ただいまの森田議員の質問にお答えさせていただきます。

4月、開局を迎えますが、4月1日から番組編成としましては、4時間の番組を予定しております。そのあたりは行政情報だったり、あるいはイベント等、それから企画ものも合わせまして、4時間、それを6回、24時間という形で流す方向で検討しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま課長の方から、1日4時間を6回ほど流すというような話でございます。現在、試験放送中なので、はっきりしたことは分からないと思いますが、どのくらいの方がポイントチャンネルを見られているのか、私も見ていて疑問に感じる場合があります。夜の10時以降、高齢者の方がどれくらい見られているのか、1日中家におって、ポイントチャンネルを6回も見たと、例えばあった場合、それは後で飽いてくるんじゃないかと私は思っておりますが、10時以降の番組を民間などの協力を得て、夜間番組などの考えとして、今後、町長に質問しますが、そのような考えはないのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 今、6番議員からの御質問ですが、民放のテレビ局を利用することはないのかという質問でございますが、一応4時間枠を設けておりまして、それと一緒に内容を1週間ランダムに、日によって時間をずらしてする予定でございます。そして、民放の放送を購入することも可能でございます。ただ、制約がいろいろありまして、その制約をクリアして購入したいというふうに考えておりますし、27年度の予算にもその分の予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 森田議員の御質問にお答えを申し上げます。

夜間の番組の取扱いについてということでございますが、そもそも議員がおっしゃられる、まだ試験放送だから、始まってみないとなかなか分からない、今みえないということですが、東局長が答弁しましたように、4時間ずっと番組があつて、

それを24時間ですから1日は、6回流す形になります。何度も申し上げておりますけど、やりながら修正すると、とにかく前に進む方向で進めております。

現時点の最大限の、最高の力と人数が非常に少ないですので、TPCは、その中で、4時間の番組を作るというのは、本当に大きいことです。今、専門の方が手伝ってきていただいております、技術も教えていただいておりますので、これが4時間はすごくできる形ができたわけですが、ついこの間までだったら、多分2時間の12回ぐらいの放送になったのではないかと思います、これで4時間が6回。それで、例えば6時間に今後伸びていったら、それが4回になります。6時間、6時間、6時間、6時間という形になりますので。そのように、どんどん上向き加減、上向き方向で進めていくのがTPCの進む方向だというふうに考えております。視聴率の判明について、視聴率が実際始まってみたら視聴率がどの程度なのかとかいう質問も来ると思いますし、この視聴率というのはやはり必要だというふうに議員はお考えでしょうか。

先ほど、そういう御質問でしたので、ですから、この視聴率については私も実はどうしても必要だと思っております。この視聴率を細かく判明させるということになりますと、やはりそこにはどうしてもお金がかかるんです。やっぱりそのシステムを作らなければいけないということがありますので、議員が御提案をなされる気持ちもわかりますし、と同時にメーカーからやはりそこには財源も必要になってくるということを申し添えたいというふうに思います。

ちなみに、私が視察に行きました、高森町のたかもりポイントチャンネルと非常に似たチャンネルが栃木県の芳賀町のチャンネルなんですけど、芳賀町に関しては住民のアンケートによって大まかな視聴率を情報を得てるというのが現実でございます。私もその方向で大まかな、何時に見られてますかと住民の方にアンケートを採って、統計されてるわけですが、それよりも非常にスピード感があって明確に議論ができる根拠となる数字が出るためには、やはり視聴率をしっかりと分かるようなシステムの構築がTPCには、逆に言いますと、求められるのではないかなというふうに思っておりますので、その節に御提案をさせていただきますので、しっかり議会で議論をしていただいて、その財源に関してもしっかりと話し合っただきたいということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま、町長の方から、はっきりしたことは分からないとい

うようなことをごさいますて、私も放送を4月1日からたかもりポイントチャンネルを楽しみにしております。いろんな諸問題がこれからまた出てくると思います。問題が発生したときは、議会、それから町民の皆さまに、しっかりと説明なりを忘れないようにお願いします。

また、高齢者を狙った悪質な犯罪がたいへん多くなっております。誤解のないように注意をお願いしておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。5番 立山です。

私は、今期最後の一般質問をさせていただきます。

今まで、いろいろな方向から、町長の行財政運営に関し、質問させていただきましたけれども、安心・安全ということから、今回の質問事項は、阿蘇中岳の降灰状況及びその対策についてです。

要旨として、①平成26年11月25日の噴火から今日までの降灰状況、②本町へ各機関から状況視察が行われているが、その中で今後の降灰対策に直接つながるような反応が見られたら、そのことについて、③先の職員の鹿児島視察を含めて、現段階での取り組み状況、④今後を予測することは困難なものがあるが、長期に至って噴火が続いた場合を含め、その対策を実施する上で最も重視しなければならないこととして何を考えているかの4点を質問いたします。

安心・安全ということは、行政に課された課題であると考えます。そのような中、阿蘇中岳が昨年11月25日に噴火活動が活発化し、住民生活にも大きな影響を与え、現在なお、その状況が続いているところです。先ほど申しました安心・安全ということから考えれば、絶対的なこれといった対応が望まれるところですが、自然が相手であるだけに、困難な点もあろうかと思えます。このようなことから、今回質問をさせていただきます。

なお、農林業関係につきましては、同僚議員の質問が終わっておりますので、総務、教育、建設、福祉、観光、税務といった事項について質問させていただきます。

①平成26年11月25日の噴火から今日までの降灰状況についてですが、これにつきましては総務課長に一括して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

平成26年11月25日の噴火から今日までの降灰状況というお尋ねでございますけれども、御承知のとおり、11月25日から本格的な噴火活動が始まり、時には飛行機も飛べないほどの火山灰を噴出しておりましたので、今後いろいろな対策を採る場合には、降灰量のデータが必ず必要となるということで、まず町長の指示によりまして、12月3日から役場を始め、8カ所で降灰量の観測を始めました。

阿蘇中岳の噴火は25年振りであり、町職員のうちでも、その3分の1は噴火、また降灰自体を経験したことがございませんので、若手職員を当番制にして観測に当たらせました。

観測の容器は簡易なもので、底の面積が大体A5サイズぐらい、このぐらいのサイズになりますけれども、A3の用紙ほどのプラスチック製の容器をおいて、その面積を1平方メートル当りに換算して記録をしております。ちょうど蒲島知事と前川議長が視察をしていただきました1月8日から、翌日9日にかけての降灰量が最も多く、色見総合センターの観測点では、24時間で1平方メートル当たり約2,600グラムを記録しております。活動開始から本日まで約100日間ということになりますけれども、この間の降灰量は色見総合センターでは1平方メートル当たり6,000グラム、6キロを超えております。これは先日視察いたしました鹿児島県垂水市で、火口から6キロぐらいの位置ですけれども、色見の総合センターも火口から6キロぐらいですが、垂水市の同じような環境の年間降灰量は、この5年間の平均が1平方メートル当たり約10キログラムです。ですから、色見では100日間で6キロ降っておりますので、相当の量が降灰として見られたということになります。最近では桜島は1年間に900回前後爆発しておりますが、降灰自体は断続的なものであって、いかに今回の阿蘇山の降灰量が多かったかということを表しているというふうに思います。

以上が現在までの降灰の状況となります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

ただいま、降灰状況については、総務課長の方から答弁いただきました。

②本町へ各機関から状況視察が行われているが、その中で今後の降灰対策に直接つながるような反応が見られたら、そのことについてですが、噴火以外、県知事や県議会、つい最近では参議院の災害対策特別委員会の視察など、様々な機関の視察があっていますが、その中で地域としての思いにつきましては、町長、また地域の方からの思いといったものが十二分に伝わっていると考えます。そのようなことか

ら、今後の降灰対策に直接つながるような反応といいますか、感じ取ることができるものがありましたら、今後の参考に幾つか紹介いただければと思います。議会初日のお話の中では、スピード感と突破力との話も町長からありましたが、これは町長にお伺いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員の御質問にお答えいたします。

反応が見られたのはということでございますが、まずその前に申し上げたいのは、多くの分野で火山灰の降灰による影響が出ていることに関しましては、先の質問、農政の課長、また総務課長の答弁でありましたように、私自身、十分承知をしております。そういう中で一番良かったというよりも、安心を現時点でしていることは、人的な被害が報告されてないということに関しては、私は非常に不幸中の幸いというよりも、良かったかなというふうに思っております。

議員がお尋ねになられたことですが、12月3日前後から火山灰の測定することを始めました。そもそもその前の段階で、これをしっかりした形で国や県に訴えていくという姿勢を決めたわけでございます。ですから、そのための資料として、やはり降灰を、火山灰を毎日測ることが必要じゃないかということでやり始めたわけでございます。それから、高森町だけがその当時はそういう状況でしたので、国・県に訴えまして、またそういう中で国土交通省が動いていただき、国土交通省のデータをもとに熊本県議会、そして熊本県知事、そして県議会の特別委員会政調、そして今度は国に衆議院で火山議員連盟を復活していただいて、そしてそれに基づく突破口として参議院の特別委員会をつくっていただいた。その視察が行われたということは、今後の対策に関しては非常に明るい見通しが現時点では出ているというふうに思っております。

また、県といたしましても、先の県議会の前の、定例会の前の臨時の県議会で、臨時議会で知事の専決処分であれだけの予算の専決をしていただいたということに関しては、多くの視察、こちらから提案したこと、そして理解を求めたことに関しての答えが少しずつ出ているのではないかなというふうに思っております。

今後は、先ほど興梠議員の御質問にお答えいたしましたように、これが国の舞台で、国会の中で議論される予定になっております。そういう中で、鹿児島島の桜島の件は、爆発した止まる、爆発した止まるで、もう一方では恒久的な施策がそのペースに展開されておりますので、やはりそういう形に今後、阿蘇ももっていかなければいけないと。そのことによって、より目に見えてくるのではないかなというふう

に思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長のほうから、不幸中の幸いとして、人的被害が報告されていないということ、またあらゆる機関の視察があっておりますけれども、今後の対策に明るい兆しが見えるような等々お話いただきましたけれども、さて、先の臨時会で国道と幹線町道については、降灰除去車が投入され、降灰の除去は進むものと考えられますが、地域に根ざした幹線以外の町道についても、今後、降灰除去といったことが可能なのかお聞きしたいと思います。

なぜかと申しますと、御承知のように、路上に堆積した火山灰が突風や車の通行によって巻き上げられ、まるで砂嵐のような状況になっている様子をよく見るからであります。住環境の改善といったことから必要と考えますが、いかがでしょうか。建設課長、答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 5番議員の御質問にお答えいたします。

路面清掃についてのお尋ねでございますが、議員がおっしゃいましたように、確かに上から降ってくる火山灰も大変でございますけれども、路上ばかりでなく、あらゆるところに堆積している火山灰が風によりまして本当に砂嵐になるようなことのほうが日常生活には害を与え、不快感が増しているとは思われますけれども、今回の路面清掃作業につきましては、国・県道及び県との協定締結に基づきまして、その路面清掃でありまして、通学路、先ほど申し上げられましたように、通学路及び町道の幹線の総延長70キロを延長しており、既に3月11日より作業を開始しております。

また、今回の降灰除去車、路面清掃車ですけれども、進入が困難な町道を対象としておりまして、幅員の狭い町道については対象としておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 建設課長が、除去車は幅員の狭いところには入らないということですが、私が先ほど質問したのは、幅員の狭いところ、これをどうにかできないかということですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

狭小な道路の作業もできないかということでございますけれども、この作業が可能な路面清掃車が、熊本県内に3台しかなく、非常に少ないわけです。そのすべての車両が大型で、狭小な町道等への進入が困難なため、作業ができないのが現状であります。

ただいまの幅員の狭い生活道路といいますか、町道につきましては、タイヤショベル等や人力等による作業になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えします。補足します。

今、建設課としては、当然、その答弁だと思います。そもそも熊本県というよりも、国土交通省に1台か2台しかないような車でございますので、なかなかそれを町で購入とか、阿蘇の広域で購入というのは厳しいところでございます。

今、議員も御承知だと思いますが、高森温泉館のほうにロードスーパー、路面を清掃する小さい手動型の機械なんですけど、これが1台入ったわけでございますが、私個人の私見といたしましては、これはあくまでも私見なんですけど、何かしらの財源があるとすれば、やはり非常に小型のロードスーパーは効率がいいわけです。ですから、町道の中でも非常に小さい、幅員が狭い町道であったり、なかなか清掃が行き届かない町道は、私はロードスーパー等で可能じゃないかなというふうに思いますが、マンパワーの問題であったり、それを例えばこの地区でどういう使い方をするのかとかいうことも決めなければいけません。そして、その後、事によって差が出るということも良くありませんので、非常に町道の数が多い高森町ですので、対応はしていきたいんですが、その財源に関しても議会のほうもはっきり、私たちが提案してきた場合は議論していただきたいと思っておりますし、何かしら逆に言いますと、提案があるとするならば、提案をしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町長の説明で、温泉館にロードスーパーなるものがあるということで、今後、町長の提案にもありましたように、町長執行部と議員のほうも、そういうことが可能であれば、いろいろ良い知恵を絞り出して、話し合っていくたいと思っております。

次に、③先の鹿児島視察を含めて、現段階での取組状況についてです。このこと

については、職員十数名で鹿児島県を訪問されるなど、今後の対策を練る上での視察を実施されました。

そこで、それを踏まえた現段階での取り組みについて答弁をお願いします。計画段階、検討段階につきましても結構です。この件につきましても、先の質問にありましたように、農政につきましては同僚議員の質問と重なりますので、ここでの答弁は結構です。総務、教育、建設、福祉、観光などあるわけですが、これにつきましても総務課長に一括して答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

現段階での取組状況ということでございますけれども、御承知のとおり、今まで皆さまにお知らせした部分がほとんどかと思えますけれども、12月27日から29日まで、国土交通省に協力をいただいて、路面清掃車による町道の降灰除去作業を行いまして、2日間で町道26路線、延べ74キロメートルの降灰除去を行いました。降灰の除去量は150トンというふうになっております。

また、教育委員会では、11月と12月に、小中学校の児童生徒にマスクとゴーグルの配布を行っております。

さらに、財産管理課では、役場横の防災倉庫がございしますが、この倉庫横にスペースを設けまして、各家庭で集められました降灰の仮置場を設けて、それぞれ持ち込んでいただいております。今まで、仮置場が満杯になりましたのが2回ございまして、アグリセンターの職員がアグリセンターの機械、それから車両を使いまして、町内の建設業者の土場を借りまして、集積所にしてはありますが、ここに移動しております。これまで2回、合計で2トンのダンプで5台分を移動しております。もう既に次も仮置場が満杯状態になっておりますので、近々、移動をしなければならないというふうに考えております。

噴火が始まりましてから間もなく、対策の参考になることはないかということで、鹿児島市のホームページを総務課のほうで見ましたところ、降灰を集める袋、鹿児島市では克灰袋ということになっておりますけれども、各戸に配布しているということを知りました。しかし、噴火がいつまで続くか分かりませんので、とりあえず見本を取り寄せたり、見積りを取るなどの準備をしておりましたけれども、やはりこれはどうしても必要だという判断をいたしましたので、2月になって6万枚を発注いたしました。6万枚で約33万円ぐらいになります。普通のレジ袋よりも少し厚手でございまして、降灰が約15キロぐらい入る袋でございまして、発注から納品

まで1カ月ほどかかりましたので、ようやく配布の準備ができましたので、明日、駐在員さんに配布をお願いするというので準備をしております。

なお、この降灰袋の財源でございますけれども、広報たかもりでもお知らせをしておりますとおり、熊本フレイン様から降灰対策のためにいただいた寄附金によって作らせていただいております。先ほど町長もロードスウィーパーと申しましたが、正しくは手押し型スウィーパーですけれども、温泉館に備えておりますのも、この寄附金で購入をさせていただいております。

県議会の自民党県議団がおいでになりました折に、県議会のほうにも情報いたしましたけれども、ロードスウィーパーが入らない狭い道であったり、歩道の部分については、この手押し型のスウィーパーを活用したいと思っておりましたので、これに対する財源的な補助であったり、そういうお手伝いをいただけないか、またそういう提案を県のほうにさせていただけないかという要望をしているところでありまして、なかなか町長も申しましたとおり、どういうふうに配置するかという問題もございましたので、なかなか全体的な購入には至っていないというのが現状でございます。

そのほか、第2回の臨時会で御決定いただきました、農林政策課及び建設課関係の補正予算が主なものとなっております。

それから、2月9日、10日に、鹿児島市と旧桜島町ですけれども、それと垂水市の視察をさせていただきましたけれども、私以下10名の職員でまいりました。その中で、桜島の噴火は長く続いておりますし、先ほど申しましたとおり、ここ5、6年は1年間に900回前後の爆発を繰り返し、断続的ではありますけれども、降灰量も多いわけですが、垂水市の方の話によりますと、季節が変われば風向きも変わるので、仕方がないと思っている人が多いという話もございました。

視察に当たっては、垂水市に対しましては、本町の各課から事前に質問事項を取りまとめて、43項目にわたって連絡をして、当日回答をいただいたところです。

視察の感想と申しますと、興梠議員の御質問の中で、農林政策課長が答弁をいたしましたけれども、なかなかこれといった対策は採られていないというか、やはり自然環境を受け入れられているという状況でございます。垂水市でも土木課の道路の降灰の除去、それから農林課の防災営農対策事業を除くと、あとは学校での空調設備の充実、それからプール水のろ過などの対策、それから降灰袋の配布及び改修、ほかは主立った対策はとっていらっしゃるということでございました。

以上が、現段階の取り組みと視察の内容でございました。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 総務課長の答弁にありましたように、それぞれ対応していただいているようでございます。今後もしっかりした対応をお願いして、次の質問に移ります。

これはあくまで要望といったことで聞いていただければと思います。住民の皆さんがお困りの雨どいにたまった灰についてです。私も昨日、屋根に上がりましたが、降灰後の屋根はざらざらして非常に危険な状態であるということをも身をもって感じたところでございます。若い人は上がっても、高齢者の方にとりましては、とても自分で処理することはできないだろうと考えるわけであります。鹿児島県においては、雨どいを外しているということもお聞きしています。それだけ大変なことだろうと考えるわけです。先の九州北部豪雨における地域の方の共助といいますか、向こう三軒両隣のことも含めて、地域、行政として何かしなければと考えてしまうのは私だけでしょうか。今こそ、そういったことに目を向ける必要があるように感じています。

これは要望ではありますが、いろいろ今後検討も必要、問題等もあり、町長から何か答弁があればお聞きしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

要望ということですので、この議場で私がどうこうということは、まず今現時点でははっきりはお答えできませんが、非常にこれはまずそもそもがいつ収まるかというのが困難な状況でございますので、議員が提案される情報は、非常に正当性があるというふうに思います。問題は、その中で例えば雨どいもそうでございますけど、これはやっぱり民間の民地の中の問題が、雨どいに限っては入りますし、例えば何かその個人個人のことをやっていくとするならば、大前提で、逆に言いますと、しっかりしたその制度をつくったり、その前に議会に特別委員会等々を、やはりその話し合う場を提案したりとか、そういう準備が必要かなというふうには思います。それはなぜかと申しますと、その雨どいに関しては非常に私もいろんな御相談を受けますので、気持ちは十分わかります。

実は、商工会が動き始めまして、お助け隊と、商工会の工業部門、建設部門の方が、この発足をなされるというふうに、そのこともお聞きをしております。雨どい以外にもいろんな御要望が実はありますが、ほとんどが、大半がやはり自分の御自宅の中の、敷地内のことが多いわけございまして、それをしっかり聞くことはできますけど、聞いただけではどうにもなりませんので、これを何かしらやはり手段

としてできる方向性がないかというところは、やはり外部団体、商工会であったり、観光協会であったり、社協であったり、また民間の企業さんであったり、そういうところと話を進めながら、できるだけ住民の方が望まれるような対応はやはり取るべきだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 要望という形ですけれども、町長から答弁いただきました。

それでは、最後の質問④です。今後を予測することは困難なものがあるが、長期にわたって噴火が続いた場合を含め、その対策を実施する上で最も重視しなければならないこととして何を考えているかということですが、自然現象であります今回の噴火について、将来を予測するという事は困難なことだと考えます。早めに終息ということであればよいのですけれども、今後、長期に至って噴火による降灰が続くとした場合、その対策を講じる上で最も重視しなければならないことは何だとお考えでしょうか。これは町長に答弁願いたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 対策を講じる上で重要なことは何かという御質問です。要は、対策の内容、例えば補助制度をつくるのか、そういうものではなくて、対策をやる時に最も重要なことというのは、やはり何を大事にしてその対策を行うかということだというふうに思います。これは考え方になるというふうに思いますが、やはり安心と安全、これが一番重要なことではないかなというふうに思います。安心は、経済的な部分も含めて、生活の基盤をしっかりとすることで、安全に関しては降灰による、火山灰による健康被害や土砂被害、これは災害にもつながりますので、この2点をしっかり考えた上で対策をやっていかなければいけないかというふうに思っております。これはそもそもは国の気象庁も含めまして、中長期化の恐れがあるということから、すべて今回は短期的な降灰対策ではなく、中長期化の恐れ有りという降灰対策の中で、やはりしっかり策を講じていかなければいけない。そのときの最も重要なことは、今、二つ述べたこととございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 行政運営に当たる町長のお考えというものが改めて分かりました。

繰り返しになりますが、今回の噴火は出口の見えないトンネルの中を小さなロー

ソクで進んでいくようなことかも知れませんが、やがて大きな松明になり、早く抜け出すことができるよう期待申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。1時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

早速ですが、町長には、2月24日に開催されました臨時議会において、4月に行なわれる町長選再出馬の表明をされました。今後の高森町のまちづくりに期待を寄せている町民にとっては、待ちに待った言葉であったとっております。私も議員初当選以来、「町民の皆さまの声を町政に届ける」を心に刻み、議員活動を行ってまいりました。1期4年間は余りに早く、本日が今期最後の質問となります。

そこで、本日の質問は、この4年間を振り返り、私がこれまで質問いたしましたことについて、今の状況をお聞きしたいとっております。

質問は5点ございます。まず1点目に、町税等の滞納状況、2点目に行政区と別荘地、3点目に人材の地域育成、4点目に防災と見守り、5点目に高森湧水トンネルと周辺整備について質問いたします。担当課からは現状を、町長からはそのことに関し今後どのようなお考えをもっておられるのかお伺いいたします。

1点目の質問は、町税等の滞納状況についてであります。この質問は平成23年9月定例会で、前年度の歳入歳出決算書の決算審査報告を受け、厳しくなる財政運営の現状と一般財源確保の必要性から、自主財源である町税等の滞納状況につき質問いたしました。当時の総務課長の回答では、各税目、各使用料において、滞納が発生しており、納税されている方々との関係から、課の垣根を越えた問題と承知している。また、当時の税務課長の答弁では、国税徴収法第94条の規定を準用し、軽自動車や家財等の差し押さえを行い、公売会等も行っているとのことでした。この滞納問題は、その担当課のみでなく、役場職員上げての対応が必要であり、徴収

班等の組織を新設してはとの質問に対し、町長からは私も同様な考えをもっており、徴収体制づくりを行うとの答弁をいただきました。今日では、いろいろな体制を確立される中、広報たかもり3月号には「公平な税負担を」という見出しで、市町村を越え、阿蘇郡市併任徴収協定を結ぶ阿蘇郡市町村税徴収向上に係る職員派遣に関する協定書の調印式を行ったとの記事が掲載されました。私としましても、このことはたいへん良いことだと感じております。滞納問題は個々の市町村の問題でなく、阿蘇郡市すべての市町村の共通の課題と再認識したところでもあります。

そこで、担当課には現在の滞納状況を、町長にはこの滞納問題をどう捉えておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） こんにちは。2番 後藤議員の御質問に答弁させていただきます。

町税等の滞納状況についての御質問ですが、担当課はそれぞれ異なりますが、私のほうからまとめて御報告させていただきます。会計ごとに、その滞納額について御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、一般会計で処理しておりますのは、町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税と、また料としまして児童福祉施設使用料、児童福祉施設負担金、住宅使用料がございます。平成26年度につきましては、現在、年度途中でありまして、これから納付が予想され、現時点では確定しておりません。なので、25年度決算をベースに報告をさせていただきます。

まず、町民税につきましては、滞納額が約1,180万円、端数は割愛させていただきます。固定資産税が約4,900万円、軽自動車税が約71万円、入湯税が約326万円となっております。児童福祉施設使用料においては滞納はありません。児童福祉負担金が約45万9,000円、住宅使用料が約188万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては約6万6,000円、介護保険特別会計被保険者保険料につきましては約535万円、国民健康保険特別会計、これにつきましては徴収区分が6項目ほどに分かれておりますが、総額で約7,160万円が滞納額となっております。

最後に、簡易水道事業特別会計でございます。これにつきましては約807万円が滞納額となっております。

このような滞納状況についての対応策として、訪問徴収や家宅搜索、差し押さえ、

公売等を行っているところでございます。また、先ほど議員が触れられましたように、阿蘇郡市併任徴収協定を結んで、阿蘇郡市の税務職員が連携して市町村税等の徴収向上を図っているところでございます。

さらに、県税及び市町村税の徴収向上対策に係る職員派遣につきましても、県との協定により、県北広域本部収税課の職員を派遣いただいているところでございます。このような活動により、町・県民税における徴収率は徐々にはありますが、上昇しているところであります。

また、本町独自の取り組みとしましても、平成24年度から滞納を担当課のみの問題として捉えず、各課の枠を越えた町税徴収プロジェクトチームを組織し、構成職員の地区割り班による高額滞納者等への電話催告や夜間徴収を行っているところでございます。しかし、夜間徴収、家宅搜索や差し押さえ等の活動におきましても、滞納事案の全件を網羅するまでにはいたらず、滞納額の画期的な減少には至っておりません。今後、さらなる徴収強化についての対策を練り、滞納整理に努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、私の統一地方選への再出馬の表明に関しましてお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ議員も頑張ってくださいというふうに思います。

その中で、議員がこの4年間御質問なされた質問で、「あの質問はどうなった」ということが大きな今回の質問の内容に見られまして、その中で町税等の滞納状況、滞納問題について御質問をなされております。その中で、今、議員御質問なされた平成23年9月定例会、そのときに私が答えていることは、議員が行政マン時代だった頃から思われていた、担当課のみならず、役所、役場の職員全員の意識の問題であって、これは総ぐるみでの対応が必要であるというふうに、私も同感するという答えを私はしております。その後、平成23年9月に御質問なされた後といたしまして、平成24年度から、今、課長が申し上げましたように、徴収のプロジェクトチームを編成いたしまして、徴収率の向上に少しでも向上するように頑張ってきたところでございます。その中で、今、課長が申し上げましたように、画期的などんとしたような減少というのは起きておりませんが、そもそも何もしないよりも、今回、24年度から23年9月に一般質問していただいた後に、この活動がプロジェクトチームをつくって、しっかり徴収に当たるということが始まったことに意義

かあるのではないかなというふうに思っておりますので、これはこれ続けること
によって、やはり全庁、全職員さんの意識の向上にもつながってくると。それが徴
収率につながってくるといふふうに確信をもっている次第でございます。

また、その後、この併任徴収協定におきましては、公平な税負担というのは、ま
ずは各首長さんが意識を統一すべきだということで、阿蘇市町村会全部の首長さ
んが、これは意思を統一して、その下に連携をできるところが多々ございますし、
連携したほうが徴収しやすいことも多々ございますので、そういう形で今後この併
任徴収協定に基づいて、現在も徴収を行っているところでございます。

さらに、今後につきましては、これは私の考えでございますが、もちろん今動い
ております徴収プロジェクトチームの活動の強化というのが1点です、町といたし
ましては。そして、もっと私がこの4年間、担当課とお話をする中で常に言ってき
たことは、やはり最初が肝心であるということです。過去の高森町の今残っている
高額滞納者の問題につきましては、やっぱり最初のときが肝心、要はスタートがそ
こを食い止めないとどうにもならないのではないかなというふうに思いますので、
現年課税分の滞納者に関しての早期のこの徴収ですね、ここをしっかりと現年課税分
をしっかりと取っていくということが大事なことだというふうに思っております。

それと、3点目が、不動産は当然ですが、換価性の高い給与であったり、預金等
の差し押さえの強化というのは図るべきだというふうに思います。

それと、4点目は、やはり税務課の職員でも、議員さん一番ご存じだと思います
けど、やはりプロではございませんので、その滞納を整理するプロのアドバイザー
の利活用は、私はすごく効果があるものだと思いますので、これから先はさらに今
よりも専門家に入っていて、若しくは協力をしていただいて、これに強化を
図るべきじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。

ただいま、いろいろな体制づくりを行って、徴収率アップに努めてきたというお
話をいただきましたけれども、やはり各税目、各使用料等において、多くの滞納が
あることも現実でございます。中には相当前からの滞納も予想されることから、納
入の勧奨にさらに努めていただくとともに、個々の納税相談にも十分対応され、今
後とも徴収率アップに向け御努力いただきますようお願いいたします。

また、町長さんからは、町の貴重な自主財源の公平な税負担につき、いろいろと

お考えをいただきました。この問題はどこの町村でも抱えている大きな問題でもあります。町長にはいろいろな施策を行う上でも大きなこととは思いますが、今後も公平な税負担に努めていただきますようお願いいたします。

次に、私はこの町税等の滞納状況の質問の折、町民の関心事であります介護保険の不当利得請求の問題では、国民健康保険及び簡易水道特別会計不祥事件についても伺いました。当時、町長は介護保険の不当利得請求に関しては、今後もしっかり対応していく気持ちである。また、国民健康保険及び簡易水道特別会計の不祥事件については、行政の執行部の中でしっかり相談して、また議会にも相談しながら、最終的な判断は近い将来出さなければならないと答弁いただきました。この問題については、先日、担当課長から議員に対し、詳細な説明を受けておりますが、町民の皆さんはたいへん気にしておられることと思いますので、よろしければ担当課から現状について、町長には当時お答えいただいた考えは今も変わっておられないのか、またその判断の時期はいつなのかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。2番の後藤議員さんの質問に対しましてお答えいたします。

まず、介護保険の不当利得金返還請求につきましては、皆さまご存じのことと思いますが、平成26年5月8日開催の第3回高森町議会臨時会において、訴えの提起を可決いただいております。それから、同月23日に熊本地方裁判所阿蘇支部に対し訴状を提出しております。その後、8月、9月、10月、12月及び本年2月までの計5回、口頭弁論が行われております。なお、詳細につきましては、ただいま係争中につきまして、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、国民健康保険会計及び簡易水道事業特別会計に関する損害賠償につきまして御説明申し上げます。これは課が複数にまたがりますが、私のほうで代表して説明させていただきます。元職員に対しまして損害賠償命令に基づき、支払を命じておりますが、その後、当人に対し面談等も実施し、促しはしているところでございますけれど、本人の健康状態及び生活状況によりまして、いまだ解決できていないのが現状であります。なお、今後も引き続き、面談等を実施いたしまして、促しは継続してまいりますので、今後につきましても報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼をさせていただきます。

後藤三治議員のもう一つの質問にお答えをさせていただきます。そのときに介護保険の不当利得金返還等請求についてお聞きになられまして、私はしっかり対応していく気持ちであるとお答えいたしましたとおり、自分の4年間の中でこれをしっかり対応したというふうに思っております。詳細については、係争中でありまして、答弁は差し控えさせていただきます。

そもそもこの介護保険の問題は、もっと早めに、やはり先ほど申し上げましたように、徴収もそうでございますが、やっぱり初動が肝心ではないかなというふうに思っております。

それと同時に、たいへん高森町としましては、町民の方に申し訳ない案件であります、この国民健康保険の特別会計と簡易水道事業特別会計に関する損害のこの賠償ですね、元職員さんに対しまして命令を命じておりまして、その後も課としては面談等を実施しておるという中で、私も行政の執行部の中でしっかり相談して、また議会に相談しながら、最終的な判断は近い将来出さなければならないという答弁をいたしております。それに対して、その近い将来の判断の時期はいつなのかと、またその気持ちがまず変わってないのかという御質問だと思います。

当然、気持ちはそのままでございます。たいへん私の時代になりまして、この問題を何かしら形をつくるというのは、すごく私にとって重いことでございます。なぜかと申しますと、もともと見方といたしましては、やはり一般の、これはどこの自治体でもそうですけど、こういう問題が起きたときは、国民の方、すなわち高森町は町民の方から見ると、やっぱり役場という組織だからこそできた犯罪であって、それというのはやっぱり緩い環境がそこにあったのではないかという、この住民感情というのがあると思います。だからこそ、これに最終的な決断を何かしら方向性を付けるとするならば、やはり幅広いオープンな議論が私は必要であると。私一人のことで決めることではなく、この幅広くオープンな議論が必要ですので、是非ともその時期はもう私は近い将来と思いますが、やはり議会で当時、確か特別委員会ができておると思いますが、その特別委員会をつくっていただきたいという提案ではなくて、何かしらそこをオープンで議論できることを、絶対そこを避けて通れない、その上でしっかりした判断をしていかなければいけない問題だというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 担当課より現状について報告いただきましたし、私たち議員といたしましても、町民の皆さまの関心事と捉え、その解決方法について協議を重ねているところでもあります。

また、町長からは、当時のお考えと変わりはないということを知り安心しておりますが、町長だけにその判断を委ねるのではなく、私たち議員も真剣に議論をさせていただき、今後、共に方向性を示させていただきたいと、私は思っております。

2点目の質問は、行政区と別荘地についてお伺いいたします。当時、この問題に対し質問をした理由としまして、一つは行政区の見直しでありました。国道325号線バイパスの開通により、町の住宅事情も大きく変わり、一行政区の範囲を超え、超過密行政区が出現するなど、駐在嘱託員さんにおかれましては、たいへん御苦労されているとのことから、その状況に合った行政区の見直しを考えてはどの思いで質問させていただいたところでありました。このことに対し、行政としてはそのような事情は十分承知しているものの、分割や変更となりますと、その地区にお住まいの方々の意見の集約が必要となります。そのような要望が今後、行政区からあれば検討したいとのことでありました。

二つは、行政区内において、行政区未加入者が多く見られることから、加入促進をしてはどうかとの質問をいたしました。

三つ目は、色見、上色見地区に新たに建設された別荘地、いわゆる新興住宅地の行政区への加入促進と、新たな行政区の新設について、平成23年12月、平成24年3月、平成26年6月の本定例会で質問をいたしました。

当時、町長はすべての方々が行政区へ加入いただく、それが基本であります。ただ、これまで長い間、この問題の解決ができなかったことも現実であります。私としては、その第一歩を踏み出したいとお答えいただきました。あわせて、高森町を選ばれた方々のライフスタイルも尊重する必要があると感じているとも回答されました。ライフスタイルを尊重する大事さもありますが、やはり私は行政区に加入いただき、情報を共有するだけでなく、今後のまちづくりを一緒にしていきたいと考えております。

そこで、現在、どのような状況であるのか、加えて今後の町長の考えを町長さんにお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番 後藤議員の御質問で、現状についての部分について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の大きくなりすぎた行政区の見直しについてでございますが、以前、御答弁申し上げましたように、分割や変更となると、地元の意見集約が必要となるということで、該当地区に投げかけをしているところでございますが、現在のところ、進展はあっておりません。しかし、統一地方選後に地区の代表者の方との話し合いをもちたいというふうに考えております。案も持っておりますので、話し合いの上で結論が出せたらというふうに考えております。

現在の駐在嘱託員の任期が来年3月までですので、地区の賛同が得られるということ为前提に、必要であれば条例等の整備を行い、次期の駐在嘱託員の選出には反映できるのではないかと考えております。

また、2点目、3点目についてですけれども、行政区への未加入については、既存の行政区も、いわゆる新興住宅地も同じことだと思っておりますので、併せてお答えをいたします。

自治会の立ち上げや加入は、そのこと自体の必要性やメリットを感じない限り、あり得ないことは言うまでもありません。確かに災害時には最も機能する共助であることは間違いありませんが、組織すること、加入することを十分理解していなければ、共助は機能しないのではないのでしょうか。行政としては、一通りの勧奨はできても、それ以上のことはできないと考えます。今後は、できますなら、議会の皆さまにも御協力をいただきながら、またその中で具体的な解決策を御提案いただきながら、連携して未加入の解消につなげられればというふうに考えております。

また、色見、上色見地区の新たな行政区の問題につきましてですが、先ほど議員からもありましたとおり、町長は、私としてはその第一歩を踏み出したいという意向でございましたので、まず9月29日に該当地区の何名かの代表者の方にお集まりをいただいて、お話を行いました。また、その後、10月30日に対象となる方々に通知を出しまして、集まっていただきましたが、このときは30名ほどでしたけれども、町の基本的な考え方をお伝えいたしました。既に既存の組や駐在区に在籍されている方が、一部ではありますけれども、いらっしゃることから、基本的には既存の駐在区に加入していただきたいということをお話したところです。その中で、一部では持ち帰って結論を出すという意見がありましたし、参加していただいた方は個人で参加された方もありますので、その後、その結果はまだお聞きをしていないというのが現実です。

以上が現状でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

後藤議員の次の御質問ですが、行政区と別荘地のことでございます。この問題を平成23年12月と24年3月、26年6月の定例会で質問がされております。今回、「あの質問はどうなったのか」ということで、やはり議員がたくさん御質問なされている中で、これが多分一番多かったと記憶をいたしております。そういう中で、私は、今もそうでございますが、すべての方々に、やっぱり行政区に加入をしていただくと、これが基本であるという姿勢は崩しておりません。しかしながら、もう議員が職員さん時代だった頃からもそうでございますが、ずっとずっとこの問題は動いてなかった問題なんです。ですから、第一歩を踏み出したいということを答弁をいたしました。その第一歩が、やはりまずはその行政区の見直しの件であります。各駐在員さんとお話を、駐在区長会の後に、私自身いろいろお話をしましたが、地区によっては例えば公民館の公民館長制度が残っておりまして、その区で話し合う前に、やはりその公民館でのお話、その中でのお話の決定も非常に重要な部分がございます。なかなかそこが意見が分かれるということが現実的に起きております。ですから、先ほど課長が言った答弁になったわけでございます。

それと、2点目のこの別荘地に関しまして、これは行政としては今までにない、どちらかというところ介入という形を、議員の御質問の後にさせていただきました。かなりこちら行政としての基本姿勢を伝え、その上でこういう案があるし、私たちが間に入って、もともとある行政区との間に入って、役場が間に入ってちゃんと治めますのでどうですかというお話を、分かりやすく言うと、したわけでございます。ここまでなかなか介入したことというのは、余りありませんでしたので、これは私は第一歩につながっているのではないかなというふうに思っております。御地元の宇藤議員もいらっしゃいますし、そこはやはり地元の議員さんにもお手伝いをいただいて、これからこの第一歩が第二歩になっていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまの答弁から、この問題に対する課題の深さが分かり、このことが長い間、解決できていない実情でもあると、私も承知いたしております。まあそういった中ではあります。先ほど町長さんも言われましたように、町民みんなが加入するのが基本となれば、多少時間はかかっても、そのような形をつくっていただく、そのような形になるように努力していただく、これがやはり必

要だと思しますので、今後ともそういった方々とのお話を継続されるように切にお願いしたいと思います。

次に、3点目の質問です。人材の地元育成についてお伺いたします。町長は、町長就任当初から、子どもたちは町の宝である、この子どもたちへの予算は惜しまないと述べられ、就任2年目の平成24年度当初予算で出産祝い金を始め、子育て支援専門員の中学生までの子ども医療費助成等々、子どもたちへの支援策予算を計上されました。特に注目すべき教育費予算では、高森町新教育プランとしてコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育に取り組み、保護者はもとより、地域ぐるみでの大きな事業へと発展しております。この事業は、現在では本町の教育のみならず、全国においてもこの取り組みが評価されているところでもあります。

また、町長は、人づくりはまちづくり、町をつくるためには人づくりができていなければならない、人づくりがこの自治体を救う基礎なのだとも述べられました。このことに現在問題化されている県立高校の再編問題についても真正面から向き合い、県立高森高校への入学及び在学するすべての生徒を対象とした就学経費や、校外活動への支援予算も計上されておられます。

さらに、本町には待機児童こそいないものの、子育てに悩んでおられる方々はたくさんおられます。外国から結婚を機に来られた方々もたくさんおいでであり、そのような形の一番の悩みは、言葉や環境の違いであります。このような状況を改善するため、平成26年度からは（仮称）子ども・子育て支援センターの設立に向け、子育て中の保護者の意見収集や計画策定にも努めておられます。この問題は子どもの問題で終わることなく、今後は世代間を越えた交流拠点づくりの話も伺っております。

そこで、町長は現在進めておられる高森町新教育プランの進捗状況をどう評価し、今後どうあってほしいとお考えなのか、また県立高森高校再編問題や現在進めておられる（仮称）子ども・子育て支援センターの将来像についてどのような考えをおもちなのかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 次の御質問に答えさせていただきます。

もう議員おっしゃるとおり、私は子どもたちは町の宝であり、これはもう将来、財産でありますので、それに対する投資は予算を惜しまないといったことは、今も継続しているわけでありますので、基本的に高森町新教育プランの進捗状況の詳細については、担当の教育委員会のほうが把握しているというふうに思っております。

が、私が常々側面から見ておりますが、そもそものこの町に誇りをもつという、そしてそういう人材を育てていくという、この新しい新高森町新教育プランのこの進め方に関しては、私は、私が思った以上にスピード感をもって進んできているのではないかなと思いますし、そのスピード感をなぜもてたかと申しますと、やっぱり現場の学校の先生が本気になったということと、それをサポートしていただく保護者の方や地域の方、そして何よりもそれにはお金が必要です。そのお金をしっかり提案したときに、そこをしっかりと議論していただいて、議決していただいた議会の皆さまのこの認識によって、私はこのスピード感が私が思っている以上に倍増しているというふうに思っております。私は高森町のこの教育プランに関しては、新たな第2章、2発目のステージにもう既に突入しているのではないかなというふうに感じておる次第でございます。

それと、県立高森高校のこの問題でございますが、これはよく言われます、新しい校舎に建てなおりますが、そもそも役所は縦割りでありまして、議員さん一番ご存じのように、県もそうです、あれは耐震化で立て直すんです。一方ではこの再編の問題が、今、多良木高校の問題等々ございますし、大いに議論をされているところでございますが、私が高森高校の支援策に予算計上して、議会の皆さんに御理解いただいた後も、今後もやはり41名をクリアしなければいけない年が来るわけなんです。ですから、町が単独でどんどんどん予算をそこに導入していくということも大事かもしれませんが、私はやっぱり卒業生であったり、その高森高校の後援会であったり、そこに働きをかけまして、ぜひ母校県立高森高校のために一肌も二肌も脱ぎたい、若しくは協力を惜しまないという卒業生、OB・OGの方はたくさんいらっしゃいますので、そういうことも啓発をしていきたいし、またそういう後援会、また卒業OB生が多数いらっしゃっていただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

3つ目の子ども・子育て支援センターでございます。これは昨年7月に、まず子ども・子育て支援センターを設立したわけですが、議員御承知だと思いますが、今、月曜、火曜、水曜の朝10時から午後3時までで開設いたしておりますが、非常に利用者が多いです。窓口を広くいたしております。町内の方で、よそに就職や結婚された方が帰ってこられる、里帰りされたときにも利用できますし、若しくは近い近隣町村の方で困られている方に対しても窓口を広げているというのが現状でございます。2月末現在で、保護者も含めまして約1,596名の方が今利用されています。月平均で145人利用されているということは、もちろん多様性を、そこに

目的はただ一時預かりだけではなく、子育て相談だったり、例えば情報のお互いの共有であったりということ、若しくは講習会等々もありますので、利用者が多くなるのはこれは当たり前かなと思いますけど、私が思っている以上に、やはりこれは利用者は本当に使われておりますので、やっぱりためになっているかなというふうに思っておりますし、このことによって、やはり将来、この（仮称）子ども・子育て支援センターの設立をより早く、できる限り進めていかなければいけないということを確認した次第でございます。

そういう中で、この（仮称）子ども・子育て支援センターなんですけど、私か思うには、問題はやっぱりこれはハードの部分があると思うんです、建物の部分ですね。これは単に建てればいいという話だけではなく、将来を見据えた上で建てないと、過去の高森町のような状況になり得ることもございますので、ですから将来のランニングコスト、毎年毎年かかる経費も含めまして、やはり予想できることはしっかり予測していかなければいけない、積み上げていかなければいけないと思います。一番はやっぱり財源の問題であると思います、ハードに関してはですね。ソフト的には、もう必要性が分かっている以上は、そこに関して素人ができることではございませんので、職員の体制も含めて考えていかなければいけないし、問題は私はハードの財源の部分かなというふうに思っておりますが、ちょうどタイミング良いということではありませんが、地方創生という国が打ち出しました施策を、そしてその中でやはりこの世代間を越えた多様性がある施策というのは、非常に評価が高くなるというふうに確信をもっております。国が何かをやらせるのではなく、地方から私たちの町にとってはこれが必要なんだ、なぜかといえば、こういうことなんだということをしっかり計画を立てなさいというのが、実は今年なんです。だからこそ、地方創生の総合計画の中に、中心にこの（仮称）子ども・子育て支援センターをもっていくことによって、より財源の担保ができる可能性が出てきたというふうに思っております。しかしながら、その地方創生も今までのように、ただ何かつくり出す、これが欲しいです、少子化の問題に対してはこうなんですといても、そんなのは全国どこの自治体でも上げてきますので、よりとんがりをもった、際だった計画が必要です。その際だった計画の一つが、先般、臨時会で申し上げました地方創生、先行型の部分のウェアラブルデバイスを使った見守りシステムというのであるということです。だから、ここからスタートいたしまして、地方創生の枠の中で一番中心に来るのが、私はこの（仮称）子ども・子育て支援センター、すなわちそれというのはやはり多様性をもった複合型の施設になることが、私は当然そうい

う形になってくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 町長のほうから詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございます。私も子どもたちへの取り組み、またそういった世代間を越えての取り組みについては大いに共感するものがありますので、今後ともそういったことに御尽力いただきますようお願いしたいと思います。

この問題をした時の趣旨といたしましては、やはり地元におる子どもさんたちが、やはり地元に残る、そういう視点とはどういうことなのかというようなことから質問をしたと、私も思っております。この事業が将来、そういう子どもさんたちが地元に残れるように、環境、職場づくりに、私も一緒になって参加していきたいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いします。

次に、4点目の質問です。防災と見守りについてお伺いいたします。この質問につきましては、私を始め、多くの議員が質問されたことでもありますが、今回は防災と見守りを分けてお伺いしたいと思います。

まず、防災の質問としては、平成24年7月12日に発生した九州北部豪雨災害では、本町の上色見地区を中心として多大な被害をもたらしました。これまで幾多の災害を経験した町民は、昨今の日本各地で発生する災害と重ね合わせ、真剣にこれまでの災害対策を見直す必要を感じておられる町民の方々も多いことと思います。現在なお、その後、復旧作業が行われている状況から、いかに災害から身を守るかが大きな課題となっております。あわせて、今回の災害後の課題として、公助の限界を認識するとともに、自助共助の必要性が上げられました。その結果、町内各地において自主防災組織の立ち上げが行われているところでもあります。また、併せまして、住民福祉課では、国の補助を受け、災害時要援護者避難支援事業として要援護者の対応にも取り組んでおられます。

そこで、もうこの自主防災については何度もほかの議員も質問されておりますので、簡単に現状をお答えいただきまして、町長さんには今後どうしていかれるのかを、時間の都合もありますので、簡潔にお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番 後藤議員の御質問にお答えいたします。

昨年12月に防災組織の現状については御報告をいたしました。現時点で21

駐在区が16の自主防災組織を組織しておりまして、このうち8つの自主防災組織が独自に訓練をされまして、上色見地区におきましては、町主催で防災訓練を実施したところです。5つの駐在区につきましては、本年度中に設立予定というふうになっておりましたけれども、現在のところはまだ設立はされておられません。残る旭通、昭和、上町、それから色見地区、3つの駐在区におきましては、まだ未定ということになっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 現状については、課長が答弁したとおりでございます。議員がお尋ねの、私が今後どう思うかということで、当然ながら、これはこれが一番の策でありますので、さらにつくっていただくように啓発をしていきたいというふうを考えております。しかしながら、なかなか言葉だけをお願いします、お願いしますと言っても、出来上がらないのが現状でございます。それが今言った数字でございますので、例えばできている地域の活動とか等々を、やはりたかもりポイントチャンネルで徹底して流すと、お伝えするということによって、必要性を一人一人の町民の方が映像で見ることができるのではないかというふうに思っておりますので、たかもりポイントチャンネルの東局長には、たいへん仕事も増えると思いますが、そういうところもしっかり今後対応していくように指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君にお願いいたします。残り時間5分でございます。簡潔にまとめて質問をお願いしたいと思います。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） すみません。ただいま時間の警告がありましたので、ただいまのことにつきましては、やはり何といたっても、やはり災害から身を守るためには、自分でやはり判断する。また、そのできない部分については、やはり隣にお住まいの方、地域の方の支えをいただきながら、そういう日々の訓練、そういうことがやはり一番大事だというふうに思っておりますので、今、町長さんが言われましたように、ポイントチャンネル等を使って事例等の紹介をしながら、町中全体がそういうことになるようにお願いしたいと思います。

見守りについて、ちょっと質問しようかと思っていたんですが、簡単に言いますと、やはり見守りとは、今言いましたような自主防災とか、そういう避難体制も一つの見守りでございますが、やはり健康を維持するために、いろいろな趣味を生か

しながら、日々活動されている方々がたくさんおられます。そういった方の成果によりまして、言い換えれば、保険料等の抑制にもつながるということから、今現在、町中でいろいろなグラウンドゴルフとかパークゴルフ、それからサロンとか、いろいろなことをしながら自分の健康維持に努めておられる方がたくさんおられますが、私はどちらかというと、こちらのほうに今後は町としては力を入れて、見守りを強化していただきたい。その場合は、やはり支援策を今後考えていただきたいということで、町長さんに簡単に結構ですが、御答弁いただければと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、後藤議員がおっしゃったことは、私は選挙に今後、立候補いたしますので、当選した暁にはしっかり対応していきたいというふうに思いますし、そもそも健康を維持するということは大事な、一番これは保険料の抑制につながります。よく理解いたしてしおります。ただ一方では、やはりもう既に健康状態がよくない方に対しても、同時にやはりそこはしっかり対応していかなければいけないということで、大事なことは見守りという観点から見れば、議員がおっしゃったそのスポーツ大会や老人会等々の活動に対して、より幅をもたせてあげるという趣旨は非常に必要なことかと思っておりますので、6月の新年度予算に私が計上できるようになるために努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問、5番目になりますが、高森湧水トンネルと周辺整備についてお伺いいたします。もうご存じのように、幅・津留遺跡の発掘作業も2月末をもって完了したというようなことで、近々やはり県道熊本高森線の工事再開もあるのではないかとこのように、私は期待しております。そういった中で、先に質問した折に、やはり高森町の玄関口である高森湧水トンネル周辺の整備をすることは、町中の観光地への拠点にもなるということで質問させていただきましたけれども、いろいろと質問したいことはあったんですが、時間の都合で町長さんにおかれましては、やはり私が一番大切な場所であり、今後の町を左右する拠点ではないかというふうに思いますので、町長さんのお考えだけをお聞かせいただきたいと思っております。すみません。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 高森湧水トンネルの周辺整備についてでございますが、当然、

窓口、玄関口ですから、大事でございます。今、遺跡のほうも終わりました、これから工事が進みます。私は、この予算獲得に相当強く動いたんですが、平成29年度に全部もう舗装まで終わって、現状、終わってしまうというのが現状でございます。それと同時に、この湧水トンネルの周辺整備計画というのは、私が方向性は出しますけど、そもそもその前の方向性として、高森町観光立町基本条例に基づく計画の中で実施していくわけでございます。そこには住民の方やいろんな組織の方の代表が入られて、その計画を進めていくという形が今進んでいるわけです。せっかく、もう時間もないんですけど、これを見ていただくと分かると思うんですが、平成24年度にこの調査研究をして、それをもとに25年度に条例を制定しました。そして、同時に25年度に観光立町推進基本計画を策定いたしました。その計画は平成33年度までの計画です。ここがものすごく大事なところで、もう条例ができて、計画ができたなら、すぐ明日はハードができるんじゃないかとか、そういう感じで町民の方も思われている方もいらっしゃると思いますが、やはりしっかりこのようにして今後、ポイントチャンネルを使って説明をしたいと思っております。8年計画をもって、この高森町観光立町基本計画が進んでいくと、その中の核となるのは、やはり核の施設の 하나가高森湧水トンネル、これは当然窓口ですから、そういうふうになってくるといふふうにお答えをさせていただきます。この計画のとおり現状進んでおります。ですから、ソフトのほうも進んでおりますので、ぜひ議員さんのみならず、議員さんもう皆さん御理解されているので、策定も認めていただきましたけど、この計画自体のこのロングランの8年の計画をしっかり町民に伝えていかなければいけないし、そもそもがこの観光立町の計画というのは、8年、10年でできるものはない、長くかかるものですが、専門色が強い方を入れて、できれば可能な限り、この8年でしっかりつくっていくという計画ですので、もう一回、このこともしっかり地元に戻ってお伝え願えればというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 各担当、それから町長さんの今の気持ちをお聞かせいただきました。私が当初想定した時間では、全部の質問が1時間で終わりはせんだろうかと思っただけなんですけれども、詳しく説明いただきましたので、それから私の質問の仕方もちよっとまずかったな、今後は十分考えながら時間配分を考えていきたいというふうに思いますけれども、また余り触れなかった部分につきましては、そういう機会を今後与えられれば、また町長さんとしっかりお話をさせていただきたい

というふうに思っております。やはり今から子どもたちに期待される町民の方もたくさんおられると思いますので、一緒になって町民の負託に応えられるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。2時45分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

今回は、先に通告をしておりましたとおり、東小中学校の現状と今後についてお尋ねをいたします。

全国的に少子化や過疎化が進む中、文部科学省は1月19日に公立小中学校の統廃合に関する指針を、約60年振りに見直し、1学年1学級以下の場合、自治体に統廃合の検討を促す手引案を公表したとありました。60年前に比べ、少子高齢化や過疎化も随分進んできましたし、町村合併も行われました。また、交通環境も格段に整備されていますし、情報化も進展するなど、学校を取り巻く社会状況は大きく変わったと思っております。

このような状況の中で、60年も見直しがなされなかったこと自体、驚きであります。今回、文部科学省が約60年振りに公立小中学校の統廃合を検討する際の指針を見直すこととなった背景や狙いについてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） こんにちは。それでは、4番 芹口議員の一般質問にお答えいたします。

文部科学省が示した公立小中学校の統廃合に関する手引案の趣旨についてということのお尋ねがありました。これは公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引を文部科学省が公表いたしました。目的は、少子化に対応した活力ある

学校づくりです。御質問の狙いや背景はとの質問ですが、この手引がなされた狙いや背景には、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化しています。そういうことが懸念されています。

このような中、公立小学校・中学校の設置者である市町村においては、それぞれ地域の実情に応じて、教育的な視点から、少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施していくことが求められています。その際、学校統合による魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられます。何の手も打たないまま、小規模校化だけが進み、教育の質の維持・向上はできなくなることは避けたいという危機感がございます。

このため、市町村が学校統合の適否や、その進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討したり、都道府県がこれらの事柄について、域内の市町村に指導、助言、援助を行ったりする際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点を取りまとめたものであり、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援する一環として手引書が作成されています。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 以後、自席から質問させていただきます。

ただいまの局長答弁の中にありましたが、新聞紙上で公立小中学校の統廃合に関する指針の手引でありますので、これを引用したものでございますけれども、ただいま正式には公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引ということですので、これからはこのことを踏まえまして手引という言葉で質問をさせていただきますと思います。

ただいま御答弁をいただきましたように、今後、少子化がさらに継続的に進むことが予想されることから、少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を実施するための手引が示されたものだと思います。

次に、今回の手引では、具体的にはどのように見直されることとなるのか、また通学基準も緩和されたとありますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 自席から失礼いたします。

具体的にはどう見直されるのか、また通学基準も緩和されたとありますが、内容

についての御質問であります。文部科学省が示している基本的な考え方について御説明を申し上げます。まず、学校規模の適正化についてです。学校規模の標準、これにつきましては法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされていますが、この標準は特別な事情があるときは、この限りではないという弾力的なものになっています。

次に、望ましい学級数の考え方として、小学校ではまず複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能にしたりするため、1学年2学級以上が望ましいと考えられています。中学校につきましても、全学年でクラス替えを可能にしたりするため、1学年2学級以上が必要となり、9学級以上が望ましいと考えられています。

通学距離による考え方につきましては、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準をおおよその目安とされています。また、通学時間による考え方については、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学を徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実際にそぐわないケースが増えています。そこで、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長距離通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間においてはおおむね1時間以内と、一応の目安が定められています。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま局長から、学校規模の適正化、また望ましい学級数の考え方等につきまして御答弁がございました。あくまでも、この標準は特別な事情があるときはこの限りでないというような弾力的なものになっているとの答弁もございました。

次に、今回の手引では、離島や山間部では近隣の学校間の距離が遠く、統廃合が困難な場合、また地域の核として、学校存続を望む住民が多いなどの理由により、存続を決めた場合の課題の解消や対策も提示されたとありますが、どのようなものであるかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 統廃合が困難、または地域の核として学校存続を望む住民が多いなどの理由により、存続を決めた場合の課題解消や対策も示され

たとありますが、どのようなものかとの御質問でございますが、手引の中で統合が困難な場合には、小規模校を存続させる際の対策や留意点を提示されています。小規模校のメリットを最大限に活かす方策として、きめ細かな指導ができる利点を活かす個別指導の充実や集団学習が難しいことを克服するため、情報通信技術、いわゆるICTを活用して行う他校との合同授業、遠隔授業等が対策として示されています。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） これまで文部科学省から示されました今回の手引の内容について質問をいたしました。これからは東小中学校の現状についてお伺いをいたします。

はじめに、現在の東小中学校の学年ごとの生徒数についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 現在の東小中学校の学年ごとの生徒数について御説明をいたします。

まず、高森東小学校の学年ごとに、1年生が8名、2年生7名、3年生5名、4年生5名、5年生6名、6年生が4名、合計で35名です。高森東中学校ですが、1年生7名、2年生4名、3年生7名、合計18名となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この東小中学校の学年ごとの生徒数につきましては、資料をいただいておりますけれども、新年度は中学校15名、小学校が34名となっております。新年度の中学3年生4名はすべて男子、2年生7名もすべて男子、また1年生になる現在の小学6年生は男子が2名、女子が2名でありますけれども、女子のうち1名は他の中学校に入学予定ということですので、新年度は東中学校は全校生徒14名中、女子が1名ということになります。小規模校ですので、学年により男女の偏りが生じるのは仕方がないことですが、中学という人生の中で最も多感な時代に、一緒に笑い、楽しみ、そして悩みや苦しみを打ち明け、相談するなど、同性の友達がいないということはいさかいなことではございます。この全校生徒の中で、1名という女子生徒の心のケアにつきましても御配慮をいただき、万全を期していただきたいというふうに思います。

また、一般的には小規模校のデメリットとして、よい意味での競い合いや切磋琢磨

磨の機会が少ないこと、組織的・機能的な子どもの集団づくりができてくいと、少人数だと人間関係が固定化し、争いを避けてディスカッションができないなど、コミュニケーション能力が育ちにくいというふうにいわれております。現在、東小中学校では、このような少生徒数での教育の短所を解消し、しっかりとした集団性や社会性を寛容し、豊かな学力の確保のために、現在どのような取り組みが行われているのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 4番 芹口議員の質問にお答えいたします。

はじめに、今日は傍聴で平田委員長以下、全部の教育委員さん、それから東小学校・中学校の校長も来ておられます。

今お尋ねの少生徒数の教育の短所を解消するための取り組みはということでございますが、その取り組みとして、高森町新教育プランでは、縦軸と横軸から取り組んでいます。

まず、横軸として、先ほど事務局長のほうから話がありましたICTの活用でございます。草村町長のほうで動かされました町の光ファイバー整備を基盤として、その布石を打ってきているところでございます。県の教育委員会の指導を受けまして、県下に先駆けて小中4校のテレビ会議システムを構築いたしました。また、小学校間、中学校間でのICTを使った遠隔授業を実証研究として行っているところでございます。このことは先般、熊日新聞1面、それから朝日新聞の全国版の1面にも大きく取り上げていただき、昨年11月には京都府議会の文教常任委員会からも遠隔授業に関わる視察を受けたところであります。

現在、平成24年度から文部科学省がいろんな事業を今、計画をしておりますが、その一つに新規事業として、人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業というものを計画しています。文部科学省はこの教育の質の維持向上の維持というところに重きをおいておりまして、もうICTが普及したから、もう学校は要らないということではなくて、今いる学校をどう維持し、向上させるかというところでの実証事業であります。

この事業の中身を少し説明させていただきますと、離島や過疎地域等において、今後、少子化に伴い、学校の統廃合も困難な小規模学校のさらなる増加が想定され、社会性の育成を始め、児童生徒同士の学び合いや学校内外の様々な人々との共同学習、多様な体験を通じた課題探求型の学習などが困難となるなど、教育の質の確保が大きな課題となる。そのため、学校教育の質の維持向上を図るための方策として、

遠隔地間の学校同士をICTで結び、年間を通じて合同学習や合同活動を実施することにより、指導方法の開発や有効性の検証を行い、人口減少社会における学校教育の指標に関する検討を行うというものでございます。教育委員会としましては、このことが短所を解消する重要な方策であると捉えています。

全国9地域を限りまして、この公募が先週から始まりました。高森町もその公募に応募するというので、今取り組みを始めたところでございます。明日は文部科学省の担当課長が高森町を視察されます。町長にも同席していただくようお願いしております。教育委員会からの説明の後、中央小学校と高森東小学校をつないだ英語の遠隔授業などを見ていただきます。日本の人口減少社会の教育推進のやはりそういった中でもパイオニアとなるように、この公募に力を入れているところでございます。

次に、縦軸としての小中一貫教育の推進です。町費負担教職員の配置により、複式学級の解消等を図ってきたところですが、高森東には地域のコミュニティがしっかりしておりまして、何よりも小中学校が同一敷地内にあり、保育園も隣接しています。この高森東の長所を生かすことを、より積極的な施策として講じていきたいというふうに考え、取り組んでおります。このことで、今国が動き出しました。現在、温めてまいりました高森東学園構想を実現する絶好の機会が訪れてきたと捉えています。それは本年度の教育委員会制度に続いて、次年度、平成27年度の通常国会の目玉は、学制の改革、6・3制ですね。学制の改革といわれています。安倍内閣の教育再生実行会議の提言を受け、中央教育審議会で学制の改革、小中一貫教育の法制化が進んでおります。これは高森町などが取り組んでいます小中一貫教育を、国が学校制度として法制化するものです。法制化されますと、日本の小中学校が従来の小学校、中学校に加え、新たに小中一貫教育学校、今、国の文科省は仮称と付けておりますが、小中一貫教育学校、そして小中一貫型小・中学校（仮称）の4つの累計になります。市町村教育委員会の判断で設置できるようになりまして、新しい学校のスタイルでは、教育課程の特例として独自強化や指導内容の組み換えができることとなっています。そういったものがもう既に近々、法制化され日本の教育が4つの類型に進むという時代になってきています。新設されます小中一貫教育学校は、東京都品川区が先行しています施設一体型が想定されます。高森東学園は、この小中一貫教育学校に再編すべき好条件にあります。また、小中一貫型小・中学校は、東京都三鷹市が先行していますコミュニティスクールを基盤とした施設分離型が想定されます。高森中央学園は、この小中一貫型小・中学校への再編が考

えられます。高森町新教育プランでは、この国の動きに合わせて布石を打ってまいりました。高森東学園では、小中学校9カ年を一貫ということを念頭にして、今、全国の取り組みの主流であります9カ年を4・3・2制の導入が最適ではないかということを考えています。9カ年を4年、3年、2年という形をつないでいくという教育のあり方です。現在、小学校に一部教科担任制を導入するなど、高森東の小中学校の先生方の相互乗り入れなどを通して、国に先行して取り組みを行ってきております。平成27年度には法制化を見据えて、より具体的な計画を現在、小中学校間で検討しているところでございます。小中一貫教育が保育園を含む高森東の良さを生かした高森東ならではの教育につながると期待しています。

このように、縦軸・横軸により、高森東の教育の維持向上を図ることにより、高森東で教育を受けて良かった、高森東で学びたいと実感できる教育を実現するよう、頑張っていきたいと思っておりますし、このことが現時点では一番重要であると捉えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま教育長から、人口減少社会の教育推進のパイオニアを目指しますとの力強い御答弁をいただきました。また、少生徒数での教育の短所を解消するために、学校教育においては、横軸としてICTの活用、縦軸としての小中一貫教育の推進など、全国の市町村からも注目されるような学校教育が行われておりますし、さらには中央教育審議会での学制の改革、小中一貫教育の法制化にも先駆けた取り組みを行っているとのことで、少子化に対応した、しっかりとした学校教育が行われていることをお聞きし、力強く感じたところでございます。

次に、東小学校への今後の入学予定児童数についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 東小学校への今後の入学生徒数についてというお尋ねでございます。本年度、平成27年度は3名を予定いたしております。平成28年度、6名、平成29年度、3名、平成30年度、6名、平成31年度、7名、平成32年度、4名を予定をいたしております。この上に転入・転出等があった場合には、変動があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま答弁がありましたが、だいたい毎年3名から7名の児

童が入学予定ということでございます。今後もこのような入学予定者で推移するのだというふうに考えております。

今回の手引では、統廃合の判断は学校設置者の自治体が行うものであり、統廃合ありきではないとされております。学校は規模の大小に関わらず、地域のコミュニティの核としての役割ももっております。地域から学校がなくなれば、子育て世代の移転にもつながり、過疎にさらに拍車をかける、コミュニティの崩壊を招く恐れもあるとされております。一方では、次世代を担う子どもの教育環境の向上を最優先に考えるべきだということは言うまでもございません。

今後は少子化が進んでいく中で、学校を含めた町の将来像をどのように描くかも大事なことでございます。東小中学校の統廃合や存続も含め、今後についてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。

東小中学校の存続についての考えはということですので、今、御質問がありました今後ますます少子化が進んでいく町の教育の将来像という形で、まず私のほうから答弁をさせていただきます。

高森町新教育プランに係る教育戦略は、町を挙げて風に乗れ、国や県の動向を見据えて、町内小中学校は4つで一つという考え方を今後も教育面では貫いていきたいというふうに考えております。今、高森町新教育プラン取り組みに、国から大きな風が吹き込んでいます。平成27年度からの、先ほど町長からもありました、第二ステージは国からのこの風を受けて、風に乗っていきたいと考えています。町長の言葉を使わせていただきますと、取りに行くということを考えています。

現在、国が進めております地方創生、少子化に対応した活力ある学校づくりに関する国の新規事業を3つ取り入れることで動いています。一つは、先ほど申しました人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業です。公募が始まりましたので、その申請にこれから全力を尽くします。3年間の指定で、今手元に、先ほど届いておりましたが、公募様式を見ますと、まず27年度の予算は1,000万円ということで、これはハードも可能ということで、かなり良い事業ではないかと思いますが、全国9地域とのことですので、私どものこれまでの成果を生かして、ぜひこの公募に取れるように頑張っていきます。

二つ目は、首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業です。これは全国で40市町村、これには事務職員の加配、加配というのは定数よりも1名多く配

置するということですが、加配が1名付いておりまして、2年間で500万円程度の予算なんですけれども、これについてはもう既に申請を行っております。4月からの新教育委員会制度に伴う新規事業で、新たな学校モデルというところに高森町新教育プランをそっくり入れて申請をしております。首長部局や関係機関等との協働体制を確立して、高森東学園学校委員会、高森中央学園学校運営委員会を核として、小中一貫教育、ふるさと教育を行うという申請をしておりますので、いわゆるこの国の事業に乗って、新教育プランの第二ステージを進めていきたいと考えています。

三つ目は、英語教育教科新規拠点事業です。これは全国25地域、これにつきましては小学校に1人、中学校に1人、英語の先生を加配するという事で、予算規模も3年間で1,000万円ぐらいの事業になっています。小学校の英語の早期化、教科化、中学・高校の指導内容の高度化等、小・中・高に通じた先進的な事業です。県の教育委員会がこれを県で取りたいということで、手を挙げられまして、それを高森町を指名して行う、この英語の目玉事業です。学校としましては、高森町の小中学校4校、それに高森高校を文部科学省の研究開発学校として指定をし、国の英語教育のパイオニアを目指すものでありまして、この事業は中学校ということでございましたが、高森は2校、中学校があるということで、特に県の教育委員会から文科省にお願いして、高森は4校でいくと。それと、小学校の英語の教科化を今後目指して、英語の専門の先生を1人配置しながら、小学校の英語教育を高めていきますが、中学校と高校の英語の高度化ということもこの中に入っておりまして、いわゆる小学校、中学校、高校との連携というのが上がっておりまして、先ほどから出されました、高森高校の活性化ともつながってくるのではないかなということで期待をしているところでございます。

最後に、将来に向けた現状報告を二つさせていただきます。一つ目は、学校ホームページのアクセス数です。各小中学校のホームページを平成25年7月に、現在の県の教育委員会のシステムに刷新いたしました。これも光ファイバーが入ったおかげで、こういった取り組みができるようになったわけですが、実はこの1年7か月余りで、高森の小学校、中学校4校で、アクセス数がなんと33万8,000件あります。その中で高森東小学校が4校の中でもずっと、初めからそうなんですけれども、最も多くて、現在、高森東小学校は約12万件のアクセスがっております。これを土曜日も日曜日も延べて割りますと、1日平均350件のアクセスが高森東小学校にあっていると。子どもの数は35名前後ですけれども、毎日350の

アクセスがっていると。1年7カ月の平均ですごくことです。実は一昨年10月に台湾から選抜された30名の方が視察においでました。高森中学校でICTの理科の授業を見られたんですが、どうして高森に来られたのかということを探ねてみますと、それは台湾でインターネットをアクセスし、高森町のホームページ、高森町の小中学校のホームページをアクセスする中で、行くなら高森だということやって来ましたということで、時間を超えるぐらいの熱心な視察をしていただきました。また、先ほど申しました、テレビ会議システム、それから遠隔授業というのは、町内だけではなくて、全国のどこの学校ともつながります。また、関係機関ともつながります。そして、外国ともつながることができます。情報通信は全国どこでも一律です。教育を発信することで、教育の活性化につながるものと期待をしているところでございます。

最後に、これは紹介ということで、実は総務省で地域創生に資する地域情報化大賞という賞がありまして、高森町教育委員会がその奨励賞をいただきました。教育の情報化を基盤とした誇りと夢と元気を生み出す人づくり・まちづくりということで応募しまして、全国から94点の応募がありまして、13点が選ばれ、2月、東京でプレゼンをいたしました。結果、奨励賞として3月6日、東京ビッグサイトで高市早苗総務大臣より表彰状をいただきました。こういう今、高森町新教育プラン、そして第一ステージ、第二ステージ、そういったものを大事にしながら、これから町上げて4校一緒という形で教育委員会としては教育の充実に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆さん方もよろしく御支援をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ただいま佐藤教育長先生から御報告があったと思います。少子化に伴い、町の教育と環境については御説明があったとおりです。芹口議員の本当に地元の小中学校についての思いであったり、ふだんの御協力であったり、そしていろんなアドバイスに関しまして、改めましてお礼を申し上げたいというふうに思います。町といたしましての考え方を述べさせていただきたいと思います。

私は、この東小中学校の現状と今後についてという質問の中の存続についての考えはという質問項目の中で、今現時点でどう判断する必要性もありませんし、なぜならば、やはり施策をずっと打ってきたからでございます。ですから、間違いなく第二ステージに突入しているということをしっかり私も確信しているわけでございます。そもそも少子化に対応する環境づくりが必要だということで、ICT教育を促進したわけでありまして、議員の皆さまも賛同していただいたわけでござい

ます。そのICTを使う教育環境の構築のためには、もともとの情報基盤整備がなければどうにもならないわけですので、もともとの情報基盤整備、要は光ファイバーの整備をした上でのスタートだったわけでございます。そして、それを生かしたプランが高森町新教育プランでありました。そして、それがこれから第二ステージに突入するということでございます。しかしながら、私たち執行部であったり、教育委員会であったり、議会であったり、子どもたち、若しくは保護者のみならず、このことはこの流れがあってできていることなんだということを、しっかり情報を共有・共感する必要性があるということで、私は自主放送番組、たかもりポイントチャンネルの開局に踏み切ったことも一つのその理由であるわけです。要は、住民の方が一人一人、全員がこの流れをしっかりと理解していただかないと、ただ一方で整備事業を見ると、整備が本当に必要なのか、でも教育はちゃんとしろ、何はちゃんとしろと、めちゃくちゃな議論ではなくて、ちゃんとした流れの下やっている。そのことによって、最終的には東小中学校の存続や今後についても明るい元気が出るような形ができてくるというふうに思っております。

先ほど教育長がおっしゃった、この現在、国が人口減少社会におけるICTの活用により、教育の質の維持向上に関わる諸事業ですね、これは9校指定なんでございますが、9地域ですね、全国で。これは非常に狭い難関でありまして、明日、文部科学省の、実はエースといわれる課長さんがお見えになられますが、そこも含めまして、やはりしっかり今まで取り組んできたことを御報告をして、将来に向けて高森町は全国の中でも、このすべての教育におけるパイオニアに値する学校なんだということをしっかり伝えたいというふうに思っております。

それと、東学園構想のお話もありましたので、一つだけ私が申し上げておきたいことがございます。ここが最後の定例会ですので、高森東小中学校は同じ敷地内にあって、隣接に保育園があるという状況です。私は、本当に将来のことを考えるとすれば、保育園をあな場所に建設されたのは、当時の例えば執行部であったり、議会の議論であったり、若しくは住民の要望だったと思いますが、本当の意味のやはり小中一貫教育をしっかりとするためには、特に過疎地帯はその前に当たる就学前教育も本当の意味での一貫の教育環境が構築できれば、より良くなるのは間違いないというふうに思っております。と同時に、議員が提案されました東小中学校のことではなく、同じ子どもが通う中央小学校、高森中学校のほうも小中一貫教育をしっかりとやっていくための環境整備が今後必ずどこかで決断をしなければいけないのではないかというふうに思っております。

以上、今の小中学校の件に関しましては、東小中学校の件ではございませんが、私はやはり子どもの環境は一緒に4校同時に進めていくべき、そして環境を構築させてあげるべきだというふうに思っておるということを御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今回、約60年ぶりに公立小中学校の適正規模配置等に関する手引が公表された機会に、高森東小中学校の現状や今後について質問をいたしました。ただいま町長や教育長から、東小中学校の現状や今後について答弁がございました。町長からは、存続の考えはもう急いで結論を出すこともないということをお願いしておりましたし、また教育長からは町内小中学校は4つで一つを貫いていきたいというような御答弁もございました。東小中学校は当面は存続をしていくという方向性を示されたものだというふうに思っております。存続をされるからには、これからも小規模校の教育推進のパイオニアとして、小規模校のメリットを最大限に生かした教育の推進を期待しております。

また、学校は地域の精神的支柱ともいえる側面も持っております。少子化と地域の人口減少という一見同じに見える事象の中で、少子化に対応した活力ある学校づくり、一方では人口減少に対応した活力ある地域づくりは町の将来像を描く上でも大事なことではなかろうかというふうに思っております。

そして、地域と学校が両輪となって、活力ある学校づくりのため、価値観の共有ができるような取り組みを行い、地域全体で学校を支える努力があつてこそ、学校も存続できるものであるというふうに私は思っております。そして、将来を担う地域子どもたちが、東小中学校で学んでよかった、東小中学校の卒業生でよかったと思えるような学校づくりに、さらなる取り組みのお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、昨年11月25日からの阿蘇中岳の噴火は、住民の生活、とりわけ農作物に影響や被害が出ております。本日の降灰関係の質問で答弁がありましたように、町長を先頭にいろんな対策が講じられていることは感謝を申し上げます。これからも降灰対策につきましては、スピード感をもって迅速な対応をお願いしますとともに、一日も早い終息を祈りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。3時40分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。1番 宇藤です。

今回の一般質問が最後の一般質問となりますので、よろしく願いいたします。

昨年の11月25日に阿蘇山が22年振りに爆発、噴火となり、毎日のように高森町に降灰が続いております。火山灰対策につきましては、数名の議員さんが質問され、答弁を聞き、今後の対策に期待しております。また、色見・上色見地区においては火口から数キロ以内になり、降灰の量がすごく、日々の生活においても支障が出てきております。1月6日に知事、県議会議長も視察に来られ、現場を見られたことは良かったと思いますが、先月、熊本市の水源かん養で色見の山鳥の阿蘇山登山歩道視察に熊本市の職員さんが来られ、山鳥の区長さんたちと一緒に現場に行きました。その中で阿蘇山の中腹ということをございまして、降灰量もひどく、九州北部豪雨災害からほとんどのえん堤に土砂が堆積しておりました。今後6月の梅雨に入りますと、土石流災害等が発生する心配があります。農業対策も非常に大事でございしますが、災害対策も大事でございします。今後も対策をよろしく願いいたします。

今日の一般質問でございしますが、通告にしがいまして、順次していきますのでよろしく願いいたします。

まず、「高森温泉館」「朋遊館」について、現状と今後はについてお聞きします。私は議員になってのこの4年間、両施設に関する質問を何回もしました。しかし、赤字体質は慢性化しております。さらに、今後に予想される膨大な改修費も懸念材料の一つと考えることは当然だと思います。そこで、この4年間の最後の一般質問として取り上げさせていただきます。通告にしがいまして、高森温泉館について、現状と今後はを質問いたします。

まず最初の質問でございしますが、平成26年1月から平成26年12月までの総来館数と売上金額、また平成25年度との比較は、答弁よろしくいたします。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） こんにちは。1番 宇藤議員さんの質問にお答えいたします。

高森温泉館の平成26年1月から12月までの入館者数と収入金額、また平成25年との比較をお答えいたします。平成26年1月から12月までの入館者数は12万6,683人で、平成25年と比較しますと1万7,478人減少しております。また、収入金額ですが、平成26年1月から12月までの金額4,524万6,525円で、平成25年と比較しますと542万611円減少しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

約540万円減少ということでございますね。なかなか厳しい数字でございますね。

続きまして、アンケート後、直営になって以降の経費削減対策をお聞きしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 自席から失礼します。

高森温泉館のアンケート、直営になってからの経費削減対策についてお答えいたします。まず光熱費、燃料費抑制のため、平成26年4月より、7月から9月を除き開館時間を1時間短縮し21時までとし、平成26年11月から27年2月まで露天風呂、歩行浴を休止しております。それから、サウナマットの取替えにより経費節減を図っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

今後、温泉館の築年数を考えても、多額の維持補修費用がかかると予想できます。予想できる範囲での維持補修費用金額を教えてください。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 高森温泉館の今後予想される修繕箇所及び概算金額について答弁させていただきます。

まず、ボイラーの修繕が第一に上げられます。開館当初からなので約20年が経過しており、いつ壊れてもおかしくない状態です。ボイラー2台とも入替えを行い

ますと600万円ほどかかると考えられます。

次に、来館者からいつも言われている箇所が大浴場のガラスが汚く、外の景色が見えにくいということです。このガラスは2枚構造になっており、幾ら両面を磨いてもきれいにならず、中の部分が汚れている全面ガラスの取替えになりますので、男女浴槽2枚を替えますと700万円ほどかかります。その他修繕箇所については、建物の老朽化による屋根、外壁の補修など、たくさんの修繕箇所があり、2億円程度かかると考えられます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 2億円程度かかるということでございます。かなり厳しい数字でございますね。

次の質問でございます。仮に予想できる維持補修金額が発生した場合の財源はということでお聞きしたいと思います。これは、財政係長のほうに御答弁いただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 財政係長 岩下徹君。

○財政係長（岩下 徹君） こんにちは。

今、1番議員の宇藤議員のほうから御質問ございました、高額な修繕費用を今後必要になった場合、その場合の財源についてということ、財源の当てという御質問だと思います。高森温泉館につきましては、福祉施設といわれながらも、一方では収益を上げることを目的といたしてもおります。そのようなことから、補助金などを当てにするということは非常に難しいかと思えます。

なお、起債ということも考えられますが、起債に関しましては、既存の施設の補修や改修、これを行うことによって施設の延命化、つまり寿命を長くするという施設の延命化が図られる場合は起債の対象とはなりません。ただ、本町でよく使われております過疎債でございますが、過疎債のこのハンドブック、これを見ますと、高い収益が見込める事業についてまで交付税措置のある過疎債をあてるのは適当ではないということから、市町村が設置・運営する施設については、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設が対象とされているということで、温泉館について、高い収益が見込める事業なのか、それともそもそも独立採算は困難である施設なのかということをお考えますと、この過疎債等での起債借入れは難しいのかなと考えるところでございます。

ですので、この場合、交付税措置のない起債の借入れということで、一般事業債

等を、つまり借入れ後の返済額、借金の返済額については、交付税措置のない、つまり単なる借金の返済ということでの対応でしか借り入れることはできないのかなということで、現実的にはこの一般事業債につきましても、本町は今、財政調整基金の残高が十数億ございますので、現実的にはこの交付税措置のない起債借入れというのは考えられないと考えられております。

したがいまして、財源の当てにつきましては、まず高森温泉館の入館料等の使用料収入のほかは一般財源でしか対応できないのかなというふうに財政としては考えているところでございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、わかりました。一般財源ということでございますね。

続いての質問でございますが、温泉館はこれで終わりたいと思っておりますが、朋遊館についての現状と今後を質問します。平成26年1月から平成26年の12月までの、総入浴来館者数と売上金額をお答えいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1番 宇藤議員の御質問にお答えをいたします。

朋遊館の平成26年の1月から12月までの入浴者数について、合計で3,838名となっております。12月につきましては、レジオネラ菌が基準値を超えました関係で、1カ月間丸々開館したわけではないということを申し添えたいと思っております。

以上です。

失礼いたしました。朋遊館の歳入であります。朋遊館の入浴料52万2,400円です。朋遊館の施設使用料9万3,200円というふうになっております。

以上です。失礼いたしました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 3,838名の利用と、合わせましてもやはり60万円程度の売上金額ということでございますね。平成26年1月から平成26年12月までの朋遊館を利用したイベント、地域行事、福祉施策事業の総数をお答えいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

現在、事業の総数というものを把握しておりませんが、社会福祉協議会がミニデイサービスであったり、健康推進課が地域のサロン事業というものを実施し

ておりまして、それぞれ施設の利用者数を申し上げますと、全館、全部を使った方からいいますと450名、交流室のみが2,178、研修室のみが576、厨房につきましては、いろんな行事に使いますので1,551、休憩室が165、サロンにつきましては2回で67名という数字になっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今後、国が推進する数多い地方創生施策の中で、朋遊館の新しい活用は考えられないか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員の御質問にお答えいたします。

国の地方創生施策の中で、朋遊館の新しい活用は考えられないかという御質問ですけど、宇藤議員も先日の全員協議会で、石破地方創生担当大臣のDVDを見られたと思いますのでご存じだと思いますが、地方創生について大臣が発表されている5原則があります。その5原則について御説明したいと思います。

まず、1番目が自立性ということで、外部人材の活用など、地方の自立を支援する施策、2番目として将来性ということで、地方が主体となった夢のある前向きな施策、3番目に地域性ということで、客観的なデータにより各地域の実情を踏まえた施策、4番目に直接性ということで、人や仕事の移転、創出に直接効果のある施策、それと最後に5番目で結果重視ということで、目指すべき成果が具体的に想定され、その検証が行われる施策を前提に進めることとなっています。

また、この5原則に基づき、地方創生を図っていくに当たり、地方の自立につながるように地方自らが考え、責任をもって地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進することとなっており、国は各地方がつくる総合戦略の伴走的な支援を行うこととなっています。

このことから、高森版の総合戦略の策定においても、この5原則をもとに検討を進めているところであります。その中でどのような施策が高森町の地方創生につながるかを地域経済、社会の実態について分析し、外部の有識者等も含めた中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） これまでの答弁から、町長が何か思われることがあるならば、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員の御質問にお答えします。

まず、質問にお答えする前に、御出身地区の色見地区の山鳥の水源涵養の部分のところで、熊本市が来られて、道路ですか、えん堤を見て、非常に火山灰がたまっているということですが、それも午前中に答弁いたしました、基本的には火山特措法、法律の中に阿蘇山がしっかり明記されて、その上でじゃないと何もできないというのが現実でございます。ですから、例えばこれは起こってはよくないことなんですけど、まだその法律に阿蘇自体が入る前の段階で火山灰災害が起きた場合には、違う形での災害対応になるということでありまして。例えば、これを市長が大西市長に代わりましたので、非常に話しやすい環境ではございますが、熊本市は熊本市でいろんなどころとこの協定も結んでおりますし、また維持もお手伝いしなければいけないというのは市も理解していると思います。ですから、もし目の前でどうしてもやらなければいけないことであったり、例えばそこまで予算がかからないことであったり、それが非常に効果がある場合には、地域の方から私の方にまた挙げていただければ、正式に熊本市長宛に働きをかけるということはやぶさかではないということをお答えさせていただきたいと思っております。

それと、本来の問題であります、この高森温泉館、朋遊館の現状と今後はという御質問ですね。今、担当課が言ったとおりでございますが、これは行政単位じゃなくて、多分1月から12月までのほうが、一般のポイントチャンネルで見られている住民の方が1年間ということで分かりやすいことだから言われたと思っておりますし、以前も宇藤議員はそういう形で質問されておりますので、そうかなと思っておりました。最初から、これは一回整理をさせていただきたいんですが、そもそも私が就任した時点で、情報公開が全くなされてない高森町だったわけなんです。だからこそ、情報公開を掲げさせていただきました。情報公開というのは、情報公開の年間のランキングで発表される、中身が精査されるもののみならず、やはりしっかり情報発信をしていくというのが側面でございますので、私はこの温泉館の実益、実の姿というのは、やはりしっかり情報を伝えていかなければいけないということで、まずはそこからスタートしたわけでございます。

その前に、前段に熊本の公共新聞の位置付けではあります、熊日新聞が2回ほど大きくこの問題を取り上げております。これは4年前ぐらいだったと思っております。熊日の記者の方が大きく取り上げられまして、ほかの自治体でも同じような施設の問題が同時に問題化しておりまして、じゃあ高森はということで取り上げられたよう

な記憶がございます。その後に、やはりこのままではいけないということで協議会を立ち上げまして、そこで意見の集約をする、そして同時に全戸調査、アンケート調査を行ったわけです。その中で55～56%の方が高森町として直営で、なおかつ町でもっておいでいただきたいという答えがありました。逆に45%くらいの方は、売却、若しくは一般の民間企業をどんどん入れるべきだというふうにアンケート結果が出たわけなんです。それに基づいて、当分の間、直営でさせていただくという判断をしたわけでございます。これがその流れの中で、そしてなおかつ料金の改正と同時に、やはり直営に戻しますと、これは民間であれば雇用のやり方にもいろいろありますが、直営というのはやはりしっかりした形で法律を守っていかなければいけません。労働基準法も守っていかなければいけませんので、より経費が少なく抑えて、なおかつ効果がある雇用の形をとるしか、現状では方法がありませんでした。その中でが今の体制だということです。今バレルが下がりまして、原油の価格が落ち着いたわけですので、逆にその部分はよかったと思いますが、これは今の世界の経済状況を考えますと、これが長く続くのかなという思いもありますし、よく分からないというのが本音でありますので、そこは流動的に多分、経費に関しては動いていくものがあるのではないのかなと思います。そういう中で、先ほど担当課が答えました、要は温泉館は年間約4,500万円の売上で、25年から26年にかけても500万円落ち込んでいるということでもあります。

財政の今後の修繕は、以前、政策推進課長を以前担当されていたときの甲斐課長が約2億円かかるというふうに答弁をした記憶がございます。その後に、例で挙げますと、南阿蘇村、お隣さんが瓦だけの補修だけで、確か9,000万円ぐらいかかったんじゃないですかね、だと思っております。そういう中で、財政が非常に厳しい中で、やっぱり財政調整基金の積立てというのは必要でございますが、一方では臨時議会でもお話しましたように、社会保障費の、もう本当にこの増加というのが、幅が大きくなってきていますので、財調、貯金を何十億持っていたても、どんどん減っていく状態がこれから続く、だからこそ福祉の施策をちゃんと打っていかなければいけないということなんです。

そういう中で、私は、実は財政の先ほど岩下係長が答弁された、過疎債が使えない可能性が非常に高いというのは、もうずっと前から私も言っていたことなんです。それは起債の中で、要は借金の中で過疎債、辺地債だったら70%ぐらいの交付税措置がありますし、それは非常に有効な一つの手法としてはいいと思いますが、これを全部一般財源で、今から修繕等をやっているか、いかなければいけないとなると、逆にい

いますと、その部分をしっかり議会で議論をするときに、果たして本当にこれが通るのかなど。だからこそ、事前に住民の方の、町民の方のアンケートの結果に基づいて判断をしたいということだったんですが、それが直営というアンケートの結果でしたので、現状はそう至っているということです。

ただし、私、実は高森町町長選挙に出馬を表明したときに、新聞記者の方から尋ねられまして、この問題をどうするのか、ほかの自治体はこんな生ぬるいことはやっていませんよということをはっきりおっしゃいました。私は、ぬるいことはやってないと、ちゃんと順序をもって、町民の方の意見を集約して、議場でしっかり話した上で判断をしていると。しかし、今後さらにこの問題を正面から見据えて判断をしていかなければいけないときは必ず来るでしょうというふうに答えました。要は、やはり住民の方も五十数パーセントの方が残していただきたい、町で直営をするべきだと意見があるとするならば、やはり住民の方がより行きやすい環境をつくるのが私たちの役目であって、また行ってもらう、五十数パーセントの方が週1回でも2回でも行っていただいたら、こういう4,500万円の売上にならないというのも、逆に言いますと事実でございますので、そこはやはり町民の方にアンケートの答弁をそうなされた方は、特にやはり御協力いただきたいと、高森温泉館の魅力を発信していただきたいというふうには思っておる次第ではございます。

今後、もう維持に関してのお金がどんどんかかってくることは、もう事実でございますので、私はこの問題に関しては、やはり再度、議会の議員さんも含めて、オープンな議論をどんどんやっていくべきだというふうに思っております。

あと、朋遊館につきましては、建設時の状況、環境が温泉館とは違うと思います。やっぱり朋遊館、議員もご存じだと思いますけど、特に山東部、山間部に関しては、人が集えるコミュニティの一つの施設としての、お風呂だけではなく、その効果というか、有効性というのはまた別のものも多々ございます。だから、金額、売上、一辺等でこのことを判断するのは、そもそもおかしいなと私は思っております。だからこそ、多分、議員が新しい活用は考えられないかとお尋ねになったというふうに思います。そういう中で、甲斐課長がこの地方創生ということで、5原則に基づき、今後、高森町が総合計画をつくっていくわけですが、その中でどういうふうに盛り込んでいくかということを検討していきたいと答弁しましたが、この地方創生の総合戦略というのは、出したから採択されるというものじゃありません。今まではコピーペーストすれば、出しとけばいいという申請書とは全く違って、非常にとんがりをもった、ほかの全国の自治体と比べて、非常にとんがったところがないと、

なかなかこれは乗ってこないというのは事実でございます。それが大臣がおっしゃる、国がいう、そのやる気があるところ、自分で独自性をちゃんと訴えられるところしか手当てはしませんよとはっきり言われておりますので、そういう中のその総合戦略をつくるがためにも、先般、臨時議会で新しくやる、先ほど子ども支援センターのときもお話もしましたが、そういう計画をつくる前段の部分を、地方創生の枠組みの中でやらせていただきたいという提案をいたしまして、議会在議決をしていただいたということです。だからこそ、私はこの朋遊館につきましては、地方創生の総合戦略うんぬん、それも大事ですけど、もともと建設をされている経費、そしてその今の地域性、そしてこの人口減少、高齢化する、特に著しい山間部においては、朋遊館は別のやはり使用目的が出てきたり、若しくは別の使い方がどんどん出てくる施設ではないかなというふうに思っております。ただ、別の使用といっても、やっぱりそこには財源であったり、ちゃんとした経緯がなければ、プロセスがなければ、それはできないというふうに思っておりますので、今後しっかりこれは地域の方を含めて話し合っていくべきだというふうに思っております。

朋遊館の新しい活用については、先ほど行政らしい答えを甲斐課長がおっしゃいましたが、1番議員さん、いつも提案されますので、逆にせっきくの機会ですから、何かそういう議員が思われている個人的な提案がありましたら、私なりに言っていたるか、若しくは今議場で簡単に言うていただくということも一つかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ただいま、町長から新たな使い方とか使用方法、今後の方向性ということでお伺いありました。私もこの質問の中で、朋遊館の部分においては、私も議会報告会で何回もあそこに行って、地域の住民の方々と一生懸命話をし、そしていろいろな会合とかにも、あそこに行って、やっぱり地域の人たちの思いがあそこにはあるんですね。そして、小中学校が統合したときに、あその野尻の方々が、何かやはり自分たちの集まるコミュニティの場所がいるということで建設を要望されて、そしてまたそのときの町長が、そのとき予算執行されて建設をされたということが一番基本じゃないのかなということが、何回も私も一般質問をする中において勉強してきました。

今日この質問をしたのは、やはりそのようなことを中心とした、そもそも一番大事な、一番基本の部分ですよね、その福祉という基本の部分、そしてまた今、高齢

化もしてらっしゃいますし、お一人暮らしの独居老人の方もおられます。そういうことも踏まえて、やはり福祉事業の、そういうされている町内の事業者はおられますが、その方々をまた取り入れながら、またそういう方々がヒアリング協議会も立ち上げて、一つの老人ホームといったらちょっとあれですが、デイケアセンターとか健康福祉センターなどのような事業に、先ほど甲斐課長が答弁されたような形の中、地方創生の中にそれを入れていく。そうすることによって、やはり朋遊館というものがまた新たな方向性が出るんじゃないかなという思いがしまして一般質問をしたわけでございます。そういう思いでございますので、町長、また今後におきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

次の質問でございます。4年間の町長政治姿勢について質問させていただきます。1番目の個人の政治姿勢と公約についてでございます。まず、個人の公約について聞きます。給料半額、副町長は置かない、政治倫理を守るという相当に厳しい環境設定を自ら個人の政治姿勢の公約とされた4年間でしたが、その結果については議会初日の質疑に対する答弁で答えていただきました。ところで、この4年間において、給与削減、副町長をおかないことで、どれくらいの金額が浮いた形になるのか、よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 金額については、ちょっと算定をしておりませんでしたので大変失礼いたしました。町長の報酬が半額、それから副町長の報酬、合計いたしますと、やがて91万円になります。これの1.3倍が通常の形よりも少なかったということになります。

失礼いたしました。今のは1年間の金額ですので、その4倍となります。また計算をいたします。合計で約4,700万円という形になります。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 年間で91万円、4年間で4,700万円ということでございますね。

次に、政治姿勢について聞きます。

○議長（田上更生君） 1番議員。今、年間91万円の4,700万円は、4年間にはなりませんので、御訂正方。

○1番（宇藤康博君） すみません。月で91万円で、13カ月の、掛ける4年間ということ、4,700万円ということですね。

次に、政治姿勢について聞きます。町長4年間を見ていましたが、いわゆるスピードを最重要視している姿勢だと思いますし、実際に自ら公言されているスピードは絶対的な価値を生む、まさに4年間はそのとおりだったと思います。政治家としては今後同じ姿勢で臨まれるわけでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員の御質問にお答えします。

4年間の私の政治姿勢についてという御質問の中で、個人の政治姿勢と公約についてということで、これはあくまでも私が個人的に行政のトップとして挑む政治姿勢について公約をしたわけでございます。ですから、他の方とはそこはちょっと違う、あくまでも私個人だということでございます。

公約については、質疑でも答弁いたしました。ただ1点、やはりそういう中で前にも申し上げましたが、副町長等々においては、確かにメリットとデメリットがございます。メリットとデメリットというよりも、良い点とちょっと足りなくなる点があるということです。それは同時に、なぜかといいますと、私自身の姿勢がスピードは絶対的な付加価値を生むということをやってきましたので、特にサポートする右腕が副町長であったり副村長さんであったりというのが、存在がないというところは、逆にいうとそこがちょっと空きが出てくることもありますけど、少なくともこの4年間に関しては、そこは感じませんでした。それは初日に言いましたように、総務課長さんがいたり、若しくはベテランの課長さん、課長補佐さん、若しくは国から官僚であったり、県から県の職員であったり来ていて、サポートしてくれておかげだというふうに思っております。

今後も、私の政治姿勢については、スピード感は絶対の付加価値を生むということで、とにかくやれる方向で積み上げると、そしてやりながら修正するという姿勢には変わりございません。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 次の質問にまいります。政策の統括ですね。政策集上でできたこと、できなかったことについてお聞きいたします。

ここに、町長が一番最初に出馬をされた時に、4年前に作られた政策集でございます。第9回のマニフェスト大賞も受賞されております。この政策集上の中で町長は先の定例会だった12月議会で、政策集と照合性ができたことは50%から60%と答えられたと記憶しております。平成23年の町長選挙で掲げられた12ペー

ジにわたる草村大成政策集の中で、できたこと、できなかったことを挙げてください。あくまでも政策集の中であります。ちなみに、行政が中間検証しているデータの数字は判明していますので、御自身のお言葉でお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

次の質問で、私の政策集について、できたこと、できなかったこと。これは約50%から60%ができたというふうにお答えしました。それを具体的に挙げてくださいという質問だというふうに捉えております。

まず、50%、60%というのは、行政の検証に基づく結果でございますし、個人的にはその前に答弁いたしました、個人的には全力で頑張ったという、やりきったという思いはありますということの上で、政策集だけで見るとそうかなというふうに思っておるわけでございます。

そういう中で、6項目ありまして、観光立町を実現するためのまちづくりを1丁目1番地に出しているわけでございます。そして、住民とともに行財政改革を実現するまちづくり、農業に親しむまちづくり、思いやりのあるまちづくり、お年寄りが憩えるまちづくり、それと健康、そして同時にスポーツによるまちづくりというふうに挙げております。全12ページにわたる中で、50～60%できたということと、できないことを1個1個挙げると、ちょっとこれは時間が非常にかかりますので、私としては手がけていることがほとんどですけど、進んでいないこと、進んでいること、手がけてないこと自体はほとんど余りない10%か20%ぐらいしかありません。ただ、それというのはそもそもがハード事業がどうしてもそこになければできないことがありましたので、それは仕方がないのではないかなと思っております。

ただ、よく言われる観光立町を実現するためのまちづくりで、これを細かく採点いたしますと、×印も三角も実はあるんです。これは私から見ると、今議員が自分の言葉でとおっしゃいましたけど、私から見ると、実はこれはほぼ100%に近いぐらいできているんです。行政のルールで考えますと、×になるところがあるんですけど、それはなぜかと申しますと、高森町観光立町基本条例を制定して、そしてそれに基づく観光立町基本計画、先ほどボードで示した、あの計画こそが全部実はこの中のことをあの計画の中に、あの計画が完成することによって、ほとんどが実現できます。だからこそ4年間ではやっぱり難しいということでもあります。

農業に関しても、これは非常に流動性が農業の施策というのは毎年毎年いろんな

ところで細かく変わることもございますが、基幹産業としてやはりしっかりしたビジョンが必要だということで、農業に親しむまちづくりの中でも、この農業に親しむまちづくりも、私は藤原審議員が中心となって策定した新高森町農業プランの中で、十分これからその実施計画で十分賄えていけるものかなというふうに確信を持っている次第でございます。

全体的に見て、中間検証で約五十数パーセント、それも進行中のが残り随分ありましたので、最終的には4年間という限定でいうと、やっぱりできたことというのが50～60%、できなかったことが40%ですけど、そのできなかった40%も現在進行形であり、ただ単に進行形といってるのではなく、ちゃんとした条例に基づく計画を立てた上での進行形だというふうに思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） やりきった、100%できているという回答でございますが、今後におきましても、これはぜひ40から50ぐらいの取り組んだこともあるということでございますが、100%になるように、また今後とも頑張っていただきたいなと思います。

次の質問にまいります。4年間の行政改革についてでございます。一番初めにできたことと、できなかったこと、行政改革ですね。町長は行政改革を掲げられておりますが、政策集と照合して、できたことと、できなかったことを挙げてください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 次の質問にお答えいたします。

行財政改革を促進しますということでございます。まずは財政に関しましては、多額の負債があった平成10年、15年ぐらいまでですか、から見ると、かなり私は改善されているのではないかなと思っております。私がバトンをいただいたときは51億円ぐらいで、43億円まで減らして、情報基盤整備事業をやりました。減らしてやると、まずは減らして、それからやらないと、同時のまま上げちゃうとどんどん上がっていきますので、そういうふうにさせていただいた。その同時に財調を積み上げたということと、臨財債への転換、意識の転換というのは十分私が言うまでもなく、財政担当がしっかりそういう方向で進めていただいておりますので、私は財政については、この4年間だけで見れば、非常にいい方向に向いているというふうに思っております。指数についても、発表された指数がすべてはありません

けど、民間の貸借対照表の見方とは、全くまた行政は違いますので、そこは一概には言えませんが、行政としての指数は改善されているというふうに思っております。

行政改革については、一個一個できたことと、できなかったことということで、私がもうとにかく一番に挙げたかったのは、稼げる高森町づくりに徹する政策集団となれる基礎をつくるということです。そのために、やはり環境の設定であったり、人事交流であったりということをどんどん行ってきました。まずはその姿勢を見せるために、その行財政改革に対する姿勢を見せるということが、給料の削減であったり、副町長を置かなかったということでもあります。

先ほども質問にお答えしましたが、後藤議員の質問にお答えしましたが、やはり公平な課税であったりが絶対必要ということで、全戸調査等々も実施をいたしました。そして、特にこの中で大事だったのは、やはり情報公開、これが強力に進めたつもりでございます。これは新聞によく載りますけれど、情報公開の順位が40番ぐらいだったと思いますけど、それから35番ぐらいになりまして、4番ぐらいになりまして、それから1番になって、そして今年が2番だったということということでございます。それには、議会の方も、議会も同時に参加していただいて、情報公開・発信のほうにかじを切ってくれたということが一つの要因ではないかなというふうに思っております。

逆に、できていないことということに関しては、公募制、よく私は言っていたんですけど、補助金を公募制にして、要は住民が参加して審査するやり方、そういう細かいところまではできてないんですけど、例えばその公開することによって、やはり次のステップとして、じゃあ公募制にしたらどうかとか意見がどんどん出やすい環境に今なってきたということだけは事実じゃないかなというふうに思っております。

あとは、行財政改革に関しても、非常に職員は環境が変わったと思います。しかしながら、十分、私が思っている以上に取り組んでいたと思いますし、逆にいいますと、取り組むので精一杯だった部分がございますので、例えば、県とか国から見れば足りない提案という部分の方向性であったり、そのスピード感というのが、まだそこが見えてきていない。そのためにも、ベテランの方にしっかり財政研修をしていただいたり、そういう布石というのは今もできておりますので、私は将来、必ずできる政策集団になってくれるというふうに確信もっています。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 情報公開のことにつきましては、私も前、一般質問をさせていただいて、本当にいろいろな情報公開がされている中に、かなり光ったわけですね。その中でまた最近においては、ホームページ上で議会中継がされていないということで2位だったと記憶しておりますが、このように光ファイバーで、TPCで、高森ポイントテレビで放送されることは、これでもう全部の点数がもう満点に近い状態でございますので、これは情報公開としてはかなり私は素晴らしいものができるのではないのかなと思っております。

今、答弁された、できなかったことに関して、今後の高森町役場の課題として捉えているということでございましょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 統一地方選を控えておりますので、答弁は差し控えていただきたいと思いますと思いますが、私もその思いをもって表現をしたわけでございますので、継続して、その形になるとするならば、当然それは課題として捉えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 2番目の交流人事についてに入ります。4年間で、過去に前例がない人事交流をなされました。その成果と課題を挙げてください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 次の御質問にお答えします。

成果と課題というのは、成果は多数あります、正直申し上げまして。やっぱり、これが多分結果として出てくるのは、かなり後になるのではないかというふうに思っておりますので、現状の課題はございます。先ほど審議員がおっしゃっていただいた提案型がまだできていない、ここは確かにそうでしょう。そして、それが一つの課題であって、やはり提案型ができない、やっぱり政策をつくる側とすれば、人と、あくまでもその提案をする前には、やっぱり人と人のつながりというのが大事であって、やっぱり人と人の信用が、職員同士の信用がしっかりお互いが成り立てれば、一人だけでつくる施策というのは、余り有効性は発揮しません。やはり周りの方が一緒になって考えるような、そういう環境づくりをしていかなければいけないので、私は課題としては、やっぱりこの4年間ではっきり見えたのは、今までの縦割りでは、到底これから乗り切っていけないと。この4年間の人事交流をさらに確信として向上させていくためには、より縦割りではなく、横串を入れるような組

織編成であったり、仕事の役目づくりだったりをするべきではないかと、私はそれが課題として残る。それはすなわち提案型につながっていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 現在、農水省から官僚の藤原審議員、または熊本県庁から新井補佐が外向で来られております。この3月でそれぞれが国・県に戻られるわけですが、高森町の成果と今後の高森町の課題を述べていただけないでしょうか。先ほど、3番議員の興侶壽一議員の方から、藤原審議員の方では御回答いただきましたので、新井課長補佐さんでお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 健康推進課長補佐 新井堅太郎君。

○健康推進課長補佐（新井堅太郎君） 健康推進課、新井です。1番 宇藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、本会議という場で、2年間の成果と課題、感想について述べさせていただく機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

私は、2年間、高森町で勤務いたしました。まず、その中でもっとも感じましたことから申し上げます。昨年度まで県庁から外向し、政策推進課で勤務された服部審議員も本会議で同様の感想を述べられていましたし、先ほどの町長の答弁の中にもこの言葉がありましたけれども、私も人と人とのつながりの大切さというものをもっとも感じました。

日々、町職員の方々が地域と密接な関わりをもちながら勤務されている結果だと思えますけれども、役場にいらっしゃる多くの町民の皆さまと町の職員の方々が顔見知りで、既に強固な信頼関係が築けている、人と人とのつながりが形成されているということは、県で勤務してきた私にとっては非常に印象に残ることでした。地域の方々に何かお困りのことがある場合、町の職員の方々がその地域の方々と携帯電話で直接に連絡を取り合い、困りごとの解決を協力しながら模索していく様子に心から感服したことを強く覚えております。また、地域の方々が役場からの依頼に積極的に応えてくださり、自らの地域のこととして真に熱心に取り組まれる姿にも強い感銘を受けました。

課題ということになりますと、高森町は過疎化、少子高齢化など、全国の自治体と同様、様々な課題に直面しています。ただ、困難を乗り越えるために、町がもつ強みとしては、これほどのものはないと今感じております。

次に、私が主に携わった健康増進関係の業務についても述べさせていただきたいと思ひます。健康推進課で勤務している保健師や栄養士など専門職は、町民の皆さまの健康増進を支援するため、日々効果的な施策の検討を行っております。健康というものは何ものにも代え難い貴重なものです。しかし、それを損なうまではその貴重さを意識することが少ないものでもあります。「健康増進を支援する」と一言で申しましても、今現在、病気の症状がない方に将来の生活習慣病などの危険性を分かちていただくこと、これは大変難しいことです。また、食べ過ぎですとか、運動不足などについて細かく指摘を受けて、生活習慣を指導されることは誰にとっても愉快なものではありません。ただ、町民の皆さまが将来健康を損なう危険性があれば、町としては当然積極的に関わっていく必要があります。また、医療費的成果の観点からも、健康推進課、さらには保健指導の専門職に期待される役割は年々大きなものになっております。

このような状況でこそ、高森町のもつ人と人とのつながりという強み、これが最大限発揮されるのではないかと考えます。健康というものは、その本質として、長期間にわたる取り組みの結果、やっと維持できるものです。町民の皆さまの健康増進を支援するためには、対象の方、個人との関わりだけではなくて、その方の父母や祖父母、子どもや孫など、二代、三代にわたる関わりが必要になることも少なくありません。このような業務は諸先輩方が長年かけて築き上げてこられた信頼関係がなければ行うことができないものです。いろいろなところで失われかけている、この人と人とのつながりが高森町にはまだ強固に残っていると思ひます。

しかしながら、長期間の取り組みが必要ということは、日々の成果がなかなか見えにくく、業務の方向性を見失いやすいということにつながりがちです。そのようなとき、健康推進課の皆さんと一緒に作り上げました、健康高森21や高森町保険事業実施計画、これを指針にさせていただいて、必要な際には計画を見直して、自身の業務の方向性を作り上げていっていただきたいと思いますと思ひます。これらの計画を作り上げたことを、私の一つの成果とさせていただきますと思ひております。

公共の利益のために、非常に広い範囲の業務を行うことから、地方公務員には幅広い経験と知識が求められます。高森町の強みを体験させていただいたことは、これから先、公務員として勤務するに当たっての貴重な経験になりました。県庁で2年間勤務されている馬原さんにとっても、高森町を外から見て、いろいろと発見することができた、非常に貴重な経験になったのではないかとと思ひます。

最後になりますが、非常に緊張感のある中で、本会議での答弁という貴重な経験

をさせていただきました。議長を始め、議員の皆様方、それから町長をはじめとした執行部の方々に、再度感謝を申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

どうもお世話になりました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 新井課長補佐さん、健康高森21の計画作成、私も最後に携わることができまして本当に、一番最初の回答で人と人とのつながりが一番大事だということと言われて、私も全くその通りだと思います。私も、最後に新井課長補佐さんと仕事をさせていただきました、本当によかったなと思っております。また県に帰られても、今後ますます頑張っていたきたいと思います。

今回が最後の一般質問になったわけですが、この4年間の中で、まず取り組まれたこの光ファイバー事業、それに伴いますTPCの事業ですね、それに新高森町教育プラン、また新農業プラン、色見保育園の新設、九州北部豪雨災害からの復旧工事、観光立町に向けてのさらなる取り組み、また高SPO事業ですね、これは私、かなり期待しております。そしてまた、子育て支援事業、そのほか様々な事業に取り組むことが私もできました。一緒に参加することができました。また、たくさん勉強もさせていただきました。本当に充実した4年間でした。いい経験になりました。また、この経験を生かして、さらにいろいろと今後も頑張っていきたいと思います。

また、今後の高森町がさらに前進し、良くなっていくことを心からお祈りし、執行部の皆様方の今後ますますの御活躍を祈念します。

これをもちまして、私の最後の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

これで、一般質問は全部終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時45分

3月17日（火）

（第3日）

平成27年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成27年3月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 意見案第1号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について
- 日程第3 発議第 2号 高森町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第5 議案第33号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第6 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 議案第35号 平成26年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第8 特別委員長報告について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 宇 藤 康 博 君 | 2 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 3 番 | 興 梶 壽 一 君 | 4 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 | 立 山 広 滋 君 | 6 番 | 森 田 勝 君 |
| 7 番 | 田 上 更 生 君 | 8 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 | 三 森 義 高 君 | 10 番 | 後 藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 財 政 指 導 監 | 村 上 源 喜 君 |
| 財 産 管 理 課 長 | 安 方 含 君 | 政 策 推 進 課 長 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 馬 原 恵 介 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 阿 南 一 也 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後 藤 健 一 君 |

建設課長	松本満夫君	会計課長	岩下公治君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	たかもりポイントチャンネル事務局長	東幸祐君
監査事務局長	古澤要介君	農林政策課審議員	藤原厚作君
総務課長補佐	後藤一寛君	政策推進課長補佐	定光貴史君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	丸山雄平君
税務課長補佐	佐伯実君	建設課長補佐	荒牧久君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	白石孝二君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第1、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、堀田義宗氏は、2期6年にわたり固定資産評価の審査に御尽力をいただいておりますが、その任期が本年5月11日をもって満了するため、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格高潔で、識見も高く、広く社会の実情に通じた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

訂正をさせていただきます。現在、本町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております堀田義宗氏は、2期6年にわたり固定資産評価の御審査に御尽力をいただいておりますが、その任期が本年5月11日をもって満了するため、同氏の再任について、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格高潔で、識見も高く、広く社会の実情に通じた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。

同委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第2 意見案第1号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について

○議長（田上更生君） 日程第2、意見案第1号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） おはようございます。1番 宇藤です。

提出者を代表いたしまして、手話言語法の制定を求める意見書について、趣旨説明を行います。

手話とは、日本語を手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培ってきた。

よって、関係行政長に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さ

らには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、採択していただくようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、宇藤康博君ほか4名から提出されました意見案第1号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第2号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第3、発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。提出者 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部改正について、提案説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、高森町議会委員会条例第19条の改正を行うものです。

改正する内容につきましては、高森町議会委員会条例新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提出された発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正については、可決されました。

-----○-----

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第4、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第6号 高森町特定個人情報保護条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第7号 高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第7号、高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第7号、高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町に副町長を置かない条例及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町副町長の定数を定める条例の制定について

- 議長（田上更生君） 議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 9 号 高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 9 号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 9 号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、3 月 1 0 日、午後 1 時から、第 3、4 委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 1 0 号 高森町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第 1 0 号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 1 0 号、高森町選挙公報の発行に関する

条例の制定につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 高森町行政手続条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第12号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第12号、高森町税条例の一部改正につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町子どものための教育、保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第13号、高森町子どものための教育、保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号、高森町子どものための教育、保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定につきましては、3月11日、午前11時25分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町子どものための教育、保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、

委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正について

○議長（田上更生君） 議案第15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課

長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全

委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

- 文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正につきましては、3月11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、執行部より、議案の表記に誤りがあり、修正の申し出があり、内容については変更がありませんでしたので、修正を許可いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、税務課より沼田課長、佐伯課長補佐及び各係長、午前10時35分から、会計課より岩下課長、午前10時55分から、財産管理課より安方課長、田上課長補佐、担当係長、午前11時35分から、たかもりポイントチャンネル事務局より東事務局長、担当係、午後1時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び各係長、午後2時30分から、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び各係長、午後3時15分から、議会事務局より佐藤事務局長、白石係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成26年度高森町一般会

計補正予算につきましては、3月11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び各係長、午前11時25分から、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長、午後1時55分から、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より後藤課長、藤原審議員、安藤課長補佐及び係長、午前11時30分から、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正

予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第22号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成26年度高森町後期高

齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月12日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第25号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月12日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成27年度高森町一般会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算につきましては、3月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、税務課より沼田課長、佐伯課長補佐及び各係長、午前10時35分から、会計課より岩下課長、午前10時40分から、監査委員事務局より古澤事務局長、午前10時55分から、財産管理課より安方課長、田上課長補佐、担当係長、午前11時35分から、たかもりポイントチャンネル事務局より東事務局長、担当係、午後1時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び各係長、午後2時30分から、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び各係長、午後3時15分から、議会事務局より佐藤事務局長、白石係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

- 文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算につきましては、3月11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び各係長、午前11時25分から、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長、午後1時55分から、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興梶壽一君） 3番 興梶です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算につきましては、3月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より後藤課長、藤原審議員、安藤課長補佐及び各係長、午前11時30分から、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とするこ

とに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

- 文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成27年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長 宇藤康博君。

○文教厚生常任委員長（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月11日、午後1時55分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月12日、午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 3 1 号 平成 2 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 3 1 号、平成 2 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3 番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 3 1 号、平成 2 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3 月 1 2 日、午前 1 1 時 3 0 分から、第 3、4 委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 1 号、平成 2 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 3 2 号 平成 2 7 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 3 2 号、平成 2 7 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第32号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月10日、午後2時30分から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第33号 業務委託変更契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第33号、業務委託変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第33号、業務委託変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年議案第66号で御決定いただいております業務委託契約の変更につ

いてでございますが、熊本市東区東野4丁目15番80号、旭測量設計株式会社、代表取締役 吉田史朗氏を相手方とした、西原・前原線復旧復興防災道路測量設計業務委託契約について、委託業務内容に変更が生じたため、契約金額を102万9,267円増額し、6,420万9,267円とするものです。

地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、変更内容については、担当課から御説明を申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。

議案第33号、業務委託変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

契約変更の主な理由は、契約後、地元説明会を行いまして、最終的に防災道路の路線の線型が決定した時点におきまして、補助事業でもあることからCBR試験を行う必要があり、実施することにしておりました。

このCBR試験とは、路盤、路床の厚みを算定する根拠資料を作成する重要な地質調査であります。当初設計では路線の線型や延長も決定していないため、計上は難しいことから、今回の増額変更となりました。

当初契約額では、6,318万円ということで契約いただいておりますが、102万9,267円増額して、6,420万9,267円で契約させていただきたいと思っております。

なお、この事業は、社会資本整備総合交付金で補助金採択を受けており、変更増額した金額は補助金の対象額となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号、業務委託変更契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第34号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第34号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年議案第70号で御決定いただいております工事請負契約の変更でございます。阿蘇郡高森町大字高森1589番地、株式会社草村道路建設工業、代表取締役 牛島今朝年氏を相手方とした、緊急経済対策継続事業、永野原・河原線道路舗装整備工事について、工事内容に変更が生じたため契約金額を増額し、1億4,707万2,931円とするものです。

地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、変更内容については、担当課から御説明を申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第34号で御提案申し上げました、工事請負変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

契約変更の主な理由は、工事の進捗に伴い、終盤になりまして、沿線地域の住民や地権者の要望により、アスカーブの設置や道路側溝の布設替え等、及び交差点や取付け部分の状態が悪かったため、当初、オーバーレイ舗装箇所が切削オーバーレ

イ舗装の変更となり、またアスファルト殻の処分料や切削料が生じることとなりました。

また、施工延長も約6.4キロと長く、変更箇所、数量も多くなり、また切削機械は特殊車両であるため、高額となるため、事業費の約4.6%の増額変更となりました。

当初、契約額1億4,061万6,000円ということで契約いたしておりましたが、645万6,931円増額して、1億4,707万2,931円で契約させていただきたいと思います。

また、現在の工期を3月25日まで延長して、併せて今回の契約変更を締結したいと思っております。

なお、この事業は、道整備交付金で補助金採択を受けており、変更増額した金額は補助金の対象額となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号、工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第35号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第35号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第35号で御提案いたしました、平成26年度高森町一般会計補正予算（第14号）について、提案理由の御説明申し上げます。

今回の補正は、3月5日に入札を行いました町道整備事業7件の契約状況による工事請負費の減額と、町道維持工事及び改良工事における委託料の増額などございまして、総額1,268万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,564万4,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、まず横山地区用水路整備工事のうち、単独事業として実施する管理用道路について、本体工事の進捗状況により、翌年度へと繰り越すために追加するものでございます。

また、道路等整備事業については、繰越額が確定したことにより変更するものでございます。

7ページをお開きください。

歳入につきましては、歳出予算の減額に伴い、財政調整基金繰入金を減額調整するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出予算について御説明いたします。第7款土木費の道路維持費におきまして、委託料を増額いたしました。2月に発注しております橋梁補修調査設計業務におきまして、草部木郷地区の白水橋において、ウイング部分にコンクリートの亀裂が確認され、その補修のための地質調査が必要になったものでございます。

続きまして、道路新設改良費の委託料につきましては、先ほど追加議案で説明いたしました西原・前原線のCBR試験の増額と、鍋の平橋ボーリング調査結果に基づく増額でございます。

最後に、工事請負費の減額につきましては、3月5日の入札結果に基づく、契約額の確定によるものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第8、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、昨日3月16日に開催し、次回、議会広報「絆」59号発行について審議を行いました。その結果、編集作業については議事録の作成を待って作業を行いますが、議事録完成までに1カ月を要するため、スケジュール的に編集作業が任期中にできないことから、「絆」59号の発行を見送ることとし、新たな議会広報特別委員会に委ねることに決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

たいへん高いところからでございますけれども、一言御挨拶を申し上げます。

今期４年間、最後の定例会、３月議会でございます。４年前に議会議員皆さま方にたいへんな御迷惑をおかけしながら、御推薦いただき、議長という重責を担うことになりましたが、議員経験等も浅く、未熟な私であり、４年間議員の皆さまにはたいへんな御心配・御迷惑をおかけしたことと思っておりますが、本日まで何とかその重責を全うすることができましたのも、各議員の皆さま、そして草村町長を始め、職員皆さんのあたたかい御指導のたまものと、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

４年前、まずは職員の皆さま方に信頼される議会になること、町民に信頼される議会となるために、１０名の議員が一丸となって議会改革に取り組んでまいりました。開かれた議会として、また正しい情報を町民の皆さんと共有することによって、町民の皆さん方との信頼関係をつくっていく機会として、議会報告会等も開催をさせていただきました。４年間で計７回の議会報告会を開催をし、多くの町民の皆さんの生の声を聞くことができました。最初はたいへん厳しい批判の声が多くありましたけれども、少しずつ議会の皆さん方の活動の部分を御理解いただきまして、まあ最近になりますと、本当に励ましていただけるような声を聞けるようになりました。町民の皆さん方にも心から感謝申し上げます。まだまだ議会改革につきましても、第一歩を踏み出したばかりでありますけれども、これからもどうぞ町民の皆さん方のあたたかい御指導と、それからまた御支援・御協力もお願いしたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

また、誰が議会議員に選出されましても、町民の負託に応えるための規範となる議会基本条例を制定することができました。これも１０名の議員が一丸となって取り組んだ成果であり、当時の事務局職員には、たいへんな御苦勞をおかけいたしました。それでもこれからの議員の皆さん方のいろいろな活動に生かされることというふうに思っておりますし、どうかこれからも尚一層の御指導もお願いしたいというふうに思います。

また、今回、たかもりポイントチャンネルの４月１日からの本放送を控え、試験

放送ではありますけれども、議会を今回、生放送することができました。これも議論の透明性、議会の議論の本当の姿を町民に見ていただく機会として捉えております。町民の皆さんに見ていただく、視聴していただくことによって、議員資質の向上にもつなげていけるものというふうに思っております。また、町民の皆さん方にも、まちづくり、行政というものに関心をもっていただければという思いもいたしております。今回、生放送いたしましたけれども、4月1日からなお充実した放送ができますように、町民の皆さま方の御感想、それから御意見もお聞かせいただければ幸いかと思っております。

今3月定例会をもって、4年最後の議会でありまして、4月、統一地方選挙が行われます。草村町長を始め、私たち議会議員も4年に1回の町民の審判を受けなければなりません。町長を始め、皆さん方の御健闘を心からお祈りを申し上げます。また、高森町のさらなる発展と日々住民サービスの最前線で、本当にこの4年間、私たちは確認をしながらきました。町長を始め、執行部の皆さん、そして職員の皆さん方が最前線で町民の皆さま方へのサービス、住民サービスのために奮闘、働かれておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を祈念申し上げ、御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

なお、町長から、今期最後の定例会ということで、御挨拶の申し出がっておりますので、許可をいたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まずは、御挨拶の機会を許していただきましたことに関しまして、お礼を申し上げたいと思います。

平成27年第1回高森町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

まず、議員各位におかれましては、この議会、全議案につきまして承認・可決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

私自身、4年という町長職を一つの節目として終わる時期がやってまいりました。新しい高森町にしたいという思いをもち、町長に立候補し、そして皆さま方の御支援をいただいて、就任をさせていただきました。

就任前に考えていたことが、就任後すぐに修正をしなければならないことが多数ありました。まずは、私は民間の経験しかございませんでした。経営者として17年間、経営という部分で携わってまいりまして、民間の貸借対照表では計れない行

政の財務諸表をしっかりと考え、そして理解をし、何をやるにしても私が訴えたこと、お約束したことをやることは、やはり財政の健全化をより一気に進めないと、政策として最も訴えてきました、今後は高森町が何をやるにしても、情報基盤整備、光ファイバー整備が必要であるということを、やはり実現するためには、この財政というのが非常に大事だなということが最初に私が修正をして取り組んだことだと思います。議会の皆さまにおかれましては、最初の2年間で光ブロードバンドを整備する余力を得ることができたことに関しまして、やはりいろんな御経験をもとに、お知恵をいただいたり、御教授いただきましたことに関しまして、重ねてお礼を申し上げます。

また、それと同時に、議会の一般質問でも当初ございましたように、ハードからソフトへの転換と、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりであるということと同時に、やはりソフトという部分をしっかりとやるにしても、まずは高森町を目立たさなければいけない、要は知名度をアップすること、それと特に職員さんにおかれましては、見た目を気にすること、お客さまに対してファーストコンタクトを、最初の接点が最も大事だということを常々言いながら、職員の皆さまと少しは共有・共感できて、本日を迎えたことだというふうに思っております。

また、いつも私が言います、スピードが絶対的な付加価値を生むということ、それと町、市町村が今後、県や国と直接交渉するには、まずはやる気と思い、情熱、そしてそれが本気であること、そしてそれに伴う人脈をもたなければ、なかなか動いてくれないということ、このことをしっかりと職員さんと話をしながら、少しは理解をしていただいて、今日を迎えたというふうに思っております。なかなか私がいつも言うように、人づくりはまちづくりと、簡単にできるものではございません。諸先輩方がこれまでも取り組まれて、また全国各地で取り組まれてきたことであります。今後、さらに高森町が発展するためには、どうしても避けて通れないこと、そのことはしっかりした本当のことを情報を発信し、住民の方にも負担をしていただくことが出てくるかもしれない、住民の方にもお願いをしなければいけないことが出てくるかもしれないということも、今後しっかり発信していくこと、伝えていくことが、やはり私はまちづくり、人づくりにつながっていくのではないかとこのように思っております。

そして、やはり議会議員の皆さま、そして各地域の皆さまの御要望、たくさん御意見を受けました。そのほとんどが財政の裏付けを必要とするものであることも事実でございます。その皆さまの御要望であったり、御提案を現実にする、そしてこ

れまで高森町として長く止まっていた町の事業であったり、県の事業であったり、そして不可能、厳しいと思われていた夢が、先が見える事業に対しても、私はやはりこれまでのやり方を転換することが絶対条件ということ、そしてその手法のあり方を議会議員の皆さまに御理解と御協力をいただき、そして一緒になって考えて進めていくということによって、議会の協力があつたからこそ、少しは結果が出た4年間ではないかというふうに思っております。改めまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

将来の高森町、これからもどの方が首長になられましても、議会議員になられましても、やはり思いは一緒ではないかというふうに思っております。子どもたちがしっかりと夢を抱き、希望をもって育っていける高森町、そして住民の方々が誇りをもって過ごせる高森町、憩える高森町、そして同時に新しい時代に対してしっかり対応ができる基盤がこの4年間でできました。ですから、今後、やはり議会議員の皆さま一人一人、また私も含めまして、これからこの4年間で基礎をつくったこの功績をもとに、さらに飛躍をしていく高森町であるということに確信をもっている次第でございます。

議会におかれましては、先ほど田上議長の御挨拶の中にもございました、開かれた高森町議会、そしてその改革へかじを切られました。議会基本条例というたいへん熊本県内でも極めて少ない条例を制定され、より議会議員の一人一人の皆さまが責任ある提案であったり、責任ある説明をしなければならない議会へ改革を進めるという、この御英断に心から敬意を表しますとともに、私はこの御英断は、将来必ず高森町の住民の方が選ばれた議会がより今よりも活性化する、そしてより今よりも夢を抱ける、そのことを確信した次第でございます。

私自身、若輩者でございまして、行政経験もございませんので、職員の皆さまも大半の方が年上の方でございました。たいへん礼儀をわきまえないところもあります、私自身がございます。議会の議員さんに対してもそうだというふうに思っております。心からおわびを申し上げますとともに、やはり前に進むという姿勢であるからこそ、時には強い熱い議論になるということもあります。ですから、この4年間は、職員の皆さま、先輩の職員の皆さま、そして先輩の議員の皆さまに、私自身が育てられたのではないかというふうに思っている次第でございます。そして、住民の皆さまにおれましても、町民の皆さまが常に感じられております、若い首長が誕生したという期待感のみで私を押し上げていただきまして、その期待感にしっかり応えるためにも、やはりスピードを気にし、進みすぎたところ、話を聞かなかつ

たところも多々あったと思います。改めまして、おわびを申し上げますとともに、これから先も私自身は、先の一般質問で答えましたように、スピードは絶対の付加価値、そしてまっすぐぶれないということを私自身としては心がけて努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど議長の御挨拶にございましたように、各議員の皆さま、それぞれ御決断なされますことが今後あると思いますが、必ず達成をさせていただくことを御期待申し上げます。私から4年間のお礼と御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（田上更生君） ありがとうございました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成27年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成27年第1回定例会

平成27年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111